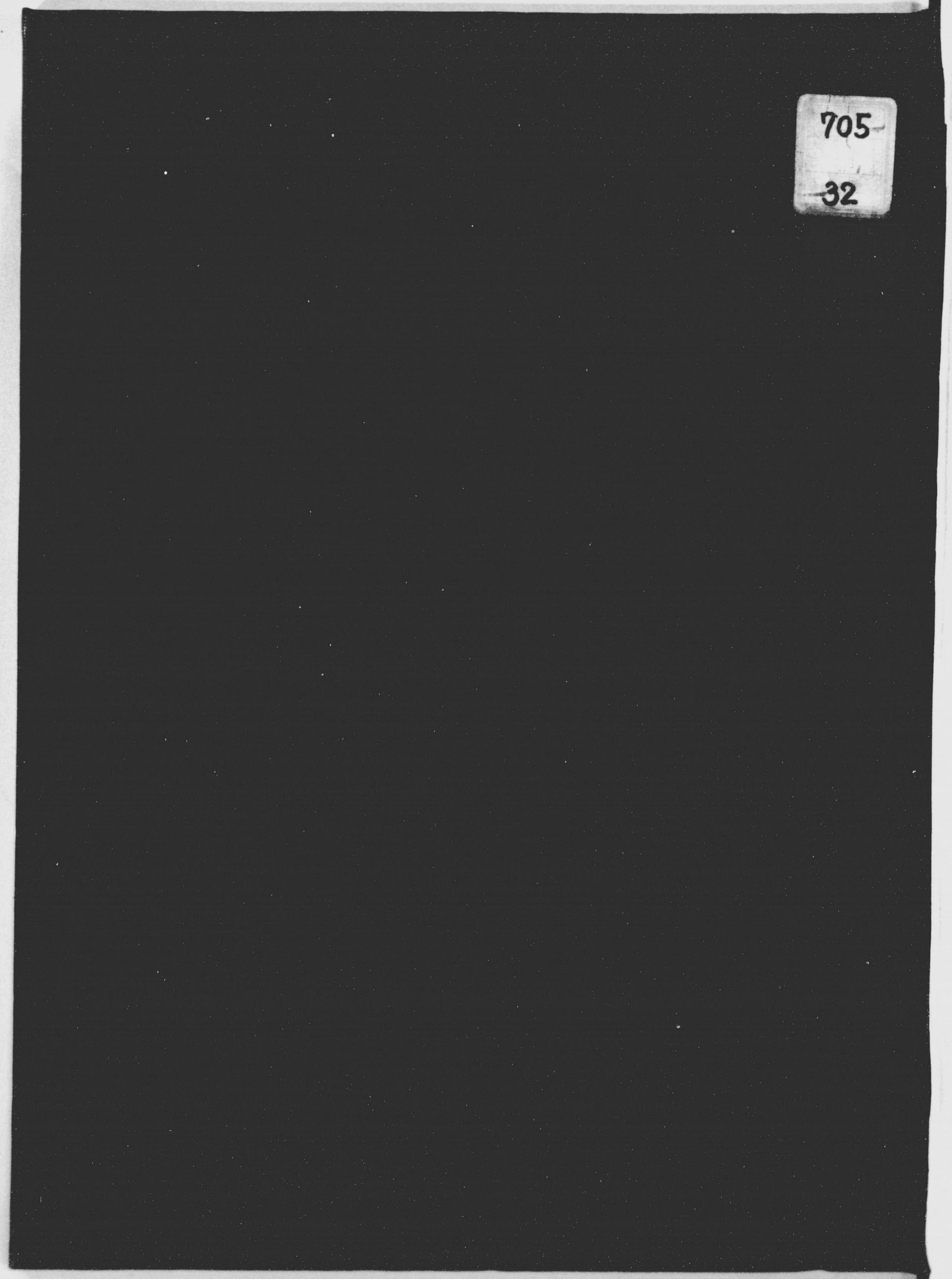
705
32

자82-80

明治大正財政史

大藏省編纂

第八卷

發行元　東京　財政經濟學會

705
32

明治大正財政史　第八卷　目次

第六編　關稅

第一章　總說……一
第一節　序說……一
第二節　關稅條約改正問題……四
第一款　條約改正運動の第一期……四
第二款　條約改正運動の第二期……一八
第三款　條約改正運動の第三期……四二
第四款　條約改正の成功……四八
第三節　開港……四九
第一款　關稅法施行前の開港……四九
第二款　關稅法施行後の開港……五一
第三款　開港港則……六四
第四節　關稅法……七五

第一款　關稅法規の制定……七五
第二款　關稅法規の改正……一〇三
第一項　關稅法の改正……一〇三
第二項　關稅法施行規則の改正……一一三
第三款　關稅法の施行地域……一一九
第五節　關稅に關する諸制度……一二一
第一款　關稅の賦課……一二一
第二款　製產原地證明……一二五
第三款　郵便物……一二五
第四款　旅客携帶品……一二七
第五款　運送通路……一二九
第六款　貨物の收容……一三四
第七款　異議及訴願……一三六
第八款　稅關貨物取扱人……一三九
第九款　手數料及使用料……一四四
第二章　關　稅　率……一五五

第一節　關稅定率法施行前の稅率沿革……一五五
第二節　明治三十年制定一般稅率……一七〇
第一款　關稅定率法の制定……一七〇
第二款　關稅定率法の改正……一七〇
第三款　日露戰時に於ける關稅の增徵……一八七
第一項　第一次非常特別稅の徵收……一九三
第二項　第二次非常特別稅の徵收……一九八
第四款　從價稅の從量稅換算……二二五
第三節　明治三十九年制定一般稅率……二四六
第一款　關稅定率法の制定……二四七
第二款　關稅定率法の改正……二七六
第四節　明治四十三年制定一般稅率……二八〇
第一款　關稅定率法の改正準備……二八〇
第二款　關稅定率法の制定……三四二
第三款　新定率法に依る關稅收入額の異動……四一八
第四款　關稅定率法の改正……四二二

第五節　大正十五年改正一般稅率……四四九
第一款　關稅定率法の改正準備……四四九
第二款　關稅定率法の改正……四六一
第六節　特別稅率……五二九
第一款　特惠稅率……五二九
第一項　關東州の生產品に對する特別稅率……五二九
第二項　淸國及韓國の生產品に對する特別稅率……五三四
第三項　トルコ國の生產品に對する特別稅率……五三五
第二款　保護稅率……五三六
第一項　報復稅率……五三六
第二項　相殺稅率……五三七
第三項　不當廉賣防止稅率……五三七
第三款　生活必需品に對する特別稅率……五四〇
第一項　米及籾に對する特別稅率……五四〇
第二項　麥類に對する輸入稅減免……五四二
第三項　大豆・生牛肉・鳥卵・綿纖絲及綿纖物に對する輸入稅減免……五四三
第四款　關東震災直後に於ける輸入稅減免……五四四

第五款　銅・眞鍮及靑銅に對する特別稅率……五五四
第六款　鐵板に對する特別稅率……五五六
第七款　贅澤品に對する特別稅率……五五八
第七節　協定稅率……五七五
第一款　緖言……五七五
第二款　明治三十二年の協定稅率……五七六
第三款　明治四十四年以後の協定稅率……六〇二
第三章　關稅の免除及拂戾……六一六
第一節　序說……六一六
第二節　關稅定率法に依る免稅及戾稅……六一八
第一款　緖言……六一八
第二款　直接燃料に供する礦油の免稅……六二五
第三款　再輸入に係る輸出貨物の容器の免稅……六二七
第四款　加工を目的とする輸入品の免稅……六二八
第五款　輸入貨物及輸出貨物の容器の免稅……六三〇
第六款　製造輸出品原料及肥料用原料等の免稅又は戾稅……六三三

第一項　大正十年關稅定率法改正以前……六三二
第一目　製造輸出品原料の戻稅……六三二
第二目　肥料用原料の戻稅……六六二
第二項　大正十年關稅定率法改正以後……六六八
第七款　船舶の建造又は修繕用品の免稅……六九五
第二節附表
第一表　輸入稅戻稅及免稅額累年表……七〇三
第二表　再輸出を條件とする免稅品累年表(關稅定率法第八條に依る分)……七〇三
第三表　製造輸出を條件とする輸入原料品(關稅定率法第九條)及船舶建造又は修繕用品(同上第十條)に對する戻稅・免稅額累年表……七〇五
第四表　輸入稅戻稅及免稅表(大正十五年昭和元年分)……七〇六
第五表(イ)　製造輸出を條件として戻稅を受くる輸入原料品戻稅額表(大正十年勅令第二三八號第一條第一種品)(大正十五年昭和元年分)……七〇八
第五表(ロ)　製造輸出を條件として免稅せらるる輸入原料品免稅額表(大正十年勅令第二三八號第一條第二種品)(大正十五年昭和元年分)……七一〇
第五表(ハ)　製造を條件として免稅せらるる輸入原料品免稅額表(大正十年勅令第二三八號第二條品)(大正十五年昭和元年分)……七一二
第六表　船舶建造又は修繕用物品免稅額表(大正十五年昭和元年分)……七一三
第三節　關稅定率法以外に依る免稅……七一四
第一款　博覽會出品外國貨の免稅……七一四
第二款　製鐵業用器具・機械及材料品の免稅……七一八
第三款　獨逸國賠償物件の免稅……七二八
第四節　條約に依る免稅……七二九
第四章　保稅制度……七三一
第一節　序　說……七三一
第二節　保稅倉庫……七三三
第一款　保稅倉庫に關する法規の沿革……七三三
第二款　保稅倉庫の設置……七三五
第三款　庫敷料……七五五
第四款　保稅通路……七五七
第三節　假置場(保稅工場)……七五九
第一款　假置場に關する法規の沿革……七六二
第二款　假置場の設置……七六二
第三款　使用料及手數料……七七六

第四章附表

第一表　保稅倉庫假置場上屋等累年表……七八一
第二表　保稅倉庫假置場及上屋等入貨物噸量表（大正十五年昭和元年分）……七八二
第三表　保稅倉庫表（大正十五年十月一日現在）……七八四
第四表　假置場表（大正十五年十月一日現在）……七八四
第五表　保稅倉庫出入貨物價額表……七八五
第六表　保稅倉庫出入貨物品別價額表（大正十五年昭和元年分）……七八六
第七表　假置場貨物出入一覽表……七八七
第八表　假置場移出入貨物品別價額表（大正十五年昭和元年分）……七八八

第五章　移入稅……七九〇

第一節　移入稅の創設……七九〇
第二節　移入稅の改廢……七九二

第六章　噸　稅……七九五

第六編附表

第一表　輸出入價額累年表……八〇一
第二表　重要輸出入品價額累年表（內地）……八〇四
第三表　輸出入貨物價額類別比率表（內地）……八〇九
第四表　輸出入品價額表（大正十五年昭和元年分）……八一一
第五表　特別輸出入品價額表（大正十五年昭和元年分）……八二六
第六表　關稅其の他稅關諸收入累年表……八二九
第七表　開港別徵收額表（大正十五年昭和元年分）……八三二
第八表　輸入稅額類別表（大正十五年昭和元年分）……八三四
第九表　開港別實蹟表……八三六—八四〇

第六編　關稅

第一章　總說

第一節　序說

我國に於ける現行關稅制度の基礎は、關稅法關稅定率法及其の附屬稅表に在りと雖も、之れ明治三十二年八月新定關稅法の施行以後に係るものにして、其の前に於ては我國に關稅自主の權能なく、專ら諸外國と締結したる條約及其の附屬貿易章程中の稅則に依りしものなり。

抑安政五年六月我國は始めて米國と修好通商條約を締結し、之に附屬する貿易章程を以て、船舶の出入及貨物の積卸に關する手續を定め、又船舶の出入稅率を定めたるが、之れ我國關稅制度の濫觴なり。而して其の稅率は、輸入品に在りては船舶の製造・修繕及艤裝に使用する諸品・鯨漁具・鹽漬食物・パン・パン粉・鳥獸・石炭・材木・米・籾・蒸汽器械・トタン・鉛・錫・生絹及綿毛製品は五分、酒類は三割五分、其の他規定なき物品は總て二割とし、金銀貨幣・金銀地金及自用の衣服・家具・書籍は之を無稅とし、輸出品に在りては金銀貨幣及棹銅を除く外、總て五分の稅率を課することとせり。同年蘭・露・英・佛の四國、萬延元年葡萄牙、孛漏西の兩國、文久三年瑞西國と夫々修好通商條約を締結せしが、其の大體に於ては米國との條約と異なる所なかりき。

安政五年英・佛・米・蘭の四國と條約を締結するや、神奈川開港後五年を以て輸出入稅則を再議すべきことと定め、且つ慶應元年十月大阪に於て右四箇國の代表者と輸出入の諸品總て價格五分の運上を

基本とし、速に運上目錄を改むべきことを約したるを以て、同二年五月此等四國と關稅の改正に關する十二箇條を議定したり。之れ卽ち改稅約書と稱せらるるものなり。該約書に附屬する輸出入稅目に於ては、輸出入貨物の品類を四種に區分し、第一種物品に對しては五分率に依りて換算したる從量稅を課し、第四種物品に對しては原價に從て五分を課稅するものとし、政府の賣却に係る金銀銅の輸出竝に食料・石炭・金・銀・穀物・同粉類・油精・鹽・硝石及旅行用荷物等の輸入は無稅として之を第二種と爲し、米・麥・米麥粉・硝石の輸出及阿片の輸入は各、禁制して之を第三種と爲したり。又同約書には輸入稅未納の貨物を藏置し得べき倉庫の設備に關し規定する所ありしを以て、之に基づき別に借庫規則を定めたり。而して右改稅約書は伊太利・葡萄牙・白耳義・丁抹・瑞西等の諸國も亦之に同意し、漸次追約するに至りしを以て、明治元年以後諸外國と締結したる條約に附屬する輸出入稅目も亦該改稅約書附屬の稅目を採用したり。

貿易章程及改稅約書に定むる輸出入稅は、不平等條約に基く協定稅率なりしを以て、我國にとりて不利なること甚しく、爲に朝野條約改正に熱心研究畫策する所ありしが、容易に諸外國を動かすこと能はず、荏苒歲月を經過したり。然るに明治二十七年八月に至り始めて英國との間に、公正の主義と相互の利益とを基礎とする新通商航海條約の締結成り、玆に條約改正事業は漸く實現の緒につきたり。該條約に於ては、兩締盟國は相互に通商航海の自由を有すべきこと、通商航海に關する稅金或は取立金に就ては、內國臣民若くは最惠國臣民と同一の取扱を享くべきこと、生產或は製造物品の輸入及其の稅金に就ては列國と同一たるべきこと、其の他通商航海に關しては、最惠國待遇を許與すべきこと等を定め、又附屬輸入稅目に於て從價一割を主とする最高一割五分最低五分の稅率を定めたり。

但し此の從價稅率は實行し得べき限り一定期間內に之を從量稅に換算すべく、又該稅目に揭げざる物品に對しては、最惠條款の下に普通國定稅則を適用すべきものと爲し、翌明治二十八年追加條約を以て、其の從價稅に依るものは概ね之を從量稅に換算したり。次いで獨佛墺・米・伊・蘭の諸國とも新條約の締結成りしを以て、玆に多年の懸案たりし條約改正の業成果を結び、我國は始めて關稅自主權を得るに至れり。仍て政府は明治三十年三月關稅定率法を制定公布し、改正條約の實施期たる三十二年七月に先だつ六箇月前の同年一月一日を以て之を施行したり。

然れども當時尙ほ英・佛・獨・墺等の諸國に對しては夥多の協定稅率を存し、而も此等は概して片務的なりしのみならず、最惠條款に依りて其の適用範圍は頗る廣汎に亙りしを以て、我關稅制度は依然著しく拘束を受け、不利益を蒙りしこと少からざりき。而して協定稅則中墺國に關するものは明治三十六年末を以て終了し、其の他の諸國に關するものは明治三十四年に至り諸國と協商して再度の條約改正を實行し、玆に始めて互惠平等の新條約成り、我國は完全なる關稅自主權を獲得したり。

我國關稅制度の沿革に就ては記述すべき所多々之れありと雖も、條約改正以前の事蹟に就ては旣刊「明治財政史」に詳悉する所あるを以て、以下本編に於ては條約改正以後の沿革に就て敍述すべく、而して明治前半期我國最大の關心事の一たりし條約改正問題の經過に就ては、旣刊「明治財政史」に之が記述を缺くを以て、本論に入るに先ちて之を略說し、以て近代的關稅制度樹立の經路を明にすべし。

尙ほ關稅の徵收機關たる稅關に就ては第二編財政機關の部に詳述したるを以て、本編に於ては故らに之を省略に付す。

又貿易章程及改稅約書中に規定せられし輸出稅は、明治三十二年改正條約の實施と共に全然消滅に歸したるを以て、本編に於ては其の記述を爲さず。

第二節　關稅條約改正問題

第一款　條約改正運動の第一期

前記改稅約書中の關稅制度及稅率が、我國にとりて甚しく不利益なりしことは論を俟たずして明かなり。玆に於て政府當局は夙に之が改善に苦慮せしが、如何せん當時は關稅及貿易に關する規定は、悉く條約に依りて定められたりしを以て、各國との協商の後に非ざれば之を改むるを得ざりしなり。斯くして政府は密かに時機の到來を俟ちつつありしが、會〻明治五年を以て安政條約の滿期となるに乘じ、一擧に之を實現せんと圖れり。卽ち明治四年八月大藏卿大久保利通・大藏大輔井上馨が正院に提出したる左の意見書は、當時の政府當局者の方針を示すものなり。

> 租稅ハ經國ノ樞機ニシテ、卽富强ノ根幹ニ候得バ、方今改正釐革シテ賦征其宜ニ適シ、內租外稅以テ經國百般ノ要費ニ供充シ、海陸ノ軍備更張シテ自主國ノ權利ヲ保存シ、海外萬國ト對峙竝行シテ相共ニ干犯凌辱無之樣仕度因テ審按仕候ニ、各港輸出入物品稅ノ儀ハ素外商ノ來テ貿易ヲ事トスルヲ許允セシムルニ依リ賦征致候稅金ニテ、其權利全ク其政府ノ特裁ニ屬シ、決シテ國際公法ニ關スルモノト等シク各國へ協議決定スベキ筋ニ無之ハ、萬國普通ノ例規ト存候處御國ノ儀ハ當初互市御允許ノ際、多少紛紜モ有之其間不得已狀モ有之候哉。殊ニ右輸出入物品稅及貿易規則等一々之ヲ條約書ニ綴リ、且其改革ハ彼此ノ協議ヲ以テ施行スベキ者トシ、甚シキハ內地ノ收稅ニモ繫累シテ聊其抑制ヲ受ケ、往々自主ノ權利ヲ妨碍セラレ候ハ實ニ痛苦ノ至ニ奉存候。終ニ此儘因循致シ候テハ將來如何可有之哉誠ニ一大關心ノ至リニ候。方今百揆擧行庶政振興ノ際幸ニ前日ノ失措ヲ挽回シ、累年ノ宿弊ヲ釐正シ固有ノ權利ヲ保有候樣仕度幸ヒ來壬申年條約更正ノ期ニ際會シ候儀ニモ有之候間篤ト御詮議有之勉テ萬國普通ノ公理ニ據リ、從來關涉ノ宿弊ヲ脫シ至公ノ條約ニ改定致シ、前書輸出入稅目等ノ儀ハ全ク我ノ特裁ニ歸シ、物產ノ多寡流融ノ實況ニ應ジ便宜適正ノ處分相成候ハヾ、物產ノ洪利富强ノ基礎相立隨テ特立ノ威柄モ相備リ可申、此條約改正ノ一擧ハ實ニ御國ノ隆替ニ關涉シ、不容易重件ニシテ然モ其樞要ハ能普通ノ公理ニ體シテ、至公ノ改定ヲ遂ゲ前書輸出入物品稅及商則等全ク我政府ノ特裁ニ歸セシムルニ歸宿可致儀ト奉存候間厚ク御參酌被爲在、尙外務省ヘモ御沙汰相成、右更正ノ目途御審議相成候樣仕度、此段申上候也。

是より先き明治四年中政府は締盟各國に告ぐるに、翌五年(一八七二年)を以て條約重修に著手するの意あるを以てせしが、其の後岩倉大使一行の歐米派遣のことあり、右重修の件は大使歸朝の日まで延期せらるるに至れり。而して岩倉の歐米諸國に條約改正のことを諮るや、米國は之を肯んずるの色ありしも、英佛等の諸國は斷然之を拒絕し來りしを以て、大使一行は空しく歸朝せざるを得ず、斯くして安政五箇國條約の改締は無期延期となるの他なかりき。

然れども政府當局は尙ほ條約改正の素志を棄てず、大藏當局も早晩其の實現すべきを期待し、別に關稅制度の調査を爲さしめたり。卽ち明治六年二月井上大藏大輔は租稅權頭中島信行に對し、『稅關保護稅御制定ノ儀ハ一昨年辛未八月允裁相成居候處、條約御改正ノ期限モ相近ッキ候間、右取調ノ儀其寮ニ於テ一局ヲ開キ取扱可申事』と通達し、之に基き同月稅關中に新に右の一局開設せられたることと之れなり。而して當時大藏省首腦部の方針が保護稅制を採用するに在りしは右に依りて明かにして、此の方針に卽して中島租稅權頭は海關稅則の取調を爲せしが、同年六月十六日之を完了して其

の報告書を提出したり。此の取調書中の「輸入稅目略說」に依れば、輸入稅は商品の必要性と加工の程度に應じて九類に分たれ、其の稅率は第一類必要品及原料品の原價百分の三十を最高とし、其の他第八類國益品は無稅とし、第九類有害品は之が輸入を禁止するものとせり。次に「擬定輸出稅目」にありては、物品を有稅・無稅の二部に大別して、其の品名を列擧し、有稅品に就ては更に之が原價と稅額とを揭げたり。又「擬定輸入稅目」に於ては物品を製藥及藥種・染料及顏料・纖絲・布帛其他、氈席・金屬・獸皮・角牙其他、硝子板・材木・種子・油蠟・穀物・燒酎及釀酒・砂糖・飮料及食物、煙草・家具・文具・衣服及屬品、機械・雜貨・禽獸及肥料に大別し、更に其の各部に就き之が品名と之に對する原價及稅額を詳記せり。

翌明治七年四月租稅權頭松方正義・租稅助吉原重俊は、海關稅改正に關して大藏卿大隈重信・大藏少輔吉田清成に建議する所あり。其の要旨に曰く、凡そ外國貿易の方法は之を大別して自由保護の二主義に歸すべく、其の孰れを採るべきかは一に其の國情に依りて決す。而して本邦の現狀を顧るに、輸入は漸次增加するも輸出は遲々として進まず、其の差額は勢ひ現貨を以て之を償はざるを得ず。仍て速に之を防ぐの途を講ぜざるべからず。然るに本邦開港の當初未だ歐米諸國の事情に通ぜずして、交通條約と貿易規定とを混同し、甚しきに至りては稅法の設定に關しても相互の協定に俟つものとせり。從て今日外交上の急務は條約を改正し、稅權を回復するに在り。卽ち先づ各國と商議して條約を締結し、次に貿易事務に關しては我國權を以て之を定め、唯彼我の便宜上商議を要するものは、特に之を協定に讓るものとせば、以て外貨濫入の憂を除き、國內產業の隆盛を期し得、自ら現貨の流出を防ぎ、紙幣の信用をも維持するを得べしと。其の建議の全文左の如し。

海關稅改正建議

土ニ質味風候ノ異アリ、故ニ產類自ラ同ジカラズ。人ニ職業巧拙ノ別アリ、故ニ造工亦自ラ別アリ。是ヲ以彼ノ無此ノ有ヲ仰ギ、甲ノ過乙ノ不足ヲ補ヒ、互ニ營生ノ道ヲ計ラザルヲ得ズ、是貿易ノ由テ起ル所以ナリ。故ニ貿易ハ人生ノ須要止ム事ヲ得ザル所ノモノニシテ、庶民ノ安富貧困ニ至リ之レニ關スル固ヨリ少々トセズ。就中海外ノ貿易ニ至テハ一國ノ貧富强弱ニ關スル實ニ大ニシテ、能ク其制限ヲ定ムル眞ニ經國ノ大業ナリ。尤輓近水陸來往ノ便大ニ容易ク、貿易ノ道從テ增多シ、日ニ進ミ月ニ盛ニ其勢至ラザル所ナカラントス。本邦ニ於テモ近來比々繁盛シ、其大ナル殆ンド內國ノ貿易ト比スルニ至ル。能ク其制限ヲ立ル實ニ邦家今日ノ急務一日モ忽ニス可カラザルナリ。故ニ先ヅ能ク國內土產ノ多寡民用ノ過不足ヲ計リ、贏縮ノ利害出入ノ得失ヲ考ヘ、富有ノ大業ヲ立テン事ヲ慮カラズンバアル可カラズ。然ルニ年來歐米ノ諸國ニ於テ經濟ノ大家竝出シ、各其意見ヲ主張シ議論紛紜タリ。最モ外國貿易ノ方法ヲ論ズルニ至ツテ異論更ニ一定セズ。然レドモ其歸ヲ要スルニ自由貿易保護稅ノ兩說ニ出デズ。自由貿易ハ物品ノ進口ヲ自在ニシ、貿易ノ自然ニ任セテ別ニ造意シテ稅額ヲ定メ制限ヲ立ル事ナキヲ以テ主トシ、保護稅ハ進口ノ物品ニ於テ區別ヲ立テ稅額ヲ定メ、外物ノ濫入ヲ制限シ、內國ノ百工ヲ奬勵保護スルヲ以テ主トス。然ルニ各國政府或ハ自由貿易ノ論ヲ採リ、或ハ保護稅ヲ用ヒ、輸出入ノ稅額ヲ定ムル區々一定ナシ。蓋シ其國勢ト事體トニ因テ之レガ取捨ヲ爲スヲ以テ、自ラ治術ニ於テ異同アル所以ナリ。本邦今日ノ形勢ヲ察スルニ、十八年以前ヨリ西洋各國ト交通貿易ノ條約ヲ結ビ、橫濱等ノ數港ヲ開キ、外人ノ來往營業ヲ許セシヨリ、交際ノ事件通商ノ道日ニ增盛シ、既ニ昨年ニ至テハ橫濱港輸出入品物ノ全價ヲ算シテ三千三百三十九萬二千弗餘ニ及ブ。凡ソ今ヲ距ル十四年以前千八百六十年同港貿易ノ全價ヲ見ルニ四百八十九萬八千弗餘ニ過ギズ、然レバ十四年間貿易ノ繁盛スル正ニ七倍ニ至ル。又其全價ニ就テ輸出入ノ比較ヲ論スレバ、輸出ハ三百九十五萬三千弗餘ニシテ、輸入ハ僅ニ九十四萬五千弗餘ニ過ギザレバ、輸入ヲ輸出ニ比スル尙四分ノ一ニ足ラズ。然ルニ其後十四年ヲ經昨年ノ比較ヲ算スルニ、輸出千五百二十二萬六千弗餘、輸入千八百十七萬二千弗餘輸出ノ輸入ニ及バザル二百九十四萬六千弗餘ナリ。又各

港輸出入ノ總計ヲ以テスレバ、昨年ノ輸出二千百二十一萬七千弗餘、輸入二千九百十萬五千弗餘則チ輸出ノ不足ナル七百八十八萬七千弗餘ニシテ、殆ンド四分ノ一ニ當ル。然レバ則チ漸次輸入增多シ、輸出ノ品物以テ之レヲ償フニ足ラザル一目シテ瞭然タリ。尙推シテ將來ノ事ヲ察スルニ、漸次邦人ノ好尙多ク輸入品ニ偏シ、衣食居住日用須要ノ品類ニ至ルマデ盡ク彼ガ風習ニ慣ヒ、洋品ノ流行スル駸々乎トシテ日ニ盛ナルノ勢アリ。則チ輸入彌增多シテ決シテ減少スルノ情ナキハ必然ナリ。若シ此ノ如ク輸出入ノ比較ニ於テ逐年大差ヲ生ジ、常ニ輸出ノ輸入ニ及バザルヲ致ストキハ、其差異固ヨリ現貨ヲ以テ償ハザルヲ得ズ。然バ則チ漸次內地ノ現貨外出シ、只內地ニ於テ幾多ノ人工ヲ經內民生產ノ道ヲ達セシ品物ヲ以テ輸入ノ外品ニ換ユルノ益ヲ失スルノミナラズ、既ニ邦內ニ於テ銀行ノ設アリテ皆自己ノ紙幣ヲ出シ、又政府ニ於テモ巨萬ノ紙幣ヲ發行セリ。夫紙幣ハ畢竟其紙面記載ノ金額ヲ償フベキ約束ノ證書ナルニ過ギズ、則チ必ズ其需メニ應ズル所ノ正貨ヲ有セズンバアル可カラズ。然ルヲ今年輸入ノ過上ヲ償ハンガ爲メ金貨ノ外出ヲ致シテ內地ノ正貨追次減少シ、紙幣ノ基本トス可キモノヲ失フニ至テ、一旦一般ノ信用ヲ薄シ民間狐疑ノ心ヲ生ズルニ及デハ、忽チ日用交換ノ際大ニ紛擾ヲ生ジ、產ヲ破リ業ヲ離レ人民ノ苦害ヲ釀スニ至ラン。假令兩三年ノ間ニ於テ之レヲ見ザルモ實際ニ於テ其理アル固ヨリ疑ナシ。然バ則チ是必到ノ難之レニ備フルノ法ヲ定メズンバアル可カラズ。嘗テ聞ク、合衆國ノ如キ國富ミ產多キモ猶或ハ此害ヲ來シ、巨萬ノ大社一朝ニシテ散亡シ大ニ全國ノ憂ヲ爲スヲ免レズト。抑自由貿易保護稅ノ兩說ニ於テハ古來名家ノ議論ト雖モ其得失利害ニ至テ終ニ未ダ判然タル結局ヲキカズ。然ルヲ只今片紙小册ヲ以テ兩說ノ取捨ヲ辨明セントス固ヨリ難シ。然レドモ今眼前實地ノ形情ニ就テ之レヲ論ゼンニ、凡ソ彼ヨリ我ニ輸入スルノ諸品ヲ見ルニ、毛布綿布其他百般ノ諸物大抵皆是人生日用全盡ノ人工品ナリ。我ヨリ輸出スルハ茶葉ヲ除ク外絹絲蠶卵ノ如キ必竟半經ノ人工品ニシテ、其他ハ只米麥石炭銅等ノ如キ粗大天然物ノ數品ニ過ギザル而已。若シ此輸ニ因リ依然變ゼザル時ハ、若干ノ年月ヲ經ルニ從ヒ內國ノ輸出ハ只天然粗大ノ數品ニ止マリ、全盡ノ人工品ハ日用須要ノ品物ト雖モ盡ク之ヲ他邦ニ仰ギ、內地ノ人民之レガ爲ニ年來ノ生業ヲ失シ、富者ハ產ヲ破リ職工ハ手ヲ空フシ、遊惰衢ニ

呻ヒ窮者途ニ塡チ、堤決蕩出禦グ可カラザルノ勢ニ至ラン事智者ニシテ而後ニ知ルヲ待タザルナリ。蚤ク之レガ制限ヲ立テ、豫メ其難ヲ防ガズンバアル可カラズ。夫本邦開港ノ初未ダ歐亞諸國ノ事體ヲ悉サズ、此ニ於テ事々皆彼ガ爲メ籠絡セラレ、交際條約貿易規則ト混淆別ナク、甚シキニ至テハ稅法ヲ輕重シ、物品開閉シ、條例ヲ設クル皆彼國領事ト協議決定スベキノ條款ヲ立ルニ至ル。稅法不利ニシテ而シテ改ムルヲ得ズ其條例不便ニシテ而シテ變ズルヲ得ズ、空シク自主獨立ノ虛名ヲ擁シ其實附庸屬隷ニ異ナラズ豈可歎ノ至ニアラズヤ。然バ則チ本邦今日外交ノ急務ハ條約改正ノ大眼目ヲ立テ、稅法定立ノ大權ヲ復取スルニ在リ。宜シク先ヅ其大本ヲ確定シ、而テ後改正ノ事業ニ及ブ可シ。夫レ交際事務ハ自主獨立ノ國權ヲ擁シ、萬國ノ公法ニ據リ國內ノ利害ヲ謀リ、各國ト商議シテ其條約ヲ結ビ、貿易事務ハ我國權ヲ以テ之レヲ定メ、其間彼我便利ノ爲メ商議セザル可カラザル者ハ特ニ之レヲ協議シ、自餘ハ悉ク我ノ全權ニ歸シ、決シテ彼ノ關ス可カラザルモノトス可シ。夫レ如此クンバ則チ稅法ノ收放寬嚴皆我ガ胸算ニ出デ、外品濫入ノ患ヲ節シ、內工繁殖ノ業ヲ興シ、自カラ現貨ノ外出ヲ防ギ、紙幣ノ信用ヲ保タン事其以テ疑ヒ無カル可シ。現今定立ノ稅則ヲ閱スルニ、輸出稅重キニ過ギテ輸入稅ヲ課スル多ク便利ヲ外人ニ與ヘ、更ニ內國ノ利害ヲ計ラザルモノニ似タリ。夫輸出ノ稅重ケレバ內品ノ價直ヲ增シ、外人之レヲ用ユル者少フシテ其品自ラ賣レザルヲ致シ、遂ニ內產ノ繁殖ヲ減ジ、內民營業ノ道ヲ阻ム可シ。又輸入ノ稅輕キニ過レバ其物價ニ於テ大異ヲ生ズルナリ、必ズ外品ノ所用ヲ增シ內品ノ所用ヲ減ジ、追次內業ノ衰頹ヲ致タシ、終ニ破產流亡ノ憂內民ニ及ブニ至ラン。故ニ稅權復收ノ日宜シク貿易ノ利害得失ヲ察シ其制限ヲ確立シ、輸出稅ハ茶葉、絹絲蠶卵等ヲ除クノ外悉ク之ヲ解放スベシ。夫茶葉、絹絲ハ本邦ノ土質ニ適シ風氣ニ應ジ、自ラ一種ノ產物ニシテ他邦ノ能ク企テ及ブ所ニ非ズ、特ニ近來海外ニ於テ兩產共ニ須要ノ品物トナリ、日ニ月ニ繁盛シ、假令幾多ノ價直ヲ增スト雖モ必ズ之ヲ用ヒザルヲ得ザルノ勢情アレバ、今些子ノ輕稅ヲ賦スルモ更ニ妨ゲナシ。尤兩品ノ輸出歲々巨萬ノ額ニ上ルヲ以テ、收稅ノ額モ亦當其勞ヲ償フニ足ルノミナラズ、大ニ政府ノ歲入ヲ增益セン。殊ニ蠶卵ハ絹ヲ生ズルノ本ナリ、今出スニ絹ヲ以テセズシテ先ヅ蠶卵ヲ濫出ス、必ズ他國ヲシテ絹利ヲ占メシメ、遂ニ國產ノ利益ヲ失スルニ至ル可シ。故ニ蠶卵ハ若干ノ輸

出稅ヲ賦シ、內民ノ產業ヲ保持セン事ヲ謀ル可シ。又米麥ハ一旦飢饉驟カニ至リ、一般ノ艱食ヲ生ジ人民究苦ニ迫ルノ恐アレバ、一月或ハ二月前ニ公布シテ其稅ヲ起シ、又ハ其品ヲ開閉スルヲ豫定セズンバアル可カラズ。次ニ輸入ノ稅額ニ至テハ別小册輸入稅則ノ旨趣ニ依リ、內國ノ利害ヲ計リ品物ヲ區別シ、其品類ニ從ツテ賦稅ヲ輕重シ、且ツ從價稅ハ收稅ノ際只鑑定比較ノ煩勞多キノミナラズ、詐欺脫稅ノ憂少ナカラザレバ、定額稅ヲ以テ主トシ、別ニ擬定輸入稅目一卷ヲ選ンデ呈上セントス、請フ取捨アラン事ヲ。然レドモ條約改定ノ後ニ及ビ猶今日ノ舊轍ニ因リ稅則ヲ以テ條約ニ附屬シ、彼ニ可否取捨ノ權ヲ與ヘ、自ラ我國ノ利害ヲ制スル能ハザルニ至テハ、獨立ノ體裁ニ於テ獨リ羞辱ヲ遺スノミナラズ、實ニ國家將來ノ盛衰ニ關シテ眞ニ憂フ可キモノアラントス。若シ此條件ニシテ改ムル事ヲ得ズンバ、條約改定モ總テ無用ニ歸シ却テ改定ナキヲ以テ勝レリトス。然リ而シテ改定ノ日ニ臨ミ尙各國ニ於テ從來ノ習慣ヲ主張シ、天地ノ公理ヲ顧ミズ一國ノ通義ヲ蔑視シ、己ガ強盛ヲ恃ミ只己ノ利是レ思ヒ己ノ益是レ計リ、強テ我國ヲ壓制シ我ヲシテ矛刃ヲ操テ其咽喉ヲ斷チ、自ラ國命ヲ短縮スルニ等シキ條約ヲ結バシメン事ヲ要セバ寧ロ其狀ヲ擧ゲ天下ノ公議ニ附シ、則チ卽今ノ條約ヲ廢止シ更ニ改定ヲ求メズ、又別ニ結定ノ條約ナクシテ只宇內ノ公理ニ基ヅキ萬國ノ公法ヲ主トシ、互ニ相交通センコトヲ要ス可シ。苟モ彼等互ニ相交際スルノ通規ヲ辨ジ、且ツ一國ハ自ラ一國ノ通義アリテ共ニ敬重スベキノ義務アル事ヲ知ル者ハ、天下誰カ其議ヲ以テ然ラズトセン。然リ而シテ之ヲ天下ノ公議ニ附スル豈亦忌憚ス可キノ理アランヤ。夫互ニ自他ノ通義ヲ顧ミ同ク信義ヲ以テ交際スルニ於テハ、何ゾ更ニ條約ヲ要スルアラン。既ニ萬國ノ公法ニ於テ足レリトス。嗟夫人自ラ救ハザレバ他人豈ニ之レヲ救アラン、國ニシテ自主ノ權ヲ失ヘバ卽チ國其國ニ非ズ。伏テ惟フニ、本邦外交既ニ年ヲ經、人々略外國ノ事情ヲ通曉ス。且ツ稅關ノ事務ヲ處スルガ如キ開港ノ初メ鹵莽ノ如クナラズ、而シテ今適々條約改定ノ期ニ際ス、則チ斷然有爲ノ時ハ正ニ今日ニ在リ。縱令改定ノ條約ヲシテ平等ノ條約トスル能ハザルモ、決シテ己ノ手足ヲ羈縻シ己ノ利害禍福ヲ制スル事能ハザルノ具トスル無カラシメン事ヲ是レ願フ。當今國事多端ノ際是此ノ條件最モ切要ナルモノナリ、故ニ敢テ進デ鄙見ヲ陳ス。庶クバ納察セヨ。敬白。

大藏卿　大隈重信殿
大藏少輔　吉田清成殿

（擬定輸入稅則省略）

當時大藏卿大隈重信の意見も前記松方及吉原の建議と全く同一なりしを以て、大藏卿は之を政府に進言し、速かに稅則の改定に著手せられんことを慫慂せり。

明治七年十二月松方租稅頭は重ねて海關稅改定の件を大藏卿に上申して、我國開港以來輸出の輸入に及ばざること多く、爲に現貨の流出して國財日に空乏に陷らんとするは、畢竟海關稅權の我に歸せざるに因るものなるを以て、速かに稅權を恢復し、禍を未然に防禦すべきことを論述せり。

然るに當時臺灣事件に關連して淸國との葛藤あり、內外多事にして又海關稅改正を議するの遑なかりしが、翌八年に入り幸に兩國の紛擾全く治まりしを以て、大藏卿は同年八月三日再び此の事に關して太政官に建議するに至れり。其の要旨は先に松方の建議せし所と敢て異なる所なきものにして、卽ち左の如し。

租稅助　吉原重俊
租稅頭　松方正義

海關稅則改定ノ儀ニ付上申

海關稅則ノ如キハ其得失ニヨリ國家ノ安危貿易ノ盛衰ニ關渉スル最大ナリ。故ニ速ニ改定シ以テ其大權ヲ我ニ全收セズンバ有ルベカラザル一大至要ノ急務ニシテ、一日モ度外ニ置クベカラザルヤ固リナリ。今幸ヒニ此無事ノ日ニシテ條約改正ノ期ニ際ス、此レ宜シク稅則改定スベク、稅權我ニ歸收スベキノ時ナリ。殊ニ昨年中改定スベキ愚見ノ趣旨既ニ再三上申セシ如ク、其利害得失ニ至テハ閣下ノヨク熟知スル所ナレバ、重信敢

テ敷々多言ヲ費スニ及バズトイヘドモ、現今實踐スル所ノ條約ハ彼ノ建ツル所ナリ、其法則ハ彼ノ定ムル所ニシテ、我ニ不利且不便ナル固ヨリ論ヲ待タズ。然ラバ則チ今日外交ノ急務ハ條約改正ノ大本ヲ立テ、稅法定立ノ大權ヲ全收スルニアリ。宜シク先ヅ其大本ヲ確立シ以テ改定ノ事ニ及ブベシ。交際事務ハ自主獨立ノ國權ヲ擁シ、萬國ノ公法ニ據リ、國內ノ利害ヲ謀リ、各國ト商議シテ其條約ヲ結ビ、貿易事務ハ我國權ヲ以テ其稅則ヲ定メ、其間彼我便利ノ爲メ商議セザル可カラザルモノハ特ニ之ヲ協議シ、自餘ハ悉ク我ノ全權ニ歸シ、決シテ彼ヲシテ關セシムルベカラズ。此ノ如クンバ則チ稅法ノ操縱寬嚴皆我胸算ニ出デザルナク、其輸出入物品ノ景況ヲ審察シ、之ヲ高低シ、之ヲ開閉シ、又之ヲ通塞スルモ、皆我ガ特權ニアルベシ。然レドモ邦人ノ奇癖ニシテ衣食日用ノ品類ニ至ルマデ盡ク外品ヲ仰イデ購求需要セザルナシ。故ニ洋品ノ輸入駸々乎トシテ日一日ヨリモ盛ナリ。若シ此ノ如クニシテ止マズ、常ニ輸出ヲ得ズ。然ルニ內ハ以テ衣食住ノ品類ヨリ凡百無用ノ翫物ニ至ルマデ、外品ヲ購求スルノ弊際然トシテ風ヲナシ、之ニ加フルニ內地ノ物產寡少ニシテ、購求ノ夥多ナル如此頻々止マズンバ、全國理財ノ道何ヲ以テカ立ン外物濫入ノ弊亦何ヲ以テカ除カン。抑〻新貨幣鑄造開業以來本年一月迄ノ鑄造高六千四百四拾貳萬七千七百拾九圓拾壹錢ナリ。許多ノ資用ヲ費シテ鑄造スルモ其弊ノ由テ來ル所ノ淵源ヲ防ガザレバ其益ナク、昨七年一月ヨリ十二月迄輸出スル所ノ現貨千貳百九拾貳萬參千四百七拾壹圓四拾八錢貳厘ニ及ベリ。往年輸出入物品ノ多寡ヲ計較スレバ輸入ノ輸出ニ過グル多ク、既ニ明治二年輸出物品ノ入金高千貳百九拾六萬參百六拾四圓五拾貳錢六厘、輸入物品ノ出金高貳千貳百貳拾七萬九千百貳拾圓五拾五錢壹厘、之ヲ比較スレバ輸出ノ金額輸入ニ過グル九百參拾壹萬八千七百五拾六圓貳錢五厘ナリ。同ジク三年輸出ノ金額輸入ニ過グルコト貳千百拾壹萬參千參百七拾六圓拾壹錢貳厘ナリ。同ジク六年ノ如キハ又其輸出ノ金額輸入ニ過グルコト八百參萬六千百五拾參圓貳拾貳錢六厘ナリ。輸出入ノ平均セザル如此其レ甚シ。猶此ノ舊轍ヲ踏デ改メズ、更ニ又數年ヲ經バ國財益〻空竭シ、終ニ異日不測ノ大患ヲ致スヤ知ルベキノミ。夫レ下ノ關償金ノ事ハ既ニ之ヲ辨了セリ、故ニ茶及ビ生絲ノ如キハ素ヨリ輸出ノ稅額ヲ增ス可ク、燈明臺ノ如キモ各國ノ定例ニ倣ヒ亦宜シク其稅ヲ課ス可シ。就中新條約ノ如キハ之ヲ舊條約ニ比スレバ其不利タルヤ言ヲ待タズ、元ヨリ一時ノ結約ナルヲ以テ之ヲ舊ニ復スルハ亦難カラズ。然リト雖モ依然置テ手ヲ下サザルモノハ他ナシ、條約改正ノ期ヲ待テ將ニ大ニ改革釐正シテ其大權ヲ收有スルコト有ントスレバナリ。然ラバ則チ條約改正ノ急務タル亦辯ヲ費スヲ待タザルベシ。是レ速ニ其稅則ヲ改定シ其全權ヲシテ我ニ收有セズンバアル可カラザル所以ノモノニシテ、眞ニ國家ノ急務是レヨリ最大ナルハナシ。然リト雖モ今速ニ條約ノ改定ニ着手スル能ハズンバ、不如宜シク先ヅ改正ノ大本ヲ立テ其大權ヲ收有シ、以テ多少ノ弊害ヲ除カンニハ。重信此職ニ從事スル數年、故ニ其輸出入ノ平均セザル、現貨ノ濫出スル、國家多少ノ弊害ヲ受クルヤ、其實際ノ形狀日夕親シク之ヲ目擊ス。現ニ此ノ弊害アリ、此ノ不利アリ、此ノ如クンバ坐シテ國家ノ殄瘁ヲ待タンノミ。豈之ヲ度外ニ置クベケンヤ。故ニ敢テ再三上申ス。請フ閣下速ニ之ヲ廟堂ノ公儀ニ付シ、以テ其國家非常ノ危急ヲ救ハン爲メ殊ニ非常ノ詮議アラン事ヲ。重信頓首再拜。

明治八年八月三日

太政大臣　三　條　實　美　殿

大藏卿　大　隈　重　信

上述の如く大藏省當局は鋭意海關稅則の改正を企圖し、一方に於ては歷代太政官に上申すると共に、他方に於ては外務省に照會して、其の考慮を促す所ありたり。又世の學者政論家も擧つて條約改正問題に注目し、就中治外法權の撤廢・關稅自主權の獲得は、其の最も好題目とする所なりき。而して關稅權獲得の曉、其の賦課すべき關稅は如何なる方針に依るべきかに就ても、亦各種の議論あり、或者は國內產業保護助長の見地より保護關稅主義を唱へ、或者は貿易自由の國民に利益なるを唱へて前說を斥け、諸說紛々として歸一する所なかりき。而して治外法權の撤廢・關稅自主權の獲得に關する外務省の見解は、兩者を一擧に解決せんとするよりも寧ろ易きを先にし、難きを後にして、漸次其の功を

收むるを可なりと認め、明治八年十一月十日寺島外務卿は、條約重修の事たるや目下の急務たりと雖も、我國の現狀に於ては之が全部を改正し難きを以て、先づ海關稅の回復に全力を注ぐべきを說き、其の爲には現時彼我の貿易隆盛にして、且つ我公使の駐箚せる英米佛獨に對し協商せしむる所あらんことを太政官に稟議せり。仍て政府は外務卿の右建議を容れ、卽ち在外公使に命じて任國政府に我意の在る所を告げしめ、且つ明治九年一月十八日此の旨を大藏省に通達したり。

外國政府は關稅に關する條約重修の意向ある旨の我通告に接するや、一應本邦駐箚の各國公使に照會して、其の諒解を經べきことを希望し來りしを以て、大隈大藏卿は自ら其の任に當りて外國公使と會同商議せんと欲し、明治十年八月其の具體案の作成を大藏權少書記官有島武に命じたり。同人は卽ち從前擬定せる所の稅目案に就き、輸入品類四百四十二種、輸出品類十二種を擇びて海關稅則中に揭載すべき品種とし、次に之が價格を調定したり。而して課稅率の方針及標準に就ては前記の如く保護稅主義・自由貿易主義の諸說ありしが、歐米各國の事例に參考し、又內地の實情を斟酌して之を擬定せり。卽ち輸入品を大別して動物類・藥種及製藥類・染料及顏料・皮革骨牙角類・穀物及種子類・油脂蠟類・金屬類・文具類・家具類・衣服及其附屬品類・飮料及食物類・酒類・砂糖類・煙草類・布帛類及雜貨の十六種とし、各品に就き其稅率を揭げたるが、之に依れば其の稅率は一割七分强の平均にして、從來の稅率に比すれば殆ど三倍半に上れり。從つて他日本稅率を施行するときは自ら輸入の減退を來たし、收稅額も之に伴ひ減却すべきを以て、姑く生絲・玉絲・熨斗絲・眞綿・蛹・殼蛹・屑絲・屑蛹・蠶卵紙・茶・番茶・粉及莖茶等の輸出品に課稅して、其の減差を補塡することとせり。斯くして同年十二月稅則改正案の起草完了せしが、案中輸出稅に關しては之を不可なりとして遂に削除せられたり。

右の如く大藏省の方針一決したるを以て、外務省は愈條約改正の談判に著手し、先づ比較的我に好意を有する米國と交涉を重ね、明治十一年七月「日本國合衆國間現存條約中或箇條ヲ改定シ且兩國ノ通商ヲ增進スル爲メノ約書」を締結調印せり（明治十二年七月一日太政官布告第二十五號を以て公布す）。其の全文左の如し。

日本國合衆國間現存條約中或箇條ヲ改定シ且兩國ノ通商ヲ增進スル爲メノ約書

日本國皇帝陛下及亞米利加合衆國大統領ハ從來幸ニ兩國間ニ現存スル所ノ親睦ナル交際ヲ維持センコトヲ希望シ且追加ノ約書ニ因テ庶幾クハ尙一層其交誼ヲ固クシ兩國間ノ貿易ヲ擴張シ且堅實ナラシメントス其爲メ雙方ニ於テ各自ノ全權委員ヲ選フ卽チ日本國皇帝陛下ハ亞米利加合衆國ニ駐劄スル特命全權公使從四位勳三等吉田淸成合衆國大統領ハ國務卿ウキリアム、マツキスウエル、エウワーツ右雙方ノ全權委員ハ各其委任狀ヲ相示シ雙方其確實正當ナルヲ識認シテ左ノ各條ヲ協議決定セリ

第一條　慶應二年五月十三日卽チ西曆一千八百六十六年六月廿五日一方ハ日本國委員他ノ一方ハ亞米利加合衆國大貌利太泥亞佛蘭西和蘭ノ委員江戶ニ於テ調印シタル改稅約書並ニ右約書中ニ載セタル輸出入品運上目錄及借庫規則ハ日本ト合衆國トノ間ニ於テハ玆ニ之ヲ廢棄シ而シテ現ニ其施行ヲ止ムルハ此約書ノ第十條ニ揭載スル約束實施ノ時ニ於テスヘシ又江戶ニ於テ取結ヒタル安政五年卽チ西曆一千八百五十八年條約ノ中港海關稅及諸稅ノ諸規則ニ關スル條款並ニ右安政五年卽チ西曆一千八百五十八年ノ條約ニ添ヘタル貿易章程モ悉皆之ヲ廢棄スヘシ

此約書實施ノ日ヨリ日本海關稅並ニ其他ノ諸稅ヲ自由ニ賦課シ及日本開港場外國貿易ニ關スル諸規則制定ノ權利ハ獨リ日本政府ニ屬スルコトヲ合衆國ハ議認スヘシ

第二條　然レトモ合衆國ヨリ日本ニ輸入スル諸物品ニ課スル稅額ハ他ノ外國ヨリ輸入スル同種類ノ物品ニ課スルモノニ超過ス可カラス而シテ若日本政府ニ於テ其領地內ヘ或物品ノ輸入若クハ輸出ヲ禁止スルコ

トアルトキハ合衆國ノ產物船舶或ハ人民ニ對シ他ニ異ナル所ノ禁止ヲ爲サヽル可シ

第三條　合衆國ハ日本ニ向テ輸出スル物品ニ輸出稅ヲ課セサルヲ以テ此約書實施ノ後ハ日本ニ於テモ亦合衆國ニ向ケ輸出スル物品ニ輸出稅ヲ課セサルヘシ

第四條　安政五年卽チ西曆一千八百五十八年ノ條約第六條第一節卽チ最初ノ三句現存スル間ハ右現存條約ノ違犯若クハ此約書ニ因テ日本政府ニ於テ時々制定スル海關稅借庫及港ノ諸規則違犯ニ關スル沒入品或ハ罰金ニ付日本政府ノ要求ハ悉ク合衆國領事裁判所ニ訟フ可シ而シテ該國領事ハ各訴訟ヲ公正ニ審案シ右條約及諸規則ノ條款ニ照ラシ之ヲ裁斷ス可シ而シテ右沒入品或ハ罰金ハ日本官員ニ交付スヘシ

第五條　日本沿海貿易統轄ノ權利ハ獨リ日本政府ノミニ屬スル者タルコトハ固ヨリ雙方ノ識認スル所タルヲ以テ此ニ之ヲ明言ス

第六條　然レトモ日本開港場ニ來着スル合衆國ノ船舶ハ日本海關稅則ニ隨ヒ其船載スル物品中幾部分タリトモ其望ニ任セ陸揚スルヲ得ヘシ而シテ其船舶ハ右陸揚シテ積荷目錄中ニ其事由ヲ記載シタル部分ノ外ハ輸入稅其他一切ノ諸稅ヲ拂ハスシテ其殘餘ノ物品ヲ載セ出港スルヲ得ヘシ右船舶ハ其後他ノ日本諸開港場ニ航行シ其望ニ依リ殘リノ物品ヲ右諸開港場ニ陸揚スルヲ得ヘシ然レトモ凡テ船舶ノミニ對シ課スル諸稅諸費ハ最初其積荷ノ幾部分ヲ陸揚スル港ニノミ於テ拂フヘシ而シテ該船舶其後引續キ航海シテ到ル所ノ港ニ於テハ其地方港內諸稅ノミヲ入港ノ爲メニ拂フヘシ

第七條　合衆國ハ上文第一條ニ約スルカ如ク日本輸出入品運上目錄運上規則及ヒ其他ノ諸規則ニ關シ讓與スル所アルヲ以テ日本政府ハ互相ノ理ニ基キ左ノ事ヲ讓與ス卽チ從前開港場ノ外ニ更ニ二港ヲ此約書實施ノ日ヨリ合衆國人民並ニ商船來往貿易ノ爲メニ開ク可シ

但シ二港中一港ハ下ノ關タルヘシ而シテ他ノ一港ハ此後雙方協議ノ上決定スヘシ

第八條　兩國間ニ結ヘル安政五年卽チ西曆一千八百五十八年ノ條約第五條ハ必用ナラスト認ムルヲ以テ右條款ハ此約書實施ノ日ヨリ廢棄スヘシ

第九條　從來兩國間ニ結約シタル條約或ハ約書ノ條款中今玆ニ廢棄ヲ明揭セサルモノニシテ此約書ノ條款ニ牴觸スルモノハ悉皆廢棄ス可シ且ツ此約書ハ兩國間現存條約ノ一部分ト爲ス可シ

又右條約中此約書ニ因テ變更若クハ廢棄セサル部分ノ重修竝ニ此約書ノ重修ハ此後雙方ノ中ヨリ要求スルヲ得ヘシ又此約書竝ニ此約書ニ因テ變更スル所ノ右條約ハ其全部或ハ其部分ノ重修ヲ爲ス時ニ臨ミ廢止若クハ年限ヲ約定スル迄ハ引續キ之ヲ施行ス可シ

第十條　此約書ハ日本ト他ノ締盟各國ト現實此約書ト均シキ所ノ約書或ハ現存條約ノ重修ヲ取結ヒ右現行ノ時ニ至リ實施スヘシ

此約書ハ批准ヲ要スルモノトス而シテ其交換ハ此約書調印ノ日ヨリ十五ケ月以內ニ成ル可ク速ニ華盛頓府ニ於テスヘシ

右ノ證トシテ上文記載ノ全權委員各自カラ其名ヲ署シ印ヲ鈐ス

華盛頓府ニ於テ

明治十一年七月二十五日

西曆一千八百七十八年七月二十五日

吉田清成㊞

ウキリアム、エム、エウワーツ㊞

然るに我が輸入稅の引上は英國にとりて最も不利なりしが故に、英國公使パークスは大いに反對し、他の諸國も亦之に附和せしを以て、遂に議纏らず、從て米國との改正條約も第十條の規定により何等效力を發揮するに至らざりき。而して條約改正に對する政府の方針が民間に漏洩するや、在野の法曹家政論家は、政府が稅權恢復に專らにして、治外法權の改廢に冷淡なりとして之を攻擊する者甚だ多かりき。彼等は曰く、若し我國にして治外法權を撤去すること能はざれば假令稅權を恢復し得たりとするも一旦通商諸國と爭訟を生ずるときは、結局我國の不利益となるべきことは火を睹るよりも明かにして、斯くては稅權恢復も亦一片の空文に過ぎざるべしと。偶〻英人某阿片を密輸入し、我

稅關官吏之を發見したれども、治外法權の關係上之を處罰することを得ず、而して英國領事は之に對して無罪を宣告したることあり。玆に於て在野法曹の政府を攻撃する聲益〻甚しく、爲に外務卿寺島宗則は明治十二年九月遂に職を辭し、工部卿井上馨之に代れり。

第二款　條約改正運動の第二期

井上外務卿は曩に寺島案が稅權恢復のみを圖りて輿論の反對を受けしに顧みて、今回は稅權と竝びて法權の恢復をも企圖し、條約改正商議の基礎となるべき諸法典の編纂を爲し、我國に於て希望し、且つ諸外國の承諾をも得らるべき見込內に於て、兩者の改正案を作成し、十三年二月先づ新海關稅目案を本邦駐劄各國公使の手を經て其の本國に回付せしめ、更に同年七月修好條約改正案、通商航海條約案竝に輸入稅目案、稅關規則案、噸稅案、港則案、刑法、治罪法等を同じく本國政府に傳達せしめたり。之に對する列國政府の態度は一ならざりしが、就中有力國たる英國は本改正條約案を基礎として會議を開くことには反對の意を表し、條約改正を議せんとせば安政條約第二十二條の趣意を基礎とすべしと爲し、而も法權に就ては一部恢復すら難色を示せり。次に獨逸は大體に於て我提示を容るるの色あり、伊、佛兩國は其の間に周旋調和に盡せしも、結局は英國案或は獨逸案何れか決する方に從はんとするの風なりき。此の間の交涉經緯に就き明治十四年十月井上が三條太政大臣に上申したる所左の如し。

條約改正草案ハ、昨十三年七月六日ヲ以テ各外國政府ヘ及回送、其手續等其節及上申置候通ニ有之、爾來在歐我公使ヨリモ其任國政府ヘ往復ヲ重ネ、夫々間斷ナク督促候得共、急速確答ヲ難得候處、英、佛其他各國政府モ、多クハ、我草案ニ對シ不同意ヲ申出候。就中、先般英外務卿ヨリ森公使ヘ差越候回答ノ趣ニテハ、到底我ヨリ提出候草案ヲ拒絕シ、之ヲ以テ開談ノ基本ト難致、矢張千八百五十八年ノ條約第二十二條ノ趣意ヲ基礎トシ、東京ニ於テ豫定開議ノ上、双方意見ヲ陳述可及トノ議ニ有之、尤モ改正論題ノ眼目タル、法權、稅權ノ兩項中、法權ニ關シテハ我法律及ビ施行ノ良否、訴訟審判ノ規則等、實行ノ如何ヲ察見シタル上ニ非レバ、容易ニ諾否ノ決答ヲ爲ス能ハズトノ趣ニテ、頗ル疑懼ノ念慮ヲ抱キ候樣相見候。然シ海關稅目ノ如キハ精々當方企望スル所ニ適愜候樣熟議可及旨、右英外務卿書簡中ニ縷述有之候。

次ニ又獨逸政府ヨリ青木公使ヘ通報ノ趣ニテハ、自カラ英政府ト別異ニシテ、特ニ海關稅權ノ一議ノミニ止ラズ、我請求ノ行政規則ノ事項ニモ論及シ、可成我冀望ヲ達セシメ度トノ事ニ有之候。夫是今日迄ノ成行ヲ以テ推考候處ニテハ、英政府ニ於テハ法權ニ關シ到底我ニ對シ讓與候意向更ニ相見不申、僅ニ海關稅額ノ高低ヲ論ジ、改正ノ局ヲ結バントノ目的ニ可有之、之ニ反シ獨政府ノ方ハ前述ノ如ク行政權ニ關シテモ幾分歟我請求ヲ容レントノ意向有之ニ付、幸之ニ賴リ、以テ英政府ヲ始メ、其他各國ヲモ同意爲致度、現今當地駐劄獨逸公使ニモ密談中ニ有之候。其他伊、佛兩政府ノ如キハ、其間ニアリテ周旋調和ニ力ヲ盡スト雖ドモ、專ラ英、獨ノ擧動ニ倣ヒ、其方向ヲ決候內意ニ有之候間、深ク論ニ不足ト存候。

各國政府改正事件ニ付、目下我ニ對スルノ情狀如前文ニ候。一體順序ヲ以テ論ズル時ハ、我ヨリ提出シタル草案ニ對シ、彼レヨリモ別ニ考案ヲ附シテ我ニ可示ハ勿論ノ事ニ候得共、既ニ英政府ノ如キハ、其決意大體ヲ回答書中ニ含蓄セシメ、我ニ通報候上ハ、今更此一點ニ關シ細論ヲ費シ候トモ、只日月ヲ費スノミ、其功ヲ奏スル能ハザル事ト相考候。

抑今般重修ニ際シ、完全ノ法權ヲ回復セントスルモ之ヲ論出スルノ時期未ダ至ラズ。去迚海關規則ノ如キ事物々々法制ニ關セザルハナク、到底之ヲ不問ニ附スル能ハザル所アルヲ以テ、縱ニ法律上我ニ取リ能フ可キモノヲ分チテ限界ヲ立、之ヲ超過セザル間ハ外人ヲシテ我裁判ニ服從セシメントノ考案ヲ以テ、我草案ニ揭出シ候議ニ候得共、之トテモ最初ヨリ必成ヲ難期段ハ、既ニ是迄略及具上置候次第モ有之候處、如前述彼既ニ右考案

ノ斷拒ヲ主張候以上ハ、今ヨリ之ヲ極論候トモ、徒ニ時日遷延ニ流レ候ノミニテ、究竟我企望ヲ達スルノ見込難相立ト懸念致候。就テハ當方ニ於テ姑ク一歩ヲ讓リ、行政規則限界以内ト雖モ、我法律ニ照シ彼ノ領事裁判所ニ於テ處罰スルノ方法ヲ以テ、結約致候方捷經ト存候條、其段更ニ及上申置候。各國公使ノ内獨逸公使ハ、豫定談判ノ全權委任既ニ本國ヨリ達越候趣ニテ、何時ニテモ開談可及旨通報有之候間不日談判ニ取懸申度候。其旨趣ニテ開談候テ可然候ハバ、至急御指令被下度候。且又右同時ニ條約重修全權委任狀御下附有之度候。此段及上申候也。

上述の如く我條約改正案は一頓挫したれども、我國運の進歩は既に列國の認識する所にして、早晩條約改正も不可避なるべきこと認められしを以て、英國の慫慂に依り改正基礎案を商議する爲め東京に豫備會議を開催することとなれり。斯くて明治十五年一月二十五日締盟各國公使と我外務當局との間に第一回會議を開き、爾後同年七月二十七日迄に二十一回の會議を開き商議を盡したり。豫議會の議事進行方法に就ては、便宜上明治二年に墺洪國と締結したる條約を以て討議の全般的原則的基準とし、且其の各條項を左の十三種に分ちて審議に便したり。

政府討議條項　　對照墺洪國條約

一、領事特權　　第二條
二、民事裁判權　　第五條
三、刑事裁判權　　第六條
四、行政規則(但し討議中止)　　第七條、第三條、第十條、第十四條
五、開港場居留地規則及借地方附宗教　　第三條、第四條、其の他
六、海關稅則貿易上の諸件　　第八條乃至第十三條、第十六條
七、沿海貿易　　第九條、第十一條、第十三條
八、燈臺港阜及船稅　　第十七條
九、最惠國條款　　第二十條
十、外國船雇日本水夫　　第十五條
十一、難破船條約　　第十八條
十二、局外中立　　第十九條
十三、締約期限　　第二十一條

右の内一より五までは法權に關するもの、六より八までは關稅及貿易に關するものにして、會議の主要問題とす。而して法權に關しては我國は領事裁判權の撤廢を求め、其の代償として全國を解放して内地雜居を許すの案を發表したるが、右に關しては國内朝野の論議囂々として起り、又英、佛兩國も他の東洋諸國に對する關係上輒く容れざらんとせり。但し其の商議の經過に就ては今玆には之を省略し、專ら關稅權及貿易の問題に就て說述すべし。

海關稅に關しては第四回より第十回に至る豫議會に於て討議せられ、我が提案に對して各國委員より修正案を作り、我が政府も之に承諾を與へたり。

曩に我國より各國政府に送致せる稅目案は、最高三割の課稅にして多少保護主義の傾向ありしを以て、締盟國中には之を拒絕せんとする意向も見えしが、今次に於ては努めて此等の誤解を避けんとし、其の輕重を參酌し中庸を執り、最高二割五分の率も數種の奢侈品に課するに止め、其の他は概ね一割乃至五分の率と爲し、總計四百萬圓の輸入稅を擧ぐるの計畫なりき。然るに本案の豫議會に提出せらるるや、列國は尙ほ滿足せず、自國の利害に懲して修正を試み、物品の要否精粗の別を問はず、自國の製品には低廉なる稅率を以てせんとして論辯せり。例へば英國代表は綿絲の一割稅率を七分以

下に改めんとし、佛國委員は酒・煙草其の他の贅澤品・玩具の二割五分なるを英國の繊物と同じく一割に定めんとし、西班牙は砂糖を、伊太利は珊瑚を夫々皆我が提案の殆んど半額に減率せんと企てたり。斯くの如き各國の希望を滿足せしむることは到底不可能なるを以て、政府は總額四百萬圓の收入を目標として、諸國の利害に偏頗なき細目を作成し、且つ其の賦課方法を審議する爲め、外國委員間に於て調査協和せしめたり。卽ち英公使パークス及獨副委員ザッペの兩人之に當り、我より鹽田少輔參加したり。而して此の間獨公使アイゼンデッヘルが大に我國の爲に斡旋したることは、井上が渡歐中の伊藤博文に報じたる四月六日附の左の書翰によりて明かなり。

（前略）改正一條モ先都合克相運ビ、從來之コルポレートアクション今日ハ更ニ無效ニ屬シ、第一獨公使非常ニ深密之交際ト相成、既ニ別紙之主意書抔ヲ昨早朝ヨリ外務省エ來リ、自ラ執筆候而自任候位ニ相成申候。稅モ三百萬圓迄ハ英公使モ同意セリ。然ルニ他公使之同意少數ナリ。獨公使ハ三百五十萬圓迄ハ可然トノ見込ニテ議論モ不合、既ニ此書中認候內アイゼンデツヘル來リ、自分取調タル分內々相渡申。實ニ同公使之公平ナル思考ニハ感服之外無之。昨日之會議エ英公使ハ三百萬迄稅額ヲ增額スルニ付、日本政府ヨリ之コンセツシヨンハ何ヲ與フル歟ヲ質問スルト云事ヲ、過ル三日ニ承候故、至急用意候而別紙主意書ヲ作リ、昨日コンフエレンス之席ニ著ク直ニ英公使ヨリ稅ノ事ヲ持出スヤ否、其儀ヲ承ル前ニ申述度事件有之ト云テ差留テ、別紙ヲ演舌シタリ。英公使ハ少々イヤナル返事モ有之候得共、他ハ甘ク引受タリ。終後ニ至リ稅之儀ハ少事ニ屬シ候故、今日ハ此儀ヲ持出サヌ論ニ決シ、殊之外愉快ニ覺ヘ申候。未ダ成否ハ不分時ニ候得共、一層大問題ヲ發シタル上ハ攻ルノ勢吾ニアリ、政略上之上策ト愚考セリ。此上獨乙エ御著之上ハ是非トモゼルマンヲシテ此方向ニ至ラシムル所爲ハ、老兄ニ御依賴仕候。ヒス（ビスマーク）先生モ東洋エ對スルポリシーヲ英ノコロニアールシステム之反對ニ出、自由ヲ得シメ名望ヲ得テ、己ノ利ヲ得ントノ企テ有之ハ必然シーボルドモ克承知居候。實ニ此機不可失ト相考へ申候。

右書信にも云へる如く、英公使は我が四百萬圓の關稅收入希望に對して三百萬圓に減じ、而も尙ほ我國より何等かの報酬を求めんとしたるも、獨公使は我國に同情を寄せて、其の收入額も、三百五十萬圓を目途とし、且つ獨貨に對しては他國品よりも重率を負擔し、以て他國をして之に倣はしめんとして、協調に努むる所あり。斯くして熟議の結果、各國委員も大體我要求せる稅率の不當ならざるを諒し、遂に總額約三百六十萬圓の稅額を得べき稅率を議定せり。仍て我當局も特別調査委員の盡力を多として、終に之を承諾せり。又輸出稅率に關しては曩に列國へ提示したる改正案には、之を廢止する意向なりしも、此の豫議會に於ては姑く現行の儘存置することとし、各委員も之に對して異議を唱へざりき。

稅關及倉庫規則は現行條約に附屬する貿易規則中に規定せらるるものにして、我國が未だ通商貿易に熟せざる當時、外國委員等が起草したるものなるを以て、往々我國情に適せざる所あり。從て稅關規則は今次の改正に當り、其の大綱を英・米・獨・佛等の例に採り、開港以來の經驗と我國情とを參酌して之を制定したり。又倉庫規則は從來の規定によりても餘り弊害なかりしを以て、之が改正を要せざりき。

次に現行條約に於ては我政府は外國船舶に一も噸稅を課するを得ず、唯入港の際に其の噸數の大小に拘らず十五弗、出港の際に七弗の手數料を稅關が徵收するに過ぎず、其の年收入は明治十四年度に於て僅かに一萬四千圓に止まれり。而も政府が從來燈臺其の他の建築・修繕・維持に要せし金額は總計四百二十六萬圓に達せるを以て、政府は從來の手數料制度を廢して歐米諸國の例に倣ひ、噸數制に改めんと提案せり。此の噸稅制に依れば年收入十七萬六千餘圓に達する豫定なるが、此の課稅目

的に關しては各委員の同意を得たるも、實際の徵收方法に就ては異論少からざりき。

沿海貿易に就ては曩に横濱居留外人より英公使を經て、日本人が外國の船舶を賃雇し、沿海貿易に從事することを許可あり度き旨豫議會に建言書を提出したるが、外務當局は六月十五日の第十五回豫議會に於て、最惠國條款の協定を得し後、本案を議題に上せたり。蓋し墺洪國との條約に依れば、外國船は我國に於て一開港場より他の開港場まで回漕を爲す權利あり、而して此の回漕の權利は卽ち沿海貿易の一部分に屬するものなるが、我當局は之を改正して外國船は沿海諸港は勿論、兩開港場間に於ても貨物を搭載して回漕することを禁止し、沿海貿易權を全く我手中に恢復せんと欲し、此の旨を條約中に明載せんと希望したるものなり。然るに米佛兩委員は之に異議を唱へ、沿海貿易は法權論と竝行すべしと主張したるを以て、我當局も亦徐ろに之を審議すべしと爲し、姑く之を留保することとせり。

斯くして議案中稅目の原價諸雜費、燈臺稅、稅關規則、拂戻稅、倉庫規則等特別の委員を設けて審議すべき數件を除きては概ね議決を經たるを以て、各委員より本國政府に傳達し、其の認否の訓令を俟ちて更に會議すべきこととし、七月二十七日一旦豫議會を終了したり。今此の豫議會に於て各國委員が一致若くは多數を以て議定せし事項を議事錄より抄錄すれば左の如し。

一、領事裁判權及特典の事
　イ、商業兼帶領事は裁判權を有せず
　ロ、商業兼帶領事は內地旅行の特典を有せず
　ハ、領事は駐箚地に於てのみ公務を行ふ
　ニ、領事は一箇月間に限り自ら代理を任命することを得
　ホ、在日本外國公使館及領事館附の官吏は內地旅行の特典を有す

二、民刑事裁判權の事
　イ、訴訟入費及訴訟手續の事に關しては內外人の別なく、出訴する裁判所の成規に從ふ
　ロ、日本國にある外國裁判廳は其の管轄內に起る民刑事件に就き、行はれ得べき限り初審の權を有す
　ハ、各外國政府は日本國內若くは日本國に接近の地に控訴裁判を置くこと（但し各國委員之に同意せず、唯本國政府に之れを通知すべきことを約諾す）
　ニ、民刑事件に付き內外人の別なく原告は自由に管轄裁判に訴狀を差出す權利を有す
　ホ、犯罪は成るべく所犯の地に於て審斷す
　ヘ、外國人の犯罪に就き若し外國裁判廳管轄權を有せざるときは日本裁判所之を裁判處刑す
　ト、日本の國君又は政府に對する犯罪を罰する正條を外國法律に缺くときは、各國は之を設くべし

三、稅率の事
　イ、收入概算年額大約三百六十萬圓を得べき輸入稅率を我國に於て採用すること
　ロ、聯合委員を選任して輸入貨物の價格計算方、及從量品に關する事項を査定せしむ

四、貿易竝に航海に關すること
　イ、外國船舶より噸稅を徵收す
　ロ、聯合委員を選定して噸稅率を調査せしむ
　ハ、拂戻稅竝に倉庫の制を日本政府に於て設く

豫議會は既述の如く單に條約改正の基礎を議定するに過ぎざるものにして、假令各國委員が協同議定するも、其の採否は各、本國政府の決裁にあり、毫も約束の效力を有せざれども、會議の經過を通觀するに我國の主張は十分ならずと雖も其の容れられたるものも少からず、殊に條約改正の基礎の成

立したることは改正上一歩を進めたるものにして、我國の成功と云ふべし。斯くて井上は十五年七月二十九日豫議會の經過報告の爲め條約改正豫議會始末上申案條約改正豫議會議事要項竝に解說を三條太政大臣に提出し、尙ほ之に意見を附して左の如く上申し、政府の方針の決定を促せり。

條約改正豫議會ニ於テ議スベキ諸件ハ逐次討論ヲ遂ゲ、本月二十七日ヲ以テ一ト先本會ヲ休閉シ、他日各委員等本國政府ヨリ訓令ヲ受クルヲ俟テ、更ニ臨時會ヲ開設スベキ積ニ有之候。然ルニ過般提議ニ及ビ候締約ノ期限、卽チ裁判ニ關スル事項ハ其施行期限ヲ十二年トシ、貿易ニ關スル事項ハ其施行期限ヲ八年トスル條款ヲ設クル事ニ付テハ、英佛公使ニ於テハ頗ル異論ヲ主張シ、斷然之ヲ拒絕スルノ勢ニ有之候得共、反覆辯論ノ末我發議ノ儘ヲ以テ本國政府ヘ送致スル事ニ相成候。抑本款ヲ設クルノ主趣ハ從來外國ト締約セシ條約中ノ缺典ヲ補正シ、今回提議スル所ノ稅目竝ニ開國ノ兩案實施ノ期限ヲ定ムルモノニシテ、本項ノ可否ハ本會議了ノ諸件ヲ總括シ從來不羈獨立ノ條約ヲ自由ニ締結シ得ルハ特リ此一項ニ存スル儀ニ付、會議中ノ眼目ニ有之候。去ナガラ從來ノ結果ヲ推考スルニ、右英佛兩國異論ノ爲メニ、右ノ條款ハ勿論開國及ビ稅目ノ條款モ共ニ拒絕セラレ、現行條約或部分ノ改正ヲ要求スルニ至ルモ不可測果シテ然ルトキハ我政府ハ一時ノ利便ニ繫纏セザルノ意ヲ明示シ、我提議ノ如クナルニ非ザレバ他日治外法權ヲ解キ、外人ヲ管理スルニ充分ナル豫備ヲ爲シ、外ハ以テ外國政府ヲ勸誘シ我冀望ヲ達スルノ方便ヲ用ヒ、再ビ改正ノ談判ヲ開クモ尙今日ノ主義ヲ固ク取テ動カズ、到底我冀望ヲ達スルニ非ザレバ止マザル事ニ方向ヲ取候樣御決定相成度、此段及上申候也。

豫議會の結果に就て重大なる關係を有せしは英佛兩國にして、此の兩國は我政府の提出せし領事裁判權の全部若くは一部の撤去、最惠國條款の變更竝に締約期限に關しては、我が裁判制度が未だ全く適應すべき程度に進歩し居らずとの辭柄を設けて、頗る異論を唱へたり。獨逸政府は我より提出せし事項にはさして反對せず、稅則に關する定期結約に就ては其の期限を八年若くは十年と爲し、右期限中に於て全國を海外通商の爲に解放することとし、其の時に於ける我裁判制度の改良如何に依りて、治外法權を全廢し、若くは其の一部を廢止すべき締約を爲さんとするにありき。此の間に處して政府當局は在外使臣を促して任國政府に接衝せしめ、又憲法取調の爲め渡歐中の伊藤に囑して情勢の好轉を圖らしめたるが、要するに歐洲各國の情勢は、法權問題は速急に解決するは難色あるを以て、之を後日の談判に讓り、增稅に終了期限を附して法權と切離して締結するを可とすべしと云ふに在りしかば、外務當局も其の已むを得ざるを認め、此の方針の下に進むこととせり。一方當初反對を表明せし英佛兩國も漸次我實情を認識し、態度大いに改まり、英國政府は明治十六年十二月一日左の如き覺書を內密に駐英森公使に交付したり。

一、英國政府は日本政府が海關稅を增額し、紙幣價格挽回の用途に充つることに同意す。

一、日本に於て外國人に內地通商の自由を付與擴充し、外國貿易を妨害する聯合の弊を除かば、英國政府は豫議會に提出せられし改正稅目の大要を承諾す。

一、日本政府が全國を開放して外國人の通商旅行並に居住を許し、且つ內地に於て不動產を所有することを許す以上、その關稅自主權を要求するは當然なりと認む。仍て若し各國の同意を得ば英國政府は改正關稅條約中に『此條約批准ノ日ヨリ算シ一定ノ期限(十年若シクハ十二年)ノ後ニ於テハ締約國ノ一方ヨリ十二箇月前ニ通知セハ該條約ヲ終了セシムルコトヲ得ヘシ』との條款を挿入することを承諾す。但し日本全國を或年間(三箇年)外國人の爲に開放したる後に非ざれば、改稅條約終了を通知する權利を行ふことを得ず。

一、日本政府は內地旅行免狀の方法を一層擴充して自由に外國人を旅行せしめ、且つ外國船に貨物を搭載して未開港に回漕することを許すこと。

一、外國人を裁判官に任命して裁判權を施行し、領事裁判制度を廢止する件に就ては、英國政府は日本政府の意見並に希望に應ぜんと欲するも、新法律並に訴訟法の制定後其の譯文を閱覽したる後に非ざれば意見を吐露するを得ず。

一、最惠國待遇に關する條約第二十三條の改正に就ては同意するを得ず。

一、稅關規則貿易規則倉庫規則拂戻稅港則並に稅則のことは速かに日本委員並に外國委員より成る取調委員會に附して調査すべし。

一、外國商標專賣免許及發明を保護する問題も速かに議定すべし。

此の覺書は豫議會の討議條項を審査せし結果英國政府が得たる意向を示したるものにして、同政府は別に之を各國政府に廻付して同意を求めしものと云へり。斯くして豫議會の效果は玆に始めて實現の可能性を示せしものなるが、其の間約一箇年半の日子を費したるは、蓋し內に於ては當時朝鮮事變ありて其の始末に忙殺せられしのみならず、外にあつては前記の如く列國の態度容易に歸一せざりしに因るものとす。

英政府の態度は右の如くなりしが、會〻明治十七年三月駐日英公使に異動あり、新任公使プランケットは前任者パークスに比し我國に同情を有せしが、其の齎せる意見は曩の覺書の趣旨とは大いに異なるものありたり。卽ち彼の所說は、先づ貿易に關する諸件を議定して別種の條約を締結し、其の實施の後始めて他の諸項を決定せんとの趣旨にして、輸入稅增額には異議を立てざるも、其の報酬として外國人の內地通商を許すか、然らずんば沿岸に於て六箇所の港を開き、外人通商の途を擴充せんとするにありき。又廢約權に就ては條約滿期前三年間若くは其の後同年間に內地を開放し、其の間において諸行政規則竝に民刑法施行の當否如何を實驗せし上にて、之を決定すべく豫約せんと希望せり。然れども我國としては輸入稅增額の交換條件として、外人の內地通商を許すことは不得策なるのみならず、沿岸數箇所に於て更に港を開くときは當然稅關を設置するの要あるを以て、之れ亦輒く贊同すべきにあらず。此の間彼我種々接衝の結果、相互に讓步して、遂に明治十七年八月四日我政府は左の如き覺書を作成し、英國公使竝に他の締盟國公使に交付し、各本國政府に通牒せしめたり。

英政府ノ覺書ニ對スル我意見覺書

日本政府ハ條約改正ニ關シ英國政府ノ意見ヲ載セタル覺書ヲ熟考シ而シテ該覺書中ノ諸條項ニ對シ、今左ニ我意見ヲ開示セント欲ス。

日本政府ハ豫議會ニ於テ同意ヲ得タル改正稅目ハ、更ニ討議修正ヲ加ヘル事ナク、其儘之ヲ採用セラレン事ヲ望ム。此稅目ハ各國ニ取リ自然ニ不同アル幾多ノ利益ヲ參酌シ、互ニ相讓リ、堪忍勉强ノ力ヲ以テ漸ク和合ヲ得タル者ナレバ、若シ今其一部ヲ變更スルニ於テハ全體ノ再議ヲ要スベク、又從テ貴重ノ時日ヲ費サザルヲ得ザルニ至ルベシ。

日本政府若シ關稅又ハ稅步ヲ變更スル事アルトキハ、之ヲ實施スル前、相當ノ時日(凡六ヶ月)前ニ一般人民ヘ之ヲ豫告スルヲ要スト雖ノ英政府ノ意見ニ同意ス。且又稅關規則卽チ貿易規則倉庫規則拂戻稅燈稅港稅噸稅ノ論題ヲ稅目ト同時、或ハ然ラザルモ成ルベク速ニ之ヲ論決スル事ヲ必要ト思惟ス。

日本政府ハ全國ヲ開キ、外國人ノ通商貿易居住ヲ許シ、之レニ付與スルニ不動產ヲ領有スル權ヲ以テセバ、又日本政府ヲシテ關稅自定權ヲ享有セン事ヲ要求シ得ベシト云ヘル英政府ノ意見ニ對シ異存ナシト雖モ、關稅自定ノ權ト開國ト單ニ密著セシ物ト見做スガ如キ主意ニハ我政府ノ肯テ許容シ難キ所ナリ。

然リト雖モ、日本政府ハ關稅自定權收復ノ事ヲ以テ開國ノ事ニ附著スルモノト爲スハ敢テ異議ナシト雖モ、開國ノ目的ヲ以テ起ル所ノ結約條中ニ於テハ、裁判權ノ問題ヲ以テ最モ重要ナルモノト信憑スルノ思考ハ之レヲ放棄スル事ナシ。

日本政府ハ外國人貿易ノ爲メ更ニ讓與ヲ爲シ、又全國何レノ地ヲ問ハズ外國人自由各處ニ來到スルハ其欣ブ所ナルヲ各國政府ニ於テ明瞭承知セラレン事ヲ希望ス。然リト雖モ、日本政府ノ之ヲ難ズル所以ハ諸外國政府ニ於テ未ダ其人民ヲシテ全ク我地方裁判所管轄ニ服從セシムル事ヲ承諾セザル事是ナリ。蓋シ其主旨ノ承認ハ、我政府ニ於テ全國ヲ開ク前必ラズ不可缺ノモノトシテ、尙之ヲ主張セザルヲ得ザルモノナリ。我政府

ハ領事裁判權ノ全廢ト全國ニ外國人ノ通商居住ヲ許ス事トヲ同一時ニ施行スベキモノトシ、又國家ノ利益ト安全トヲ考慮スルニ於テモ、此方法ヲ外ニシテ他ニ開國ヲ許シ得ベキ方法ハ他ニ之アキヲ確信ス。

日本政府ハ一切ノ裁判權ヲ回復スルマデハ全國ヲ開カザルベシトノ決心ヲ執ルト雖モ、漸次此ノ望マシキ變革ヲ行ハンガタメニ準備ヲナスベキノ時期已ニ到レリトノ事ニ就テハ諸外國ト同意ナリ。故ニ我政府ハ外國人ノ通商及ビ雜居ノ爲メ、貿易上ニ最モ見込アリト思考スル處ニアクセシブル港ヲ數ケ所（凡三四ヶ所）ヲ設クルノ準備アルナリ。

日本政府ハ英國政府及其他訂盟諸國ノ希望ニ應ジ、旅行免狀ノ新法ヲ設クベシ。就テハ外國人ハ、皆其公使又ハ領事ノ申立ニ依リ、十二ケ月ヲ超エザル期限内ニ通用スベキ免狀ヲ、直チニ開港場或ハアクセシブル港ノアル縣ノ長官ヨリ受取ル事ヲ得ルナリ。此免狀ヲ携帶スル者ハ、凡ソ正當ナル目的ヲ有スル以上ハ、全國ヲ通行スルヲ得レドモ、内地ニ於テハ如何ナル事情アリト雖モ、決シテ商業上ノ取引ヲ爲ス可カラザルモノトス。

又日本政府ハ豫議會ニ於テ其正委員ノ提出シタル議案ニ基キ組成セル方法ニ從ヒ、向フ十ケ年間限リ日本人民ヲシテ自由ニ外國ノ船舶ヲ雇入レ、以テ國内諸港ヘ往來通商セシムル事ヲ肯諾ス。日本政府ハ、通商條約ノ期限ヲ十ケ年ト定メ、而シテ九ケ年目ノ終リ或ハ其後ニ至リ、双方ヨリ十二ケ月前ニ通知ヲ爲ス上ハ、此條約ヲ廢棄スルノ權ヲ有スルモノト爲サントス。

英國政府ハ日本ニ對シ其領事裁判權ヲ永久保續スルヲ望ムニ非ズ、又此裁判ヲ漸次撤去スルニ最適當ナル方法ヲ時々我國政府ト討議セント欲スル旨ノ陳述ハ、英國公使ノ公言セルアルニ由リ、日本政府ハ彌々此權ヲ掌握シ、各國ニ於テ果シテ其領事裁判權ヲ全廢スル事ヲ承諾スルニ至レバ、又之レト同時ニ全國ヲ開クベキヲ肯諾ス。

然リト雖モ、日本政府ハ、十ケ年ノ終期ニ至リ、目今先見シ能ハザル原因及事情ノ爲メニ、此條約ヲ廢スル事ヲ得ザル場合ニ於テハ、經驗上得ル所ノ必要ナル改正ヲ之レニ加ヘ、本條約ヲ之レニ加ヘ、本條約ヲ重修スル事ヲ各國ニ於テ約諾セラレンコトヲ請求セザルベカラズ。

我政府ニ於テ現今準備セル所ノ讓與ノ性質如何ンハ、卽チ我國人ヲシテ此讓與ニ付屬セル特權ヲ有益ニ享有セシムル事ヲ鞏固ナラシメンガ爲メニ、裁判權ノ幾分ニ關スル取極ヲ爲サザル可ラズト思考ス。故ニ我政府ハ、英國政府ニ於テ此提案ノ相當ナルヲ容易ニ洞見ス可ク、又之ヲ實行センガ爲メ設クル所ノ方法ヲ承諾スルハ敢テ難キニ非ザルベシト確信ス。

日本政府ハ、日本在留ノ外國人ヲシテ我行政規則、警察規則竝地方規則ニ服從セシメ、右諸規則ノ違犯アル時其處罰三十圓以下ノ罰金又ハ十日以内ノ拘留、若クハ之ヲ併科スル場合ニ於テハ、之ヲ日本裁判所ノ審斷ニ委スベク、若シ其制限以上ノ處罰ヲ超過スルトキハ、犯罪人ヲ日本官吏ヨリ最寄開港場ノ其國領事ヘ引渡シ、右ノ諸規則ニ照ラシ、之ヲ糺問審斷セシメン事ヲ請求セザル可ラズ。

日本政府ハ、右諸規則ヲ實施スルニ當テ、畫一ノ制限ヲ設クルニアラザレバ不便多カラン事ヲ信ズルガ故ニ、之ヲ現今ノ諸開港場ニモ施及セン事ヲ希望スト雖モ、又英國公使及其他諸公使ノ所說ニ讓リ、且ツ我政府ニ於テモ、目下此論點ヲ主張セバ、空シク通商條約ノ訂結ヲ遷延スルニ至ラン事ヲ恐ルルガ故ニ、之ヲ現在ノ開港場ニハ施及セザルベシ。併シ訂盟各國ニ於テ、通商條約締結ノ後何時ニテモ本件ノ談判ヲ開ク事ニ同意シ、且此事ヲ以テ現今ノ開港場居留ノ外國人ガ我國ノ行政規則警察規則及地方規則ヲ遵守スルノ義務ヲ決シテ減殺スル者ニアラザルヲ了解セラレタル上ニテ、日本政府ハ此便宜法ヲ採用ス。

日本政府ハ、國中何レノ處ニ於テモ罪ヲ犯シ、若シ法律又ハ規則ヲ犯シタル外國人アレバ、何等ノ場合ト雖モ之ヲ捕拿スルノ權ヲ日本官吏ニ歸セシメン事ヲ望ム。尤我政府ニ於テ此權ヲ施用スルトモ、必ラズ外國人ノ居住權ヲ尊重スルハ勿論、其他凡テ此捕拿ノ權ヲ濫用セシメザル事ニ注意スベシ。日本政府ハ、アクセシブル港ニテ日本人ト外國人トノ取引上ヨリ起ル五百圓以下ノ民事訴訟ハ、原告被告ノ國籍ヲ問ハズ、都テ之ヲ日本裁判所ノ審斷ニ任ゼン事ヲ望ム。

右數項ノ取極ハ、日本政府ニ於テ秩序ヲ保持スルガ爲メ、特ニ緊要ト爲スノミナラズ、又條約改正一般ノ企圖ヲ進達成效セシムルノ一助トナスナリ。之ヲ實施スルニ於テハ、一ニハ日本裁判所ヲシテ外國人ト關係アル事

件ノ處分法ニ習熟セシムルヲ得ベク、一ニハ外國人ヲシテ日本ノ法律及其適用ノ方法ニ信用ヲ置カシムルヲ得ベシ。然ラバ則チ此ノ取極タルヤ準備年限ノ間、卽チ開國ト法權回復トノ前ニ於テ、內外人民ヲシテ將來其進步ヲ順當平易ナラシムルノ位置ニ漸進スルノ一手段ナリ。

日本政府ハ開港場又ハ「アクセシブル」港ニ於テ、外國人ノ工業又ハ製造ニ從事スル者アルトキハ、必ラズ日本人民ノ斯ル場合ニ於テ納ムル所ノモノト同一ノ免許料又ハ稅金ヲ拂ハシメン事ヲ望ム。

日本人ノ屋入レタル船舶ニ付屬スル外國人ハ、未開港場ニ於テ商業ニ從事スルヲ得ズ。船中ニ於テハ其自國ノ法律及法權ニ服從シ、陸上ニ於テハ他ノ居留外國人ト同一ノ地位ヲ論ジ、日本ノ諸規則ニ關シテモ之レニ同樣ノ取扱ヲ受クベシ。

日本政府ハ、日本船、外國船ノ別ナク、且其乘組員ノ國籍ニ拘ハラズ、船內取締ノ權ハ之ヲ其船長ニ屬セシムルヲ望ム。

日本政府ハ各訂盟國ト協議シ、居留地ノ取締法ヲ改良スル事、現在ノ居留地及今後取定ムベキ區域內ニ於テ外國人ノ不動產ヲ領有スル事、及地稅法一般ノ制ニ借地料ヲ均一ナラシムルノ目的ヲ以テ之ヲ改正スル事等ニ關シ、必要主當ナル百般ノ取極ヲ爲サン事ヲ勉ムベシ。尤此取極ニ因リ、外國人土地所有ノ權ヲ得ルトキハ、又從テ日本ノ土地所有法ニ服從スベキハ必要ナリ。

又日本政府ハ、外國人ノ日本人民ト商社ヲ結合シ、或ハ日本ノ工業又ハ商業會社ノ株券ヲ所有スル事ニ付、外國政府ト協議スル所アラントス。尤右組合商社ハ日本人ニ屬シ、單ニ日本法庭ノ裁判權ニ服從スベキモノトス。

日本政府ハ英國政府ガ最惠國條款ニ關シ多少我政府ノ希望ニ應ゼントスルノ見込ヲ以テ發セラレタル其說ヲ再考セラレン事ヲ望ム。

專賣免許商標及發明ノ保護方ニ付テハ、日本政府ハ英國政府ノ所見ニ同意ス。又諸件ノ評議ハ、都合ニ依リ通商條約締結ノ後マデ之ヲ遷延セシムルモ妨ゲナシ。前述ノ條項ハ各訂盟國ノ聽容スル所ト爲リ、且之ヲ以テ以上所說ノ各件ニ就キ互相ノ利益ト爲ルベキ條約ヲ締結スルノ基礎ト爲スヲ得ベキハ我政府ノ確信スル所ナリ。

我覺書に對して各國政府は大體贊同の意向を示し、佛國政府は此の覺書を以て將來談判の起點とすべしと明言し、生絲及絹物に對する輸出稅の廢止を特に要請し來たり、英國政府も亦十一月下旬に至り之に同意を表し來たりしを以て、玆に此の覺書は條約改正の基礎となり、我改正案は此の覺書の趣旨に依りて作成せられたり。卽ち明治十八年四月二十五日締盟各國公使に送致したるものの之にして、其の飜譯文左の如し。

條約改正案（原本英文）

日本皇帝陛下及ビ……ハ兩國間ノ交際ヲ擴張增進シ、以ツテ幸ニ兩國間ニ存在スル所ノ厚誼ヲ維持センコトヲ欲シ、而シテ此ノ目的ヲ達スルニハ、通商航海ニ關スル兩國間ノ條約ニ改正ヲ加フルニ若カザルコトヲ確信シ、公正ノ主義ト相互ノ利益トヲ基礎トシ、其ノ改正ヲ完結スルコトニ決定シ、卽チ其ノ目的ヲ以ツテ日本皇帝陛下ハ……ヲ、……ハ……ヲ、各其ノ全權委員ニ任命セリ。右全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ、其ノ誠實適式ナルヲ認メ、左ノ條項ヲ合意協定セリ。

第一條

適當ノ豫告ヲ與ヘシ後ハ、從來日本ヘノ輸入品ニ賦課シタル總テノ稅金ハ其ノ賦課ヲ停止スベシ。而シテ之ニ代リ本條約ニ添付シ其ノ一部トナセル輸入稅表ハ實施セラルベク、且兩締約國及ビ其ノ臣民ニ遵守ノ義務アルモノトス。

右適當ノ豫告トハ、本條約締結後直チニ本條約ニ添付セル關稅率表ニ關シ、各締約國ヨリ其ノ人民ニ與フル布告ヲ意味スルモノトス。而シテ右ノ豫告ハ本條約ノ調印ト批准交換迄ノ間ニ經過スル期間ヲモ含ムモノトス。

第二條

從來賦課シタル日本ヨリノ輸出稅ノ一部又ハ全部ニ對シ、兩締約國ハ日本政府ガ既ニ條約ニ依ツテ定メラレタル稅率ヲ持續シ、或ハ引下ゲ、又ハ廢止スルノ自由ナルコトヲ諒解セリ。

第　三　條

兩締約國ハ、稅關及ビ保稅倉庫ノ監督及ビ管理、竝ニ燈臺稅及ビ噸稅制度ノ制定ニ關シ、本條約ニ添付シ、且其ノ一部トナセル規則ヲ協定セリ。

右規則中ニ含メル手數料諸稅及ビ罰金ハ、締約國相互ノ協定ニヨル場合ヲ除キ、之ヲ變更スルコトナカルベシ。

第　四　條

本條約批准交換ノ日ヨリ、下ニ揭ゲシ條件ニ基キ、日本政府ハ三箇所ノ新港ヲ開クベシ。卽チ……及ビ……トス（現在ノ開港場ト區別スル爲メ「アクセシブル、ポート」ト稱スルコト）。而シテ……國臣民ハ其ノ處ニ居住シ、不動產ヲ借受ケ、及ビ所有スルコトヲ得ベク、又有ユル正當ナル職業ニ從事スルコトヲ得ベシ。是等ノ特權ヲ許與セラルル區域ハ左ノ如シ。

……ニ於テハ斯クノ〻〻區域

……〃　〃　〃

……〃　〃　〃

……國臣民ハ、又前揭區域ヲ越ヘ、若干ノ距離ヲ旅券ナシニ旅行スルヲ得ベシ。但シ右旅行ニ關スル正確ナル制限ハ、本條約實施ト同時ニ日本政府之ヲ決定發表スベシ。

第　五　條

日本在留ノ……國臣民ハ、帝國ノ一般法律ヲ遵守シ、之ニ服從スルノ義務アルコトヲ兩締約國諒解且承認セリ。而シテ日本政府ヨリ發シタル行政地方及ビ警察ノ諸規則ハ、日本在留ノ……國臣民ヲ拘束シ、是等諸規則ノ違反ハ審問及ビ處刑ヲ受ケザルベカラザルコトヲ更ニ諒解且承認セリ。

……國臣民ガ日本ノ如何ナル土地ニ於テ前記ノ規則ヲ犯ストモ其ノ總テノ場合ニ於テ……國人ノ貿易及ビ居住ノ爲條約ニ依リ既ニ開カレタル港ニ於ケル場合ヲ除キ、日本ノ裁判所ハ、犯罪ノ刑罰ガ三十圓ノ罰金或ハ十日間ノ拘留、又ハ其ノ兩者ヲ超エザル場合ニ限リ、犯罪者ヲ審問シ處罰スルノ裁判權ヲ有スベシ。若シ犯罪ガ是等ノ制限ヲ超ユル刑罰ヲ課セラルベキ性質ヲ有スルトキハ、犯人ノ逮反セシ規則ノ條項ニ依リテ處分センガ爲、日本官憲之ヲ逮捕シ、犯人所屬國ノ最モ近キ裁判所ニ拘留ノ爲引渡スコトヲ得ベシ。日本ノ行政地方及ビ警察ノ諸規則ニ違反セル爲メ……國臣民ノ課セラルベキ總テノ科料罰金及ビ沒收品ハ日本政府ニ屬スベキモノトス。

第　六　條

「アクセシブル、ポート」ニ於テ在留スル……國臣民ガ被告トナリ、而シテ其ノ訴訟金額ガ訴訟費用ヲ除キ五百圓ヲ超過セザル民事訴訟ナルトキハ、是認ノ港ニ於ケル適當ナル日本ノ裁判所ニ於テ判決セラルベキコトヲ兩締約國更ニ協定ス。

第　七　條

前記二箇條ニヨリ日本ノ裁判所ニ與ヘラレタル裁判權ノ行使ハ本條約ニ添付シ、且其ノ一部トナシタル裁判權實施規則ヲ遵守スベキモノトス。

第　八　條

本條約第六條及ビ第五條ニ指示セル制限ニ拘ハラズ、日本ノ行政地方及ビ警察ノ諸規則ニ關スル組織的實施ヲ確實ナラシメ、且第六條ニ規定セル民事裁判權ヲ設定センガ爲、是等諸規則ノ違反及ビ本條約第六條ニ記載セシ種類ノ民事訴訟ヲ司ルベキ日本裁判所ノ制限セラレタル裁判權ヲ現存開港場ニ迄及ボサント欲スル件ニ關スル會議ハ、孰カ一方ヨリ他方ヘ通知ヲナシタル上、本條約締結後何時ニテモ之ヲ開始スベキコトヲ更ニ協定ス。

第　九　條

現存開港場ニ於ケル一定ノ區域内ニ於テ、……國臣民ガ不動產ヲ保有スルコト、及ビ其ノ借地料ヲ國家的土地課稅制度ト一樣ナラシムルコト等ニ關シ、現存開港場ノ市政ヲ改善整理スル爲、兩締結國ハ、日本政府ガ……政府ト協議ノ上兩國政府ノ意見ヲ以ツテ最モ良好ナル結果ヲ獲得シ得ベキ市制ヲ前記ノ諸港ニ施行スベキコトヲ協定ス。

關係國ノ孰カ一方ハ、本條約締結後何時ニテモ本條約ニヨリ豫期セル協定ヲナスニ必要ナル諸問題ヲ考慮論議センコトヲ他方ニ要求シ、承認ヲ得ベキコトヲ更ニ協定ス。

第十條

兩締結國ハ、本條約ニ依リ、又ハ其ノ條件ニ從ツテ作成セラレタル規則或ハ協定ニ依リ、不動產ノ收得及ビ保有ニ關シ、擴大シタル權利ヲ付與スルガ如キ……國臣民ニ與ヘラルル特權ハ、……國臣民ガ日本ノ土地所有法竝ニ之ニ關シ日本政府ノ制定セル他ノ總テノ法律規則ヲ遵守スベシトノ條件ノ下ニ付與セラレ、且日本ニ於ケル不動產ニ關スル總テノ訴訟ニ付テノ裁判權ハ、適當ナル日本ノ裁判所ガ之ヲ獨占的ニ保有スルコトヲ條件トシテ付與セラルルモノナルコトヲ明カニ諒解シ、其ノ旨協定ス。

第十一條

日本政府ハ、本條約ノ批准交換後直チニ……國臣民ガ商館及ビ會社ニ關スル日本ノ法律規則竝ニ日本裁判所ノ裁判權ニ服從スベキコトヲ條件トシテ、……國臣民ガ日本臣民ト共ニ商業組合ヲ組成シ、又ハ日本ノ工業及ビ商業會社ノ株ヲ所有スルコトヲ許可セラルベキ規則ヲ作成シ、之ヲ實施スベシ。

第十二條

兩締約國ハ、……國臣民ガ日本ニ於テ製造事業ニ從事スルトキハ、先ヅ通常ノ免許ヲ受ケ、且日本臣民ガ同樣ノ場合支拂ヲ要求セラルルト同樣ナル諸稅ヲ支拂フベキコトヲ諒解ス。

「アクセシブル、ポート」ニ於テ事業又ハ各種ノ專門的職業ニ從事シ居レル日本臣民ニ適用セラルルト同樣ノ課稅ニ服從スベキコトヲ更ニ協定ス。

而シテ日本政府ガ第九條ニ依リ豫期シ得ベキ變更ヲ實施スル場合、及ビ其ノ結果トシテ……國臣民ガ不動產ニ對スル借地料及ビ稅金ニ關シ日本臣民ト同等ノ地位ニ置カルル時ハ、右ノ規定ハ現存開港場ニ於テ事業竝ニ專門的職業ニ從事セル……國臣民ニモ亦適用シ得ベキコトヲ玆ニ協定ス。

第十三條

兩締約國ハ、……國ノ司法官ガ裁判權ヲ有セズトノ理由ヲ以テ、日本ニ於ケル……國臣民ノ負ヘル債務或ハ其ノ犯罪ニ對シ提起セラレタル民事及ビ刑事ノ訴訟ヲ受理スルヲ拒絕スルコトアラバ、斯ノ如キ場合ニ於テハ日本ノ裁判所ガ其ノ裁判權ヲ有スベキコトヲ協定ス。

事件ノ審問及ビ判決ノ爲適當ナル當該……國裁判所ナキ開港場ニ於テ、……國臣民ガ被告タル場合ノ訴訟ニ付テモ前同樣ノ規定ヲ適用スベシ。然レドモ……國政府ガ適當ナル方法ヲ準備シタル場合若クハ日本ト條約關係ヲ有スル他國ガ正當ニ裁判權ヲ要求シ、且其ノ準備ヲナシタル場合ニアリテハ、本條ハ……國臣民ニ對スル裁判權ヲ日本裁判所ニ與フルモノト解スベカラザルモノトス。

第十四條

日本皇帝陛下ノ裁判管轄區域内ニ於テ、重罪及ビ輕罪ヲ犯セル……國臣民ヲ逮捕スルノ權利ハ、總ベテノ場合ニ於テ日本官憲ニ屬スルコトヲ兩締約國ハ諒解ス。

第十五條

犯罪ノ探査又ハ豫防、公共安寧ノ維持、或ハ犯人ノ逮捕等ノ爲……國臣民ノ居住セル土地家屋ニ侵入シ、或ハ捜索スルノ必要アリトスルモ、日本官憲ハ最モ急迫必要ノ場合ヲ除キ、當該官憲ヨリノ令狀ヲ有スルニアラザル限リ、斯カル侵入捜索ヲ爲スヲ得ザルモノトス。

第十六條

兩締約國ハ、兩國ノ一方ニ於テ其ノ產地及ビ品質ヲ示サンガ爲商品ニ貼附セル商標ノ他方ニ於ケル僞造ハ之ヲ嚴重ニ禁止スベク、且其ノ僞造ガ證明セラルベキ國ノ裁判所ニ起訴セントスル被害者ニ對シ、其ノ損害ニ關

スル訴訟提起ノ道ヲ與フベキコトヲ協定ス。兩國中一方ノ臣民ガ他方ニ於テ其ノ所有權ヲ獲得センコトヲ欲スル商標ハ之ヲ登錄スベシ。卽チ日本臣民ノ商標ハ……ニ於テ、又……國臣民ノ商標ハ東京農商務省ニ於テ登錄スベシ。但シ其ノ本國ニ於テ旣ニ公共ノ所有トナリシ商標ハ、他國ニ於ケル總テノ者ニ對シ等シク自由タルベキコトヲ諒解ス。

第十七條

……國海軍ノ使用スベキ各種ノ軍需品ハ、日本ノ開港場ニ陸揚シ、且……國官吏ノ保管セル倉庫ニ收容スルコトヲ得ルモノトス。但シ若シ斯カル軍需品ガ外國人又ハ日本人ニ賣却セラレタル時ハ、買主ハ日本ノ稅關ニ相當ノ稅ヲ支拂フベシ。

然レドモ若シ……國ガ日本ト平和ノ狀態ニアル他國ト開戰シタル時、日本政府ハ戰爭繼續中及ビ其ノ終結迄ハ此ノ特權ヲ停止スベシ。而シテ前述ノ如キ戰爭ノ勃發セシ場合、日本ノ開港場ニ於テ、本條ノ規定ニ依リ……國官憲ガ保管シ居レル總テノ軍需品ハ、日本政府ヨリ請求アリタル場合之ヲ日本ノ領土外ニ移スベシ。若シ此ノ軍需品ガ豫告ヲ與ヘタル後一箇月以內ニ移サレザル時ハ、日本ノ稅關吏ノ管理ニ歸スベク、而シテ平和ガ宣言セラルル迄……國政府ガ其ノ危險及ビ費用負擔ノ責ヲ負フモノトシテ其ノ保管ヲ存續スベシ。

第十八條

本條約ノ批准交換後十箇年間、……國臣民ハ其ノ所有又ハ管理セル船舶ヲ日本臣民ニ傭船トシテ貸渡シ得ル權利ヲ有スベシ。而シテ斯ク傭ハレタル船舶ハ、日本ノ諸港ニ自由ニ寄航シ、且貿易ヲ爲スコトヲ得ルモノトス。

此ノ特權ヲ行使スルニ就テハ、日本政府ヨリ發布シタル規則ヲ遵守スベク、又斯カル傭船ニ乘組メル……國臣民ハ之ニ依リ商船、船中ニ於テハ……國ノ法律及ビ裁判權ニ服從スベキモ、上陸セシ時ハ日本ニ在留セル他ノ總テノ……國臣民ト同樣ノ法律上ノ身分ヲ有スベク、之ト同ジク本條約ノ條項ニヨリテ課セラルル義務ニ服スベキモノトス。

第十九條

日本政府ハ本條約ノ批准交換後直チニ旅券制度ヲ開始スベキコトヲ協定ス。……國臣民ハ之ニ依リ商用以外ノ總テノ正當ナル目的ヲ以テ日本ノ如何ナル地方ヲモ旅行スルヲ得ベシ。右旅券ノ發行及ビ使用ハ、日本政府ヨリ公布セラルル規則ニ依リテ管理セラルベシ。

第二十條

日本ニ於テ外國貨幣ニ法貨ノ性質ヲ與フル兩締約國間ノ前條約規定及ビ協定ノ必要ハ最早存セザルニ依リ、……條約第……條及ビ兩國間ニ有スル同樣ノ性質及ビ目的ヲ有スル總テノ他ノ規定及ビ協定ハ玆ニ無效トナリ、且廢棄セラルベキコトヲ協定ス。

第二十一條

本條約實施ノ期日以後兩國間ニ有スル現存條約及ビ協定ノ條項ニシテ本條約ノ規定ト牴觸若クハ相反スルモノハ、總テ其ノ效力ヲ失フベキコトヲ協定ス。

第二十二條

兩締約國ハ、其ノ領土內ノ旅行及ビ居住ニ關シ締約國ノ一方ガ他國ノ政府臣民或ハ人民ニ現ニ許與シ又ハ將來許與スベキ如何ナル特權恩惠或ハ免除ト雖モ之ヲ他ノ締約國ノ政府ニモ直チニ無條件ニテ許與スベキコトヲ協定ス。

第二十三條

本條約ハ批准交換後直チニ之ヲ實施スベシ。締約國ノ孰カ一方ハ、批准交換ノ日ヨリ十一箇年ヲ經過セシ時、或ハ其以後何時ニテモ、他方ニ對シ十二箇月ノ豫告ヲ以テ本條約廢止ノ意志ヲ通告スルノ權利ヲ有スベシ。而シテ前記十二箇月滿了ノ時ハ本條約ハ廢止サレ、而シテ其ノ效力ヲ失フベシ。

尙日本政府ガ本條約廢止ノ意志ヲ告知セシ時、……政府ガ現ニ日本ニ於テ……國臣民ノ上ニ有セル

裁判權ヲ同時ニ放棄スルコトヲ條件トシテ、日本政府ハ……國人ノ貿易及ビ居住ノ爲ニ全帝國ヲ開放スベキコトヲ協約ス。

第二十四條

日本ガ全帝國ヲ開放スルコトニ附隨シテ起ルベキ變革、及ビ……ガ日本ニ於ケル……國臣民ノ上ニ有セル裁判權ノ放棄ニ關シ、兩締約國ノ利益ニ對シ最モ有利ナル方法ヲ以テ實施スベキ爲本條約終了前何時ニテモ締約國ノ孰カ一方ハ此ノ變革ヲ實施スルニ必要ナル方法ヲ論議シ決定センコトヲ他方ニ要求シ得ベキコトヲ協定ス。

第二十五條

兩締約國ガ本條約第二十二條ニ於テ規定セシ如ク現在豫知スベカラザル理由及ビ事情ニヨリ、本條約ノ廢止ヲ妨ゲラルル場合ニ於テハ、本條約ノ日附ヨリ十箇年ノ後ハ、何時ニテモ締約國ノ孰カ一方ハ他方ニ六箇月ノ豫告ヲ與ヘ現行條約ノ改正ヲ要求スルノ權利ヲ有スベキコトヲ協定ス。

第二十六條

本條約ハ日本皇帝陛下及ビ……ノ署名調印ニヨリテ批准セラルベシ。而シテ批准書ハ六箇月以內ニ……ニ於テ交換セラルベキモノトス。

其ノ證トシテ兩國全權委員ハ本條約四通ニ署名調印ス。

……語ヲ以テス。右條約書ハ皆同一ノ意味及ビ目的ヲ有シ、且日本語及ビ……語ノ本文ハ共ニ之ヲ原本ト思考スベシ。

明治……年……月……日、即チ西曆……年……月……日、東京ニ於テ本書ヲ作製ス。

條約改正案は各國政府の諒解を得、且つ諸般の準備も整ひたるを以て、政府は愈〻改正會議を開催することとし、明治十九年四月二十日外務大臣井上馨、同次官青木周藏を全權に任じ、五月一日を以て第一回會議を外務省に於て開きたり。次で五月二十二日の第二回會議に於て討議の順序を(一)海關稅の增加及貿易上の事項(二)之に對する我政府の讓與(三)裁判管轄權と爲すことと定め、五月二十八日の第三回會議より改正條目の談判に入り、第四・五回を經て改正稅目案及貿易に關する該事項は特別委員に附託せられしが(翌二十年成案を得)、六月十五日の第六回會議に於て、英獨兩公使より新に談判の基礎と爲すべき一案提出せられたり。右は我提出の改正原案を談判の基礎と爲すには不都合の箇所ありとせしものにして、六月二十九日各國公使は討議の結果、遂に右英獨案に基きて改正談判を行ふことに決定し、我政府亦之に同意したり。右案は十二の條項より成り、其の主要事項は左の如し。

一、內地開放　日本政府は本條約批准後二箇年內に全國を外國人に開放し、總べて外國人を內國人と同樣の地位に置き、自由に日本國內に旅行し住居し、商業及工業を營み、及び動產不動產を獲得し占有する權利を享有す。

二、諸法典編纂　日本政府は右の二箇年內に於て諸裁判所の章程を制定し、刑法・治罪法・民法・商法・海上法及爲替手形に關する法律訴訟法・身代限法等を編纂實施し、警察に關する現行の法律規則は可成之を輯集す。此等の諸法典は英文に飜譯して內地開放實施の六箇月前に外國政府に送付す。

三、領事裁判權　內地開放後外國政府の領事裁判權は東京・橫濱・神戶・大阪・長崎・函館等の條約規程內に限り執行す。右規程外に在る外國人は總べて日本の裁判權に服從す。領事裁判權は條約實行の日より三年間存續し、此の期間內は双方の間に改訂したる日本警察法及行政法は領事裁判所に於て執行す。

四、外國人に對する日本裁判權　外國人は價額百圓を超過したる民事訴訟及輕罪又は重罪事件にて告訴告發せられたる場合は直ちに控訴院に出訴するの特權を有す。

五、外人法官の任用　日本政府は外國屬籍の裁判官及檢察官數名を一定の時期を限りて選任す。其の任用期間內は外人法官のみを以て組織する懲戒裁判所の請求に依らざれば免職及罷任せられず。

六、外人に對する日本裁判所の組織　(四)の場合に於て裁判權を執行する裁判所は、多數の外人法官を以て組織し、民事訴訟の審問又は刑事に關する豫審は外人法官の指揮の下に屬せしむ。

七、法廷用語　右裁判所の公用言語は日本語の外に英語を使用す。而して各高等裁判所には堪能なる通辯官を置く。

八、條約施行期限　本條約は其の批准の日より十七年間效力を有す。其の廢棄は通商條約第……條に左右せらる。

改正會議は英獨案研究の爲め暫らく休會となりしが、十月二十日に至り第八回會議より愈〻該案の逐條審議に入り、爾後回を重ぬること二十回に垂んとし、明治二十年四月二十二日の第二十六回會議に於て遂に可決せらるるに至れり。斯くして談判は漸く其の果を結ぶに至りしが、案の內容に就て閣內に反對意見多く、又其の世上に漏洩するや民間法曹政論家の攻擊も起り、遂に二十年七月十八日の第二十七回會議に於て外務當局は談判中止を聲明するの餘儀なきに至れり。

反對論者の云ふ所は、政府は條約改正の目的を達する爲め外人に阿附して過大なる讓步を爲せりとし、或は改正條約案第四條の法典編纂第五條の法典の英譯文を外國政府に送付する等の約款は、我國權を傷つくるものと論じ、又第七條第十三項の法典及法廷用語に外國語を併用する約款は、我國の面目を汚損し且つ實施上甚だ困難なりと爲すものにして、此の外改正條約の成功を圖らんがため政府の採りし各種の歐化政策に對しても反感を懷く者少からず、世論囂々として興りしを以て、井上外務大臣は二十年七月九日一篇の意見書を草して內閣に呈し、九月十六日遂に自ら其の職を去り、任を大隈重信に讓れり。

第三款　條約改正運動の第三期

井上の辭任後外務大臣は暫く伊藤總理大臣の兼攝する所となりしが、幾許もなく大隈之に代り、尋いで伊藤內閣の黑田內閣に代りし後も引續き留任せり。大隈は黑田の信賴の下に懸案の條約改正に專心し、朝野の期待も亦一に其の手腕に懸かれり。大隈は取調局長鳩山和夫、秘書官加藤高明及傭外人デニソン等と約七箇月の日子を費して一の改正案を作りしが、一擧に治外法權を撤廢して對等の條約を結ぶことは尙ほ困難の事情ありしを以て、大體に於て改正案の骨子を井上案に採り、唯過去の失敗と國內の情勢とを考慮して之に多少の修正を加へたり。卽ち其の大要は、裁判權條約と通商條約とを綜合して一の和親通商條約と爲し、其の條項に井上の通商條約案を基礎として多少の修訂を加へ、且つ條約實施後五箇年間は外人居留地內に限り領事裁判權を從前の儘に繼續し、右期限經過後は領事裁判及之に附隨せる外人の特權を一切廢して、日本帝國の裁判權を全國に普通せしむることとせり。大隈は右の成案によりて交涉を開始するに先ち、其の遂行手段として所謂强行手段を採り、最惠國條款の解釋を擴張して諸外國相互の間に許されたる特權を我國にも許し、正理公平に依らざるべからずと聲明し、且つ現行條約の規定を勵行して外人に其の甚だ不便なるを痛感せしめ、條約改正の必要を自覺せしめんとせり。又談判の方法としては井上の採りし會同合議を排して國別談判とし、彼我相許し相容るる國より談判を開始し、逐次に之を他國に及ぼして成果を擧げんとせり。

斯くして大隈は從來我國と餘り利害關係を有せざる墨西哥國と談判し、始めて同國と新條約を締結するに成功するや、愈〻英、獨、米、佛、露、伊、墺等の諸大國と交涉を開始せり。右の歐洲列强中獨逸を除く外は折衝容易に纏らざりしも、米國は容易に我提案を容れて、二十二年二月二十日外務省に於て新條約を調印する運びとなり、獨逸も亦大いに有望なりしが、偶〻之迄極祕に付せられたる改正案の內容要

旨がロンドン・タイムス紙上に現はれ、東京日日新聞に譯載せらるるに及び、世論は再び猛然として起り、贊成・反對の聲囂々として、談判の前途暗澹たるを思はしむるに至れり。其の紙上に揭載せられたる改正案の要旨は左の如し。

（一）指定の年月以後外國人に內地雜居を許し、土地所有權を與ふ。此の特許に從ふ外國人は我國の司法權を遵奉すべし。

（二）前項に揭げし年月以後、仍ほ若干年月間は現行條約の居留地制度竝に領事裁判制度を存置す。此の年月經過後は居留地も全く他の地方と同樣に取扱ふ。

（三）（一）に示せる國土の開放前に、外國法官若干人を我國の高等裁判所に任命す。此の制度は若干年月の間保續し、その後は我國は歐米各國と平等の法權を得。

（四）新定民法は（二）に於ける現行條約の居留地の制を棄却すべき期限より三年前に適宜之を公布實施す。

（五）海關稅の改正は十九年より二十年に亙る條約改正談判（卽ち井上案）の條目に從ふ。

大隈の條約改正案に對しては前記の如く民間に於て贊否の聲喧囂を極めしが、其の反對者中には改正案中高等裁判所に外國法官を任用することを以て憲法に背反すと稱し、均しく閣內に於ても亦此の點に異議を唱ふる者あり、殊に樞密院に於て强硬なる反對意見を見るに至れり。然れども大隈は斯かる朝野の反對說には一顧をも加へず、著々談判の進捗を圖り、六月十一日に獨逸と新條約を締結し、伯林に於て西園寺公使をして調印せしめ、尙ほ未通報の蘭・白・西・布哇・瑞西・ペルー等に對しては、夫々六月中に新條約案を提示したり。

然るに朝野の反對論は益〻沸騰して漸く大勢を制せんとせしが、偶〻同年十月十八日一兇漢の大隈を襲擊する所となり、延いて黑田內閣は總辭職し、又條約改正談判も中止せられ、旣に締結實施期日の迫りし條約に關しては相手國に其の延期を請ふの已むを得ざるに至れり。

黑田內閣に代りし山縣內閣に於ては、久しく次官として外交事務に當りし靑木周藏外務大臣に任ぜられ、改めて條約改正問題を擔當するに至れり。靑木が就任の當日明治天皇には親ら條約改正に關する將來の方針を規定せる廟議確定案を下附せられ、且つ案中に指定せられたる趣旨を服膺して改正事業に從事すべき旨を欽訓ありたり。靑木は勅命に基き改正案を作成し、先づ英國政府に覺書を送致したるが、同覺書は旣に締結せる條約の實施延期の理由及同條約中の修正箇所を說明したるものにして、實に靑木の條約改正案の基礎を爲すものなり。而して右修正點は大隈案が朝野の攻擊を蒙りしに顧みて之を取消撤回せんとするものにして、先に靑木が廟議確定案として勅命を蒙りしものに屬す。覺書の要領左の如し。

今ヤ帝國政府ガ、一面ニ於テハ新ニ政府部內ニ創設セラルベキ立法府ノ各種ノ異說ヲ調和シ、又一面ニ於テハ新條約ノ憲法ニ適合スルヤ否ヤノ問題ヲ世論ノ區域外ニ驅逐シ得ベシト信ズル修正ハ、其要領左ノ如シ。

第一、外國出身ノ裁判官ヲ大審院ニ任用スルコトニ關スル許約ノ取消。

第二、帝國諸法律ノ調査編成及ビ公布ニ關スル條款ノ撤回。

第三、一般ニ外國人ヲシテ不動產ヲ所有セシムベキ權利ニ關スル約款ノ撤回。

但此修正ハ諸締盟國ノ臣民ガ、條約ニ據リ日本帝國ニ於テ一定ノ區域內ニ限リ現ニ享有スル所ノ借地權ニ對シテハ更ニ關係ヲ及ボスコトナシ。

第四、外國人ヲシテ內國人同樣ノ位置ヲ得セシムルコトニ關シ、其權利ニ若干ノ制限ヲ設クルコト。

以上ノ修正案ヲ提出シタル所以ノモノハ、帝國政府ハ啻ニ議會ノ協力ヲ經ベキ事項ニ關シテハ、力メテ其期望ヲ豫察シテ措置スベキ明白ノ義務アルニ依ルノミナラズ、殊ニ第一及ビ第二ノ修正ニ關シテハ大ニ憲法ノ規定ニ關係ノ事由アルニ依ルナリ。

第一ノ修正ニ關シテハ、帝國ノ憲法ニ基ケル重要ノ官職ニ任用スルニ外國出身ヲ以テ必要ナル資格トスルガ如キ條約若クハ法律ハ、假令ヒ憲法ノ明文ニ牴觸スルコトナキモノトスルモ、尙ホ之ヲ其精神ニ背馳スルモノナリト云フノ議論ニ對シテ、帝國政府ハ之ヲ反駁スルコト能ハザルナリ。

第二ノ修正ニ就テハ、將來ノ立法權ニ關スル約款ニシテ苟モ新憲法ニ基テ組織シタル自由不羈ナル立法權ヲ檢束シ、若クハ之ニ干渉セントスルガ如キモノアラバ、帝國政府ハ假令ヒ之ヲ違憲ニアラズト視做スモ到底策ノ得タルモノトスルコトヲ得ズ、故ニ帝國政府ハ今ノ時ニ及デ斯ノ如キ約款ニ固著スルノ不可ナルヲ信ズルナリ。

第三ノ修正ハ憲法上ノ問題ニ渉ルモノニ非ズ。而レドモ不動產ヲ所有スル特權ハ、新條約ヲ以テ保證スル所ノ主要ナル權利ヲ完全ニ享有スル爲メニハ、必ズ缺クベカラザルモノニ非ラザルナリ。

帝國政府ハ此事實アルニ依リ、且本件ハ國際上ノ條約ヲ以テ規定センヨリ寧ロ直接ニ自國ノ法律ノ規定ニ屬スル性質ノモノタルコトハ、一般ノ承認スル所ナルニ依リ、本件ハ宜シク各國各自任意ニ處分スベキモノト信ズルナリ。

第四卽チ最後ノ修正ハ、實ハ殆ンド過慮ニ出ヅト云フモ可ナリ。何トナレバ帝國ノ政略上若クハ財政上ノ利害ニ直接ノ關係アル場合ニ於テ、外國人ノ權利ニ關シ一般適宜ノ制限ヲ設クルハ帝國ノ本來固有ノ權利ニシテ、現時ノ改正案ノ爲ニ毫モ非害セラルヽコトナケレバナリ。是帝國政府ノ確信スル所ニシテ之ヲ諸外國ノ行爲ニ照シテ考察スルモ、益此意見ノ誤ラザルヲ知ルナリ。然レドモ帝國政府ハ修正案ノ全體ニ就テ既ニ前段ニ開陳セル理由ヲ有スルノミナラズ、將來外國トノ交際上ニ付テハ毫モ異議誤解ヲ惹起スベキ餘地ヲ殘サザランコトヲ熱望スルガ故ニ、新條約中特ニ明文ヲ揭ゲテ以テ其制限ノ意ヲ明ニセンコトヲ欲スルナリ。

此の覺書は二十三年三月ペルー及メキシコ兩國を除く歐米締盟各國公使に交付せられ、他日談判を開く際の參考書類に供することとなれり。

英國政府は我覺書を審査の結果、之に基きて條約草案竝に議定草案を作り、七月中旬駐日公使の手を經て外務省に提出せしが、其の提議案は我廟議決定案及覺書の要求に應じたるものなりき。仍て青木は英國案を少しく修正して同年九月閣議に提出し、更に國內の物議を鎭壓し、上下の人心を統一するため一二の閣僚を改正事務に當らしめんことを要求せしを以て、西鄕內務大臣及後藤遞信大臣の兩人新に條約改正全權委員に任命せられたり。然るに閣議に於ては青木の豫想に反して異論百出し、到底全閣僚の同意を得るの困難なるを覺えしめたり。其の異議の主なるもの次の如し。

（一）規約の附隨せざる最惠國條款は我國に利あらず。

（二）航海通商の區域に於てと雖も外國人をして內國人同樣の待遇を受けしむるは不利益なり。

（三）領事裁判廢止前內地に旅行する外國人に對し十二箇月間通用の旅行券を交付するは不得策なり。

（四）沿海貿易は許すべからず。外國船舶の傭入を條約を以て規定するは不可なり。

（五）英國の所屬地に對し本條約に加盟のため二箇年の猶豫を與ふる得失如何。

此等の議定をなす爲に數回閣議開催せられ、二十四年四月四日に至り漸く改正談判の基礎案決定したり。然るに幾許もなく總理大臣山縣辭して松方正義之に代り、且つ青木が對英談判竝に現行條約廢棄の方策を樹てんとする際に、圖らずも當時我國に來遊中の露國皇太子の大津に於ける遭難事件突發して、五月二十九日青木は遂に職を辭し、斯くして條約改正は三度中止の已むなきに至れり。

第四款　條約改正の成功

青木の後を承けて外務大臣となりしは榎本武揚なりしが、松方內閣に於ては內政錯綜し又閣內の協和を缺きて、條約改正の擧に著手する遑なく、遂に明治二十五年八月總辭職して、伊藤博文內閣を組織し、陸奥宗光外務大臣に任ぜられたり。伊藤は此の度こそ多年の懸案たる條約改正を解決せんと欲して、陸奥をして專心之に當らしめしが、帝國議會も亦條約改正に關する上奏案を提出し、對等條約の要件として治外法權の撤廢、海關稅權の回復、沿海貿易の禁止及國家の法律に屬すべき事件の拒絕に關する四箇條を擧げ、輿論は對等條約に非ざれば已む能はざるの意志を表白し、議會の可決を經て之を闕下に上奏せり。玆に於て政府は朝野の希望一致し、國民の意向歸一せるを認め、條約改正の準備に著手し、二十六年七月五日の閣議に於て陸奥の作成せる對等條約案を議決せり。

斯くて陸奥は先づ英·米·獨の三國と談判を開始することとし、在外公使をして其の任國政府に交涉せしめしが、今や我國內の進步見るべきものあり、其の國際的地位も漸次認識せらるるに至りしを以て、諸國も我要望を容れ、翌二十七年七月十六日卽ち交涉開始以來滿一年目に日英通商航海條約調印せられ、次いで同年十一月北米合衆國との締約に成功したり。而して爾餘の諸國は風を望んで之に應じ、明治三十一年九月日墺條約の締結を最後として伊·獨·佛·蘭·露·丁·白·秘·西·伯·瑞·葡の諸國と新條約を締結したり。而して日英通商航海條約には締結後五箇年を經て始めて之を實施するの規約あり、且つ其の間に我國は法典を改修し、工業の所有權及版權の保護に關する列國同盟條約に加入すべき條件ありしが、我國は克く此等の條件を滿たしたるを以て、明治三十二年七月より治外法權は撤廢せら

れ、關稅自主權は恢復せられ、二十數年來の懸案は玆に始めて其の解決を見るに至れり。但し課稅權の實質に就ては仍ほ片務的の協定に讓るの項目少からざりしは後記の如くにして、當時の國情に於ては又已むを得ざる所なりき。

第三節　開　港

第一款　關稅法施行前の開港

安政五年六月米·蘭·露·英·佛の諸國と通商航海條約締結せられ、之に基きて翌六年六月二日を以て橫濱·長崎·函館の三港を、尋いで慶應三年十二月七日神戶港を、明治元年十一月十九日新潟港を開きたり。之れ卽ち安政條約に云ふ五港なりとす。而して該條約に於ては別に江戶及大阪を外國交易の爲め開市することと爲したるが、大阪は明治元年七月十五日を以て新に開港場に指定せられ、又明治二年九月締結したる墺洪國との條約に依り、佐渡國夷港は新潟港の一部と看做され、爾後同港も亦開港として取扱はれたり。

明治初頭に於ける我國の開港場は右の六港に止まりしが、爾來國內經濟の發展するに伴ひ逐年外國貿易も隆盛に赴き、右六港を以てしては對外貿易上不便不利を免れざるに至りしを以て、明治十七年二月一日以降朝鮮國との貿易の爲め嚴原·下ノ關·博多の三港を限り、本邦人所有の船舶の出入及貨物の積卸を許すこととしたるを始めとし（明治十六年十二月布告第四十號）、爾來此の種の制限を附したる特別貿易港を開きたるもの尠からず。卽ち明治二十三年四月一日より對馬國佐須奈·鹿見兩港を朝鮮

貿易の爲め(同年三月勅令第五十四號)、又同二十六年四月一日より丹後國宮津を(同年三月法律第十三號)、次で二十七年八月一日より越中國伏木港及後志國小樽港を(同年五月法律第二號)、何れも對露國及朝鮮國貿易の爲め特別貿易港に指定し、又同年十月一日より清國貿易の爲め琉球國那覇港を開きたり(明治二十七年五月法律第三號)。此の外下ノ關・肥前福江及門司港は明治二十三年法律第八十號稅關法第三條に揭ぐる特例として、郵便物・內地廻漕品及旅客運送の爲め外國通航郵船の寄港を許されたり(明治二十三年十月勅令第二百六十二號、二十四年十一月同第二百三十六號)。

而して當時輸出無稅品中米・麥・麥粉・石炭及硫黃は本邦屈指の物產にして、年々海外へ多額の輸出ありしが、其の重量容積嵩大にして、開港場への運送に多大の經費を要し、得失相償はざるの嫌あり、爲に將來此等諸品の輸出增進上不得策なるを認め、明治二十二年七月法律第二十號を以て沿岸不開港中左の各港を選びて特別輸出港に指定し、帝國臣民は前記五品の輸出上內國船のみならず外國船をも雇傭することを得しめたり。

伊勢國四日市	(明治二二年　一月一五日より)	長門國下ノ關　(明治二二年　八月一五日より)
筑前國博多	(同　二二年　八月一五日より)	豐前國門司　(同　二二年一一月一五日より)
肥前國口ノ津	(同　二二年　八月一五日より)	肥前國唐津　(同　二二年一一月一五日より)
肥後國三角	(同　二二年一一月一五日より)	越中國伏木　(同　二二年一一月一五日より)
後志國小樽	(同　二二年　八月一五日より)	釧路國釧路　(同　二四年　七月　一日より)
膽振國室蘭	(同　二七年　六月一五日より)	

(備　考)　釧路は明治二十三年十二月法律第百七號、室蘭は同二十七年五月法律第一號を以て追加す。又輸出品は當初前記の五品に限定したるも、明治三十一年六月法律第七號を以て、以上の外主務大臣は省令を以て適當の物品を指定輸出せしむるを得るものとせり。

上述の如く政府は對露・對朝鮮貿易の爲め開港外の特別貿易港を指定し、或は又特殊の商品輸出の爲には特別輸出港を設定し、以て外國貿易に便し來たりしが、當時の狀勢たる船舶の出入稍〻便利なる港灣を有する地方に在りては、此の種の貿易港の開設を熱望し、主務官廳又は帝國議會に請願建議するもの年々少からざりしを以て、政府は其の港灣の位置・貨物集散の狀況及貿易諸機關の設備等を審査したる上、明治二十九年三月法律第十八號を發布し、開港外に於て外國貿易の爲め帝國臣民所有の船舶の出入及貨物の輸出入を爲すべき港を勅令を以て定むることとし、同年十月第三百十六號を以て博多外五港を指定し、尋いで三十年六月第二百二十六號を以て清水外三港を、又三十一年五月第九十三號を以て三角港を、何れも開港外貿易港に追加指定したり。卽ち左の如し。

筑前國	博多	肥前國	唐津
伯耆國	境	石見國	濱田
肥後國	三角	能登國	七尾
		南灣	
肥前國	口ノ津	越前國	敦賀
駿河國	清水	伊勢國	四日市

第二款　關稅法施行後の開港

明治二十七年改正日英通商航海條約の公布を始めとし、他の各國との改正條約も引續き公布せられ、日佛及日墺兩條約は明治三十二年八月四日より、他は總て同年七月十七日より實施せられ、新定關稅法も亦同年八月四日より施行せらるるに至りしを以て、玆に貿易港の制度は其の面目を一新するに至れり。卽ち關稅法第九十九條を以て、從來の開港の外開港と爲すべき場所及其の開港に於て輸

出若くは輸入すべき貨物の種類は、勅令を以て之を定むと規定せしに基き、明治三十二年七月勅令第三百四十二號を以て清水外二十一港を新に開港と爲し、同年八月四日より之を施行し、同時に特別貿易港、特別輸出港及開港外貿易港の制度を廢止したり。茲に於て從前種々の名義の下に外國貿易を許されたる諸港は總て純然たる開港となり、貿易港の統一を見るに至れり。而して同勅令第二條を以て、場所に依りては其の貿易品を制限し（大正十一年三月に至り此の種の制限を全く廢止す）、又第三條を以て每港滿二年每の貿易額五萬圓に達せざるときは、之を閉鎖することとせり。同勅令の全文左の如し。

勅令第三百四十二號（明治三十二年七月十三日）

第一條　從來ノ開港ノ外左ノ諸港ヲ開港トス

駿河國清水
尾張國武豐
伊勢國四日市
長門國下ノ關
豐前國門司
筑前國博多
肥前國唐津
肥前國口ノ津
肥後國三角
對馬國嚴原
對馬國佐須奈
對馬國鹿見
琉球國那覇
石見國濱田
伯耆國境
丹後國宮津
越前國敦賀
能登國七尾（南灣）
越中國伏木
後志國小樽
釧路國釧路
膽振國室蘭

第二條　室蘭港ニ於テハ麥、石炭、硫黃其ノ他大藏大臣ノ指定シタル物品ノ輸出ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第三條　第一條ノ各港ニ於テ滿二年每ノ輸出入貨物ノ價格五萬圓ニ達セサルトキハ之ヲ閉鎖スヘシ

附　則

前項閉鎖ノ時期ハ三箇月前大藏大臣之ヲ公告スヘシ

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ施行ス

本勅令は其の後に於て新に開港場を追加し、或は開港に於ける貿易品の制限を追加若くは削除する等、其の改正は一再に止まらざりしが、今一々其の理由を掲ぐるは頗る繁瑣に亙るを以て、左に毎回改正の條文を列記するに止むべし。

（一）第一回改正（明治三十二年十二月二十八日勅令第四百六十號）

明治三十二年勅令第三百四十二號第一條中伊勢國四日市ノ次ニ左ノ通加フ

備後國絲崎

附　則

本令ハ明治三十三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

（二）第二回改正（明治三十六年勅令第四號）

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第二條　室蘭港ニ於テハ左ノ物品ニ限リ輸入ヲ爲スコトヲ得

砂糖

飲食物（關稅定率法附屬輸入稅表第一種第二類ニ揭クルモノニ限ル）

軌條及軌條附屬ノ牝牡螺旋釘、チエルス、ドクスバイキス、フヒシプレーツ

農具、工匠具及同部分品

苧麻繩索

印刷料紙

色油

油蠟（關稅定率法附屬輸入稅表第一種第十類ニ揭クルモノニ限ル）

免稅品（關稅定率法附屬輸入稅表第二種ニ揭クルモノニ限ル）

附　則

本令ハ明治三十六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

（三）第三回改正（明治三十七年四月八日勅令第百四號）

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第一條中豐前國門司ノ次ニ左ノ如ク加フ

筑前國若松

「第二條」ヲ「第二條ノ二」トシ其ノ前ニ左ノ一條ヲ加フ

第二條　若松港ニ於テハ石炭、鐵材、鋼材ノ輸出及鐵鑛ノ輸入ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

附　則

本令ハ明治三十七年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

（四）第四回改正（明治三十八年九月二十一日勅令第二百十號）

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第二條　若松港ニ於テハ左ノ物品ニ限リ輸入ヲ爲スコトヲ得

生卵

米、粟、大麥、小麥、燕麥、玉蜀黍及豆類

鐵鑛
銑鐵
肥料

附　則

本令ハ明治三十八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(五)　第五回改正(明治三十九年三月二十九日勅令第三十號)

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第一條中「肥前國唐津」ノ次ニ「肥前國住ノ江」ヲ「越中國伏木」ノ次ニ「陸奥國青森」ヲ加フ

第二條ノ二ヲ「第二條ノ三」トシ其ノ前ニ左ノ一條ヲ加フ

第二條ノ二　住ノ江港ニ於テハ貨物ノ輸出ニ限リ爲スコトヲ得

第二條ノ二中「室蘭港」ノ上ニ「青森港及」ヲ加フ

第三條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一條ノ各港ハ交通ノ發達ニ因リ其ノ附近ノ地ニ新ニ開港ヲ設クル場合ニ於テ將來存置ノ必要ナシト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス之ヲ閉鎖スルコトヲ得

同條第二項中「前項」ヲ削ル

附　則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(六)　第六回改正(明治三十九年六月二十二日勅令第百五十七號)

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第二條ノ三　青森港及室蘭港ニ於テハ左ノ物品ニ限リ輸入ヲ爲スコトヲ得

穀物及種子
飲食物　關稅定率法輸入稅表第三類ニ揭クルモノ
砂糖及糖果類　同表第四類ニ揭クルモノ
毛皮
獸皮　同表第六類第六十六號ニ揭クルモノ
油、脂及蠟
鐵

テー形、アングル形其ノ他類似ノモノ
軌條及軌條用フキツシプレート
鐵製牝牡螺旋釘、ワツシヤー、リベツト及ドツグスパイクス
金屬製建築材及橋梁材
工匠具、農具及同部分品
鐵道機關車、機關車用炭水車及同部分品
鐵道客車、貨車及同部分品
無稅品
免稅品　關稅定率法第七條ニ揭クルモノ

附　則

本令ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（七）第七回改正（明治四十年十月二十八日勅令第三百三十號）

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第一條中「尾張國武豐」ノ次ニ「尾張國名古屋」ヲ加フ

附　則

本令ハ明治四十年十一月十日ヨリ之ヲ施行ス

（八）第八回改正（明治四十年十一月二十九日勅令第三百四十號）

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第二條中「米、粟、大麥、小麥、燕麥、玉蜀黍及豆類」ノ次ニ「コークス」ヲ「鐵鑛」ノ下ニ「及滿俺鑛」ヲ「銑鐵」ノ下ニ「滿俺鐵及スピーゲルアイゼン」ヲ加フ

第二條ノ三中「青森港及室蘭港」ヲ「青森港」ニ改メ「テー形、アングル形其ノ他類似ノモノ」ノ前ニ「葉鐵」ヲ「軌條及軌條用フキツシプレート」ノ次ニ「管」ヲ「鐵製牝牡螺旋釘、ワツシヤー、リベット及ドッグスパイクス」ノ前ニ「鑛」ヲ加フ

附　則

本令ハ明治四十年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

（九）第九回改正（明治四十一年三月七日勅令第三十四號）

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第一條中「肥前國口ノ津」ノ次ニ「筑後國三池」ヲ加フ

附　則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（一〇）第十回改正（明治四十二年三月十八日勅令第二十四號）

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第一條中「膽振國室蘭」ノ次ニ「樺太大泊」ヲ加フ

附　則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（一一）第十一回改正（明治四十三年五月三十日勅令第二百五十二號）

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第一條中「後志國小樽」ノ次ニ「根室國根室」ヲ加フ

第二條ノ四　根室港ニ於テハ水產物ニ限リ輸入ヲ爲スコトヲ得

附　則

本令ハ明治四十三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

（一二）第十二回改正（明治四十四年六月二十一日勅令第百八十七號）

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第二條中「生卵」ヲ「鳥卵（生鮮ナルモノ）」ニ、「燕麥」ヲ「オート」ニ、「コークス」ヲ「石炭及コークス」ニ、「鐵鑛及滿俺鑛」ヲ「鑛」ニ、「滿俺鐵」ヲ「フエロマンガニース」ニ改ム

第二條ノ三中「飲食物（酒類ヲ除ク）」（關稅定率法輸入稅表第三類ニ揭クルモノ）ヲ「飲食物（酒類ヲ除ク）」（關稅定率法輸入稅表第三類中ニ揭クルモノ）ニ「獸皮（同表第六類第六十六號ニ揭クルモノ）」（同表第四類第七十一號ニ揭クルモノ）ニ「軌條」ヲ「レール」ニ「金屬製建築材及橋梁材」ヲ「家屋、橋梁、船舶、船渠等ノ金屬製建設材料」ニ「鐵道客車、貨車及同部分品」ヲ「鐵道車輛及同部分品」ニ改メ其ノ次ニ「麪」ヲ「油、脂及蠟」ノ次ニ「布帛（同表第九類中ニ揭クルモノ）」ヲ加ヘ「砂糖及糖果類（同表第四類ニ揭クルモノ）」ヲ削ル

附　則

本令ハ明治四十四年七月十七日ヨリ之ヲ施行ス

（一三）第十三回改正（勅令第百五十四號　大正三年七月二十五日）

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第二條中「石炭及コークス」ヲ「シリカサンド、硅石、粘土、石炭、コークス及マグネサイト」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（一四）第十四回改正（勅令第百十三號　大正六年八月二十四日）

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第二條　削除

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（一五）第十五回改正（勅令第三百三十八號　大正八年七月十一日）

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第一條中「肥後國三角」ノ次ニ「薩摩國鹿兒島」ヲ加フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（一六）第十六回改正（勅令第二十一號　大正十一年二月十日）

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第一條中「備後國絲崎」ノ次ニ「伊豫國今治及」「周防國德山」ヲ「樺太大泊」ノ次ニ「樺太眞岡」ヲ加フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（一七）第十七回改正（勅令第二十九號　大正十一年三月六日）

明治三十二年勅令第三百四十二號中左ノ通改正ス

第二條ノ二乃至第二條ノ四ヲ削ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上の如く開港及開港に於て輸出入すべき件に關する勅令は前後十七回に亙る改正を見たるが、今最終改正を經たる大正末年現行規定を揭ぐれば左の如し。

勅令第三百四十二號（明治三十二年七月十三日）

第一條　從來ノ開港ノ外左ノ諸港ヲ開港トス

駿河國清水

尾張國武豐
尾張國名古屋
伊勢國四日市
備後國絲崎
伊豫國今治
周防國德山
長門國下ノ關
豐前國門司
筑前國若松
筑前國博多
肥前國唐津
肥前國住ノ江
肥前國口ノ津
筑後國三池
肥後國三角
薩摩國鹿兒島
對馬國嚴原
對馬國佐須奈

對馬國鹿見
琉球國那覇
石見國濱田
伯耆國境
丹後國宮津
越前國敦賀
能登國七尾（南灣）
越中國伏木
陸奥國青森
後志國小樽
根室國根室
釧路國釧路
膽振國室蘭
樺太大泊
樺太眞岡

第二條乃至第二條ノ四（削除）

第三條　第一條ノ各港ニ於テ滿二年毎ノ輸出入貨物ノ價格五萬圓ニ達セサルトキハ之ヲ閉鎖ス

第一條ノ各港ハ交通ノ發達ニ因リ其ノ附近ノ地ニ新ニ開港ヲ設クル場合ニ於テ將來存置ノ必要ナシト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス之ヲ閉鎖スルコトヲ得

閉鎖ノ時期ハ三箇月前大藏大臣之ヲ公告スヘシ

附　則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ施行ス

尙ほ本勅令第三條第一項の規定は、戰爭又は事變に因り輸出入貨物の價額が所定額に達せざる場合に於ては之を適用せざる旨、別に大正四年七月勅令第百四十二號を以て公布せられたり。而して本令制定以後未だ嘗て開港を閉鎖したることなきを以て、大正末年現在本邦に於ける開港數は以上の三十四港と從來よりの開港たる横濱・神戸・長崎・函館・新潟(爲港を含む)及大阪の六港を併せて、合計四十港なりとす。

第三款　開港港則

開港場の經界及船舶の入港・碇泊・出港に關しては別に一定の規則なかるべからざるを以て、政府は明治三十一年七月勅令第百三十九號を以て之を定め、又其の出入船舶の履行すべき諸手續に就きては同年九月遞信省令第十六號開港港則施行細則を以て詳細に之を定めたり。開港港則は制定以來新開港の追加と共に、新に此等の諸港の境界を定むる必要上十數次に亙りて其の第一條の改正を見たるが(第九條第三項及第四項は明治三十二年十月勅令第四百三號を以て追加)、今一々之を列擧するは徒らに煩瑣に亙るを以て、茲には大正末年現行の港則を掲ぐるに止むべし。

開　港　港　則(明治三十一年七月八日勅令第百三十九號)

第一條　左ニ記載スル外國通商ヲ許シタル諸港ノ經界ハ左ノ如ク之ヲ定ム

横濱ノ港界ハ十二天鼻ヨリ北四十六度東五海里ニ引キタル一線及該線ノ北東端ヨリ正北ニ引キタル一線以內

神戸ノ港界ハ新在家ノ東角ヨリ南十五度西ニ引キタル一線ト和田岬ヨリ北八十四度三十四分東ニ引キタル他ノ一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積內

新潟ノ港界ハ燈臺ヲ中心トシ二海哩半ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ一弧內ニ含マル

夷港ノ港界ハ椎泊村ヨリ北五十里村外堺マテ引キタル一線ト加茂湖東岸湊町ヨリ同湖北西岸加茂村マテ引キタル一線トノ內ニ含マル

大阪ノ港界ハ神崎川口東岸ヨリ南西微南ニ引キタル一線ト大和川口南岸ヨリ正西ニ引キタル他ノ一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積內

長崎ノ港界ハ小瀨戸浦ノ南東端ヨリ鼠島ノ外端ヲ經テ蔭ノ尾島長刀埼ニ引キタル一線ト蔭ノ尾島三角點(一五四呎)ヨリ正南ニ向ヒ香燒島ニ引キタル一線及香燒島石燈籠ノ鼻ヨリ深堀村堂ノ埼ニ引キタル一線以內

函館ノ港界ハ阿野間崎ヨリ南方沖合半海哩ノ所ヨリ上磯村有川口ノ東岸マテ引キタル一線內ニ含マル

清水ノ港界ハ眞埼ヨリ正北ニ引キタル一線以內

武豐ノ港界ハ布土村ヨリ正東ニ引キタル一線以內

名古屋ノ港界ハ西突堤燈臺ヲ中心トシテ二海哩半ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ一弧內
四日市ノ港界ハ燈臺ヲ中心トシテ二海里半ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ一弧內
絲崎ノ港界ハ糸埼ヨリカイノ山ノ巓ニ引キタル一線以內
德山ノ港界ハ仙島ノ洲鼻ト蛇島ノ北東端トノ連結線ヲ兩岸ニ延長シタル一線以內
今治ノ港界ハ蒼社川口ノ東岸ヨリ正北ニ引キタル一線ト大濱燈臺ヨリ南六十度東ニ引キタル一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積內
下ノ關ノ港界ハ彦島弟子待ノ鼻ヨリ巖流島ノ南東端マテ夫ヨリ北東微北ニ向ヒ引キタル一線及彦島海士浦ノ鼻ヨリ北東ニ引キタル一線以內
門司ノ港界ハ白木埼ノ北西四鏈ノ所ヨリ門司埼ニ引キタル一線ト白木埼ノ北西四鏈ノ所ヨリ正南四鏈ノ所ニ引キタル一線及其線ノ南端ヨリ一番橋川口ニ引キタル一線トノ三線ヲ經界トナシタル面積內
若松ノ港界ハ燈臺ヲ中心トシテ二海里ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ一弧內及平野川口ノ東岸ヨリ北北西ニ引キタル一線以東
博多ノ港界ハ殘島ノ北端ヨリ滿切ニ引キタル一線及小戶鼻ヨリ殘島ノ南端ニ引キタル一線以內
唐津ノ港界ハ高島ノ北端ヨリ西北西ニ引キタル一線ト同島ノ南東端ヨリ正南ニ引キタル他ノ一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積內
住ノ江ノ港界ハ船津川口ノ西岸ノ南端ヨリ正西ニ引キタル一線以內

口ノ津ノ港界ハ宮崎鼻ヨリ正南ニ引キタル一線ト白間埼ヨリ正東ニ引キタル他ノ一線トノ二線ヲ經界トナシタル面積內
三池ノ港界ハ北突堤燈臺ヲ中心トシテ一海里半ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ一弧內
三角ノ港界ハ瀨戶ノ鼻ヨリ大矢野島コンピラ鼻マテ際崎ノ鼻ヨリ戶馳島野埼マテ同島兎鼻ヨリ千束島六四郎鼻マテ夫ヨリ大矢野島塔ケ埼マテ引キタル四線以內
鹿兒島ノ港界ハ一丁臺場南端ノ燈臺ヲ中心トシテ一海里ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ一弧內
嚴原ノ港界ハ虎埼ヨリ耶良埼(一名寢釋迦鼻)ニ引キタル一線以內
佐須奈ノ港界ハ立場埼ヨリトロク埼ニ引キタル一線以內
鹿見ノ港界ハ長崎島ヨリ塔埼ニ引キタル一線及安里川口ヨリ干ノ瀨ノ北端ニ引キタル一線以內
那覇ノ港界ハ先原埼ヨリ干ノ瀨ノ北端ニ引キタル一線以內
濱田ノ港界ハ黑埼ヨリ馬島ノ西端ニ引キタル一線以內
境ノ港界ハ燈臺ヲ中心トシテ一海里半ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ一弧內及外ノ江ノ西端ヨリ正北ニ引キタル一線以東
宮津ノ港界ハ片島鼻ヨリ日置埼ニ引キタル一線以內
敦賀ノ港界ハ赤埼ヨリ蛭子埼ニ引キタル一線以內
七尾(南灣)ノ港界ハ能登島松ケ埼ヨリ南東ニ引キタル一線以西及屏風埼峽以東

伏木ノ港界ハ燈臺ヲ中心トシテ一海里半ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ一弧內
青森ノ港界ハ鼻繰岬ヨリ正西ニ引キタル一線以內
小樽ノ港界ハ平磯岬ヨリカヤシバ岬ニ引キタル一線以內
根室ノ港界ハ辨天島燈臺ヲ中心トシテ一海里ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ一弧內
釧路ノ港界ハ燈臺ヨリ正西二海里ニ引キタル一線以北及該線ノ西端ヨリ正北ニ引キタル一線以東
室蘭ノ港界ハエンルム埼ヨリ大黑島ヲ經テホテイシ埼ニ引キタル一線以內
大泊ノ港界ハ燈竿ヲ中心トシテ二海里半ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ一弧內
眞岡ノ港界ハ導標ノ紅光燈ヲ中心トシテ一海里ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ一弧內

第二條　各船舶ハ入港スルニ當リ其國旗及信號符字ヲ揚クヘシ定期郵便船ハ會社旗ヲ以テ信號符字ニ代用スルコトヲ得

右國旗及信號符字又ハ會社旗ハ船舶ノ著港ヲ港長ニ屆出タル後ニアラサレハ之ヲ引下スヘカラス

著港屆ハ日曜日及大祭日ヲ除クノ外著港後二十四時間內ニ之ヲ差出スヘシ但シ著港屆ヲ差出シタル後ニアラサレハ如何ナル船舶タリトモ稅關手續ノ便利ヲ與ヘサルモノトス

第三條　各船長ハ其著港ニ際シ自由交通ノ許可ヲ受クルマテハ其船舶ト他ノ船舶或ハ陸地トノ間ニ於ケル一切ノ交通ヲ差止ムヘシ

第四條　港長ノ端艇ハ港ノ入口近傍ニ出向キ居リ港長ハ各船舶ノ入港スルニ當リ其泊船所ヲ示定スヘシ而シテ各船舶ハ止ムコトヲ得サル場合ヲ除クノ外特許ナクシテ其泊船所ヲ去ルヘカラス但シ港長ニ於テ必要ト認ムルトキハ船舶ヲシテ其泊船所ヲ移サシムルコトヲ得

第五條　港長ハ其執務ノ間常ニ制服ヲ著ケ其端艇ニハ別紙雛形ノ如キ旗ヲ揭クヘシ

港長ハ何時タリトモ船舶ノ運動繫船ノ適否及碇泊所ニ關スル指揮カ果シテ實行セラレ居ルヤ否ヲ檢查スルコトヲ得

第六條　如何ナル船舶モ公ケノ航路ニ投錨シ若クハ其他航海ノ自由ヲ障碍スヘカラス

「デブ、ブームス」ヲ接キ出シタル船舶ニシテ其「デブ、ブームス」カ航海ノ自由ヲ障碍スルトキハ港長ノ請求ニ從ヒ之ヲ取込ムヘシ

第七條　港界內ニ碇泊シ又ハ運航スル各船舶ハ日沒ト日出ノ間ニハ海上衝突豫防ニ關スル法令ニ規定シタル各種ノ船燈ヲ揭クヘシ

第八條　暴風雨ノ來ラムトスルトキ或ハ警報信號ヲ揭ケタルトキハ各船舶ニ於テ直ニ一箇又ハ一箇以上ノ豫備錨ヲ投下スルノ準備ヲ爲スヘシ尤モ汽船ハ此外別ニ蒸氣ヲ發生セシムヘシ

第九條　常用ニ超過シ爆發物又ハ容易ニ燃燒スヘキ物料ヲ積載シタル一切ノ船舶ハ港界外ニ來リ其處ニテ港長ノ指揮ヲ待ツヘシ斯ク指揮ヲ待ツ間右船舶ハ日出ト日沒ノ間ニハB號日沒ト日出ノ間ニハ紅燈ヲ前檣ノ頂上ニ揭クヘシ

各船舶ハ港長ノ指定シタル場合ニアラサレハ前記ノ物料ヲ積入レ又ハ荷卸スヘカラス

港長ハ港界內ニ於テ前項ノ場所ヲ指定シ難シト認ムルトキハ港界外ニ於テ適當ノ場所ヲ指

定スルコトヲ得

前項ニ依リ指定シタル場所ハ港界内ニ在ルモノト看做ス

第十條　休繫中又ハ修繕中ノ船舶及總テ「ヤット」、倉庫船、貨船及端艇等ハ特ニ港長ノ指定シタル泊船所ニ碇泊スヘシ

第十一條　船舶カ港界内ニ於テ火ヲ失シタルトキハ救援ノ來ルマテ船鐘ヲ打鳴スヘシ且ツ日出ト日沒ノ間ニハNMノ信號ヲ揭ケ日沒ト日出ノ間ニハ斷エス紅燈ヲ上下スヘシ

警察官ノ救援ヲ要スルトキハ日出ト日沒ノ間ニハGノ信號ヲ揭ケ日沒ト日出ノ間ニハ藍火若クハ閃火ヲ示スヘシ

前記ノ如キ信號ニ用ユル場合ノ外港長ノ允許ヲ得ルニアラサレハ港界内ニ於テ銃砲及煙火等ヲ發スルコトヲ得ス

第十二條　帝國政府ニ於テ流行病若クハ傳染病（虎烈剌、天然痘、黄熱、紅熱、ペスト」ノ類）アル地ト布告シタル地ヨリ來著シ又ハ航海中船中ニ該病アリタル船舶ハ港界外ニ來リ日出ト日沒ノ間ニハ黄旗ヲ日沒ト日出ノ間ニハ紅白二燈ヲ上下ニ連ネ前檣ノ頂上ニ揭クヘシ又前記ノ船舶ハ當該衞生官吏ノ臨檢ヲ受クヘシ

衞生官吏臨檢ノ爲メ其船舶ニ近寄リタルトキハ適當ノ豫防ヲ施シ得ル爲メニ航海中現ニ該病發生ノ有無及該病ノ性質如何ヲ該官吏ニ通知スヘシ

右船舶ハ自由交通ノ允許ヲ受クルマテ黄旗若クハ前記ノ燈火ヲ引下スヘカラス且ツ當該衞生官吏ノ允許ヲ得ルニアラサレハ何人タリトモ上陸セシメ又ハ一切他ノ船舶ト交通スルヲ許サス

前數項ノ規定ハ港界内ニ碇泊スル船舶中ニ於テ前記ノ流行病及傳染病ノ内何病ニテモ發生シタルトキニ之ヲ適用ス

右船舶ハ港長ヨリ其泊船所ヲ移轉スヘシ

牛羊等傳染病アル地ヨリ來著シ又ハ航海中該病ヲ發生シタル船舶ハ當該衞生官吏ノ允許ヲ得ルニアラサレハ牛羊等又ハ其死體、皮革又ハ骨ヲ陸揚シ又ハ他船ニ積換ユルコトヲ許サス

第十三條　港界内ニ於テ死體、荷足、灰燼、塵芥等ヲ海中ニ投棄スヘカラス

石炭、荷足其他之ニ類スル物料ヲ積卸スルトキハ其海中ニ脫落スルヲ除ク爲メ必要ノ豫防ヲ爲スヘシ

何船舶ニテモ港ニ害アル一切ノ物料ヲ海中ニ投棄シ又ハ怠慢ニ依リ脫落セシメタルトキハ港長ヨリ其旨命令ニ接セハ該船舶ニ於テ之ヲ取除クヘシ若シ取除カサルニ於テハ港長ハ該船舶ノ費用ヲ以テ取除カシムルコトヲ得

第十四條　船舶出港セントスルトキハ其旨（港務局）ニ屆出テ且ツ出帆旗ヲ引揚クヘシ

一定ノ時日ニ出帆スル汽船ハ其著港及出帆ニ對シ單ニ一回ノ屆出ヲ爲スヲ以テ足レリトス

第十五條　一港内又ハ其附近ノ公ケノ航路ノ妨害トナルヘキ總テノ難破物又ハ其他ノ物件ハ港長ノ指定セル時間内ニ其所有主ニ於テ之ヲ取除クヘシ若シ港長ノ指定セル時間内ニ此命令ヲ遵行セサルニ於テハ港長ハ所有主ノ費用ヲ以テ之ヲ取除カシメ又ハ破壞セシムルコトヲ得

第十六條　〔港務局〕ハ定期郵便汽船ノ爲メニ適切ニシテ且ツ充分ナル浮標ノ繫船器若干ヲ備ヘ置キ之ヲ使用スル所ノ船舶ヲシテ成規ノ使用料ヲ拂ハシムヘシ

第十七條　燈船、信號用浮標又ハ立標ニハ鏈、綱其他ノ船具ヲ繫クヘカラス

船舶若シ燈船、浮標、立標、埠頭及其他ノ造營物ニ乘掛ケ又ハ之ヲ毀損シタルトキハ其修繕又ハ再設ノ爲メニ必要ノ費用ハ該船舶ニ於テ之ヲ支辨スヘシ

第十八條　本則ノ規定ヲ犯シタルトキハ二圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條　船舶ニ科スル罰金、使用料又ハ費用ニ付テハ船長モ亦其責ヲ負フモノトス

第二十條　本則ニ依リ船舶ニ科シタル罰金、使用料又ハ費用ヲ完納スルカ或ハ之ニ對シ港長ノ滿足スヘキ擔保物ヲ港長ニ差出スニアラサレハ其船舶ノ出港ヲ許サス

第二十一條　本則ニ於テ港長ト稱スルハ助役及代理者ヲモ包含シ船長ト稱スルハ其名稱ノ何タルヲ問ハス船舶ヲ指揮監督スル者ノ義ニシテ港ト稱スルハ本則第一條中ニ列記セル諸港ノ一ヲ指ス

第二十二條　各港ニ於テ其一部分ヲ軍艦ノ碇泊所トシテ取除ケ置クヘシ

第二十三條　本則ノ規定中軍艦ニ適用セラルヘキモノハ第四條、六條、十二條、二十一條ノ規定及第十三條第一項及二項ノ規定ニ限ル

第二十四條　本則施行ノ時期及場所ハ遞信大臣之ヲ告示ス

本則實施ニ關スル細則ハ遞信大臣之ヲ發布ス

（別紙省略）

開港港則の施行期日は遞信大臣之を告示するものなるが、横濱港は明治三十年十月十日より、神戸及長崎の兩港は同年十一月一日より、門司港は三十三年十二月一日より、又大阪港は大正十年八月二十日より夫々施行せられ、其の他の諸港に就ては何れも勅令改正の際附則を以て之を定められたり。

施行細則も亦制定以後數次の改正を見たるが（明治三十二年七月遞信省令第三十二號、三十四年七月同第三十號、三十五年八月同第三十七號、大正十五年八月同第十一號）、今大正末年の現行規定を掲ぐれば左の如し。

開港港則施行細則（明治三十一年九月二日遞信省令第十六號）

第一條　〔港務局〕官吏船舶ニ臨檢シタルトキハ檢疫ニ關スル許可證ヲ査閲スヘシ

第二條　港長ノ示定シタル泊船所ヲ移轉セントスルトキハ船長ハ願書ヲ〔港務局〕ニ差出シ豫メ允許ヲ受クヘシ

第三條　船舶ノ著港屆ハ第二號書式ニ依リ〔港務局〕ニ差出スヘシ

第四條　開港港則第九條ニ於テ爆發物ト稱スルハ「プラスチングゼラチン」、彈藥包、爆發管、「ダイナマイト」、煙火、導火管、「ゼリグナイト」、「ナイトログリゼリン」、火藥、棉火藥、無煙火藥、雷管ノ類ヲ謂ヒ容易ニ燃燒スヘキ物料ト稱スルハ生石油（「アルマ」油、「ランゲーン」油、「ロツク」油ヲ包含ス）、石油、「ナフタ」、的列並底油、依的兒、偏蘇爾、石油偏陳、「アセトン」、酒精及硫化炭素ノ類其他華氏九十五度以下ノ熱度ニ依リ發火スヘキ氣體ヲ發スルモノヲ謂フ

第五條　船舶ニ設備スル大砲一門毎ニ火藥五十發分導火管類七十箇、小銃一挺毎ニ火藥百發分雷管百五十箇及信號用ノ榴彈、火箭、焰管、救命焰ヲ除クノ外爆發質ノ物料ハ總テ之ヲ常用外ト看做ス

容易ニ燃燒スヘキ物料ハ船舶所用ノ目的ヲ證明シ得ルモノノ外總テ之ヲ常用外ト看做ス

第六條　信號用ノ外港界內ニ於テ銃砲及煙火等ヲ發セントスルトキハ願書ヲ〔港務局〕ニ差出シ豫メ允許ヲ受クヘシ

第七條　港界內ニ於テ船舶ヲ休繫シ又ハ修繕セントスルトキハ豫メ其旨ヲ〔港務局〕ニ屆出ツヘシ

第八條　開港港則第十二號第六項ノ船舶及碇泊中獸類傳染病ノ發生シタル船舶ハ速ニ其旨ヲ〔港務局〕ニ屆出ツヘシ

第九條　動物ノ死體灰燼塵芥等ヲ取棄ントスル船舶ハ〔港務局〕ニ於テ承認シタル塵船ヲ使用スヘシ

塵船ヲ使用セントスル船舶ハ船內見易キ處ニ尸ノ信號若クハ籃ヲ揭ケテ目標トナスヘシ

第十條　繫船浮標ヲ使用セントスル船舶ハ豫メ〔港務局〕ノ允許ヲ受クヘシ

前項ノ允許ヲ受ケタル船舶ハ〔港務局〕ノ告知ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク成規ノ使用料ヲ納入スヘシ

繫船浮標使用料ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條　繫船浮標使用ノ允許ヲ受ケタル船舶ハ港長ノ指定シタル繫船浮標ニ限リ之ヲ使用スルコトヲ得

港長ハ必要ニ依リ使用スヘキ浮標ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十二條　船舶出港セントスルトキハ第四號書式ノ出港屆ヲ〔港務局〕ニ差出スヘシ

第十三條　一定ノ日時ニ發著スル汽船ニシテ其著港及出港ニ付一回ノ屆出ヲ爲ス者ハ第六號書式ニ依ルヘシ

第十四條　出港シタル船舶避難修繕其他事故ノ爲メ出港後十二時間內ニ歸港シタルトキハ其事由ヲ記載シタル屆書ヲ〔港務局〕ニ差出シ著港屆ニ代フルコトヲ得

第十五條　開港港則第二十條ニ規定スル擔保物ハ帝國ノ通貨及帝國政府ノ公債證書ニ限ル

第十六條　本則ノ規定ハ第二條第八條及第九條ヲ除クノ外軍艦ニハ之ヲ適用セス

第十七條　第一條ノ規定ハ沿海通航船ニハ之ヲ適用セス

第十八條　船籍證書ヲ受有スルニ及ハサル船舶及一定ノ港津間ニ往復スル沿海通航船ハ船主ヨリ豫メ〔港務局〕ニ屆出テ允許ヲ受クルニ於テハ第三條及第十二條第一項ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

第十九條　警報信號、正午標準時、港界內ノ航路、泊船所碇泊所ノ區域、船舶ノ運動及繫船ノ方法ハ各港ニ付港長之ヲ定ム

港長ハ港內ノ一定區域ヲ限リ船舶ノ航行ヲ禁止スルコトヲ得

前項ノ區域ハ之ヲ告示ス

（書式省略）

第四節　關稅法

第一款　關稅法規の制定

我國の外國貿易は維新以後急速に發展し、內地人民の通商航海の業に從事する者日に多きを加へ來りしが、從來外國貿易に關しては內外人の別なく、船舶の出入貨物の積卸より其の罰則に至る迄、總べて貿易章程の條項に遵依せしめたるを以て、往々內地人民に取りて適切ならざる事項尠からざりき。加之社會經濟狀態亦曩日に異なり、諸制度も漸く整備せんとするの時に至りしを以て、此の際適當の規則を制定し、內地人民をして之に依らしむるは最も緊要の事項と認められたり。之れ明治二十三年九月稅關法（法律第八十號）及稅關規則（勅令第二百三號）を制定したる所以なり。稅關法に於ては船舶の出入竝に貿易の取締に關して規定し、稅關規則に於ては（一）外國通航船及輸出入貨物（二）沿海通航船及輸入手數未濟貨物回漕（三）罰則（四）雜則の四章に分ちて細密なる規定を設くる所ありしが、而も尙ほ當時は未だ各國との不平等條約儼存して、現行貿易章程と牴觸するを許されざりしを以て、右法律及規則の規定も依然完全なるを得ざりしなり。然るに列國との改正條約は明治二十七年以後順次締結せられ、何れも明治三十二年七月又は八月より實施せらるるに至りしが、右の稅關法及稅關規則は舊條約附屬の貿易章程に其の範を採りしものなれば、稅權を恢復したる新條約の下に於ては其の不適當なることは論を俟たざる所なり。是に於て政府は本邦通商貿易の實情に顧み、且つ諸外國の例規に參酌して關稅法案を起草し、第十三回帝國議會に之を提出して其の可決を經、明治三十二年三月法律第六十一號を以て之を公布したるが、其の施行期日は改正條約と同時と爲すの要あるを以て、同年六月勅令第三百十九號を以て同年八月四日と定めたり。本法は爾來數回の改正を經たるのみにて數十年間實施せられ、以て大正末年に及びしものなり。

關稅法は第一章關稅ノ賦課及徵收、第二章船舶、第三章貨物、第四章稅關官吏ノ職權、第五章異議及訴願、第六章罰則、第七章犯則事件ノ調查及處分、第八章補則の八章より成り、我國の關稅制度は玆に始めて其の面目を革めたり。而して其の舊規定に對して大いに異色ある點は、內地通過貨物及關稅通路の規定を設けて通過貿易の制度を認めたること、稅關官吏の職權を定めて監視制度を樹てたること及び稅關長の處分に對する訴願の規定を設けたる等之れなりとす。今其の全文を揭ぐれば左の如し。

關　稅　法（明治三十二年三月十四日法律第六十一號）

第一章　關稅ノ賦課及徵收
第二章　船舶
第三章　貨物
　第一節　總則
　第二節　輸出輸入及積戻
　第三節　回漕
　第四節　郵便物
　第五節　收容
第四章　稅關官吏ノ職權
第五章　異議及訴願
第六章　罰則
第七章　犯則事件ノ調查及處分

第八章　補則

關稅法

第一章　關稅ノ賦課及徵收

第一條　輸入貨物ニハ關稅定率法ニ依リ關稅ヲ課ス但シ條約ニ於テ特別ノ協定アル貨物ハ其ノ協定ニ依ル

通過ノ爲輸入スル貨物ニハ關稅ヲ課セス但シ輸入ノ際擔保トシテ稅金ニ相當スル金錢其ノ他ノ有價物ヲ提供スヘシ

第二條　輸入貨物損傷シタル爲減稅ヲ請フ者アルトキハ輸入免許前ニ限リ相當ノ減稅ヲ爲スコトヲ得

第三條　關稅ハ輸入申告ノ日ニ於テ行ハルル法規ニ從ヒ徵收ス但シ保稅倉庫ニ庫入シタル貨物ノ關稅ハ庫入申告ノ日收容貨物ニシテ公賣ニ付スルモノノ關稅ハ公賣ノ日ニ於テ行ハルル法規ニ從ヒ徵收ス

第四條　關稅ハ輸入申告者ヨリ之ヲ徵收ス但シ逋脫ヲ圖リ又ハ逋脫シタル關稅ハ犯則者ヨリ之ヲ徵收ス

第五條　關稅未納ノ貨物ハ其ノ關稅ノ擔保トス

關稅ノ徵收ハ總テ他ノ公課及債權ニ先ツモノトス

第六條　擔保ヲ提供シタル場合ニ於テ徵收スヘキ關稅ヲ納付セサルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ金錢以外ノ擔保ハ之ヲ公賣ニ付シ關稅及公賣ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ之ヲ擔保提供者ニ還付ス

第七條　關稅ノ徵收權ハ貨物輸入ノ日ヨリ滿二箇年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因テ消滅ス但シ逋脫ヲ圖リ又ハ逋脫シタル關稅ノ徵收權ハ此ノ限ニ在ラス

第八條　關稅ノ過誤納ニ因テ生スル請求權ハ關稅納付ノ日ヨリ滿二箇年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因テ消滅ス

第九條　前二條ノ期限內ニ爲シタル納稅告知若ハ仕拂請求ハ時效ヲ中斷ス

第二章　船　舶

第十條　外國貿易船開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以內ニ稅關ニ入港屆ヲ爲シ積荷目錄、艙口申告書、船用品目錄及旅客氏名表ヲ提出スルト同時ニ船舶國籍證書及仕出港ノ出港免狀若ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ預クヘシ

第十一條　沿海通航船外國貨物船卸ノ爲開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以內ニ其ノ貨物ノ積荷目錄ヲ稅關ニ提出スヘシ

第十二條　外國貨物ヲ積載セル船舶ハ稅關長ノ認許ヲ得タル場合ノ外積荷目錄ヲ提出シタル後ニ非サレハ貨物ノ積卸ヲ爲スコトヲ得ス但シ旅客ノ携帶品及郵便物ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　外國貿易船開港ヲ出港セントスルトキハ船長ハ稅關ニ出港屆ヲ爲シ出港免許ヲ受クヘシ

第十四條　外國貿易船貨物ノ積卸ヲ爲サスシテ入港ノ時ヨリ二十四時以內ニ出港スルトキハ第十條及第十三條ノ規定ヲ適用セス

第十五條　沿海通航船外國貨物ヲ積載シテ開港ヲ出港セントスルトキハ船長ハ其ノ貨物ノ積荷目錄ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ積荷目錄ハ貨物ノ船卸ヲ爲スヘキ地ヲ異ニスル毎ニ之ヲ調製スヘシ

第十六條　積荷目錄ハ其ノ提出ノ時ヨリ二十四時以內ニ限リ稅關ノ認許ヲ得テ之ヲ訂正補足スルコトヲ得

第十七條　外國貨物ヲ積載セル船舶ハ日沒ヨリ日出迄ノ間及稅關ノ休日ニハ稅關長ノ特許ヲ受クルニ非サレハ貨物ノ積卸ヲ爲スコトヲ得ス但シ旅客ノ携帶品及郵便物ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條　外國貿易船ハ不開港ニ出入スルコトヲ得ス但シ海難其ノ他已ムヲ得サル事故アルトキハ此ノ限ニ在ラス

外國貿易船前項但書ノ事故ニ因リ不開港ニ入港シタルトキハ船長ハ直ニ其ノ事由ヲ稅關官吏、稅關官吏在ラサルトキハ警察官吏ニ屆出ツヘシ

第十九條　左ニ揭クル外國貨物ヲ不開港ヨリ開港ニ回漕セントスル船舶ノ船長ハ稅關官吏、稅關官吏在ラサルトキハ警察官吏ノ認許ヲ受クヘシ

一　假ニ陸揚シタル貨物

二　運航ノ自由ヲ得サル船舶ニ積載セル貨物

三　難破貨物

第二十條　前條ノ貨物ヲ積載シ來リタル船舶開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以內ニ稅關ニ送致シ又ハ貨物ノ引取、發送ヲ爲スコトヲ得ス但シ旅客ノ携帶品ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條　外國貿易船船用品ヲ積入レントスルトキハ稅關官吏、稅關官吏在ラサルトキハ警察官吏ニ申告スヘシ

第二十二條　稅關官吏職務ノ爲船舶ニ乘込ムトキハ船長ハ相當ノ便宜ヲ與フヘシ

第二十三條　本法ニ於テ外國貿易船ト稱スルハ外國貿易ノ爲外國ニ往來スル船舶ヲ謂フ

第三章　貨物

第一節　總則

第二十四條　貨物ハ開港ニ由ルノ外輸出若ハ輸入ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ニ揭クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　遭難船舶ノ修繕救援若ハ救助ノ費用其ノ他航海ヲ繼續スルニ必要ナル費用ヲ支辨スル爲貨物ヲ賣却スルトキ

二　遭難船舶ニ積載セル損傷貨物若ハ腐敗シ易キ貨物ヲ讓渡スルトキ

三　遭難船舶若ハ難破貨物ヲ輸入スルトキ

四　遭難船舶ヨリ上陸シタル旅客ノ携帶品ヲ輸入スルトキ

第二十五條　貨物ノ檢查ヲ開始シタル後ハ貨物ニ關スル申告書ノ訂正補足ヲ爲スコトヲ得ス

第二十六條　日沒ヨリ日出迄ノ間及稅關ノ休日ニハ稅關長ノ特許ヲ受クルニ非サレハ貨物ヲ稅關ニ送致シ又ハ貨物ノ引取、發送ヲ爲スコトヲ得ス但シ旅客ノ携帶品ハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條　稅關ニ送致シ若ハ陸揚シタル貨物ノ取扱ハ總テ稅關長ノ指揮ニ從フヘシ

第二十八條　貨物ノ陸揚、船積其ノ他船舶ト陸地トノ交通ハ稅關長ノ特許ヲ得タル場合ノ外稅關ニ於テ定メタル場所ニ由ルヘシ

第二十九條　輸出シタル貨物ハ外國貨物トシ輸入シタル貨物ハ內國貨物トス

第三十條　貨物ニ關スル本法ノ規定ハ船用品ニ之ヲ適用セス

第二節　輸出、輸入及積戻

第三十一條　貨物ノ輸出若ハ輸入ヲ爲サントスル者ハ稅關ニ申告シ貨物ノ檢查ヲ經テ其ノ免許ヲ受クヘシ但シ當該官吏ニ於テ仕入書ヲ添付スヘシ但シ當該官吏ニ於テ仕入書ヲ添付スルコトヲ得

第三十二條　輸入申告書ニハ仕入書ヲ添付スルコトヲ得ス但シ當該官吏ノ認許ヲ得稅金ノ擔保トシテ金錢ヲ提供シタルトキハ輸入貨物ノ引取ヲ爲スコトヲ得

第三十三條　通過ノ爲貨物ノ輸入ヲ爲サントスルトキハ之ヲ輸出スヘキ地ヲ異ニスル毎ニ其ノ目錄ヲ提出スヘシ

第三十四條　輸入貨物ハ輸入免許ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ引取リ若ハ通過ノ爲發送スルコトヲ得ス但シ當該官吏ノ認許ヲ得稅金ノ擔保トシテ金錢ヲ提供シタルトキハ輸入貨物ノ引取ヲ爲スコトヲ得

第三十五條　通過ノ爲輸入シタル貨物ノ運送ハ關稅通路ニ由ルヘシ關稅通路ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六條　運送人ハ通過貨物ニ關シ職務ヲ執行スル官吏ニ對シ相當ノ便宜ヲ與フヘシ

第三十七條　輸出貨物ハ輸出免許ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ船積スルコトヲ得ス

第三十八條　外國貨物ノ積戻ニハ總テ輸出ニ關スル規定ヲ準用ス但シ假ニ陸揚シタル貨物ノ積戻ハ此ノ限ニ在ラス

第三節　回漕

第三十九條　內外國貨物ヲ外國貿易船ニ又ハ外國貨物ヲ沿海通航船ニ積載シ開港間ニ回漕セントスル者ハ稅關ニ申告シ貨物ノ檢查ヲ經テ回漕免許ヲ受クヘシ

第四十條　前條ノ回漕貨物ハ回漕免許ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ船積スルコトヲ得ス

第四十一條　第三十九條ノ回漕貨物船卸ヲ爲スヘキ地ニ到達シタルトキハ貨物ノ檢查ヲ受クヘシ

第四節　郵便物

第四十二條　郵便物中關稅ヲ課スヘキ物品アルトキハ稅關ハ其ノ稅金額ヲ郵便局ヘ通知スヘシ

第四十三條　關稅ヲ課スヘキ郵便物ヲ受取ラントスル者ハ郵便局ニ申出テ其ノ關稅ヲ納付スヘシ

第四十四條　郵便物ノ關稅ハ印紙ヲ以テ納付スヘシ

第四十四條　郵便物ノ關稅ハ郵便物ヲ名宛人ニ交付スル場合ノ外之ヲ課セス

第四十五條　第一條第二項但書、第二十四條、第二十六條、第三十一條乃至第三十五條及第三十七條乃至第四十一條ノ規定ハ郵便物ニ之ヲ適用セス

第五節　收　容

第四十六條　船積ノ爲稅關ニ送致シ若ハ陸揚シタル貨物ハ其ノ送致若ハ陸揚ノ時ヨリ七十二時以內ニ引取、船積、發送又ハ保稅倉庫ニ庫入ヲ爲ササルトキハ稅關ハ利害關係者ノ費用及危險ノ負擔ヲ以テ之ヲ收容スルコトヲ得

第四十七條　貨物ヲ收容シタルトキハ三日以內ニ其ノ旨ヲ揭示スヘシ

第四十八條　貨物收容ノ解除ヲ得ントスル者ハ稅關ニ申告シ其ノ貨物ニ關スル一切ノ費用及敷料ヲ納メ免許ヲ受クヘシ

第四十九條　前條ノ免許ヲ受ケタル時ヨリ四十八時以內ニ貨物ノ引取、船積、發送又ハ保稅倉庫ニ庫入ヲ爲ササルトキハ前條ノ申告及免許ハ無效トス

第五十條　貨物收容ノ日ヨリ六箇月以內ニ第四十八條ノ申告ヲ爲ス者ナキトキハ稅關ハ其ノ記號、番號、種類、箇數ヲ公告スヘシ

前項公告ノ日ヨリ一箇月以內ニ仍第四十八條ノ申告ヲ爲ス者ナキトキハ貨物ヲ競賣ニ付シ關稅、敷料其ノ他其ノ貨物ニ關スル一切ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ之ヲ供託スヘシ

第五十一條　收容貨物腐敗ノ虞アルトキ又ハ倉庫若ハ他ノ貨物ヲ害スルノ虞アルトキハ前條ノ期限ニ拘ラス公告シテ之ヲ競賣ニ付スルコトヲ得但シ公告スルノ暇ナキトキハ競賣シタル後之ヲ公告スヘシ

第五十二條　收容貨物ヲ競賣ニ付スルモ買受人ナキトキハ適宜之ヲ處分スルコトヲ得

第四章　稅關官吏ノ職權

第五十三條　稅關長ハ其ノ職權ノ執行ニ必要ト認ムルトキハ船車ノ出發ヲ差止メ又ハ進行ヲ停止スルコトヲ得

第五十四條　稅關長ハ必要ト認ムルトキハ船舶若ハ貨物ニ關スル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第五十五條　稅關長ハ運送貨物ニ對シ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十六條　稅關長ハ必要ト認ムルトキハ輸出入貨物ノ見本ヲ納付セシムルコトヲ得

第五十七條　稅關官吏ハ船車ニ乘込ミ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十八條　稅關官吏ハ必要ト認ムルトキハ貨物ヲ檢查若ハ封鎖シ又ハ船車倉庫其ノ他貨物ノ藏置場ヲ封鎖スルコトヲ得

第五十九條　稅關長ハ職權ノ執行ニ必要ト認ムルトキハ海軍ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第六十條　前條ノ請求アリタルトキハ海軍艦船長ハ其ノ船舶ニ對シ兵力ヲ用ヰサルトキハ海軍艦船長ハ其ノ船舶ニ對シ進行停止ノ命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル船舶進行ヲ停止セサルトキハ海軍艦船長ハ其ノ船舶ニ對シ兵力ヲ用ヰルコトヲ得

第五章　異議及訴願

第六十一條　關稅ノ賦課ニ關スル稅關長ノ處分ニ對シ不服アル者ハ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨ

リ十日以内ニ文書ヲ以テ稅關長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ貨物ヲ引取リタル後ハ此ノ限ニ在ラス

第六十二條　前條ノ規定ニ依リ異議ノ申立アリタルトキハ稅關長ハ文書ヲ以テ之ヲ判定シ異議申立人ニ之ヲ交付スヘシ但シ第六十三條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六十三條　從價稅ヲ課スヘキ貨物ノ課稅價格ニ關スル異議ヲ不當ト認ムルトキハ稅關長ハ申告價格ニ其ノ百分ノ五ヲ加ヘタル價格ヲ以テ其ノ貨物ヲ買上ルカ若ハ評價人ヲシテ評價セシムヘシ

評價人ノ評價額一致セサルトキハ其ノ平均ヲ以テ評價價格トス

第六十四條　評價人ハ四人トシ二人ハ稅關長之ヲ命シ二人ハ異議者之ヲ選定ス但シ左ニ揭クル者ハ評價人タルコトヲ得ス

一　身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

二　第七十四條乃至第七十六條ノ處罰ヲ受ケ滿三年ヲ經過セサル者

三　剝奪公權者及停止公權者

四　當該事件ニ利害ノ關係ヲ有スル者

異議者ニ於テ評價人ヲ選定シタルトキハ稅關長ノ認可ヲ受クヘシ

第六十五條　評價人ヲシテ評價セシメタルトキハ其ノ評價價格ヲ以テ課稅價格トス但シ評價價格申告價格ヨリ少ナキトキハ申告價格ヲ以テ課稅價格トス

第六十六條　異議者ノ選定シタル評價人ニ關スル費用ハ異議者ノ負擔トス

第六十七條　異議ノ申立ハ處分ノ執行ヲ停止セス但シ稅關長ハ必要ト認ムルトキハ其ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第六十八條　稅關長ノ處分ニ對シ不服アル者ハ大藏大臣ニ訴願スルコトヲ得

第六十九條　訴願ヲ審査セシムル爲委員會ヲ設ク

第七十條　委員會ハ委員過半數出席スルニ非サレハ決議ヲ爲スコトヲ得ス決議ハ出席委員ノ過半數ニ依リ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第七十一條　委員ハ自己ノ利害ニ關スル議事ニ參與スルコトヲ得ス

第七十二條　委員會ニ於テ審査ヲ了シタルトキハ其ノ結果ヲ大藏大臣ニ具申スヘシ

第七十三條　委員會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章　罰　則

第七十四條　輸入禁制品ノ輸入ヲ圖リ又ハ其ノ相當スル罰金若ハ科料ニ處シ其ノ貨物ヲ沒收ス但シ他ノ法律ニ於テ別ニ刑ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七十五條　關稅ノ逋脫ヲ圖リ又ハ關稅ヲ逋脫シタル者ハ其ノ逋脫ヲ圖リ又ハ逋脫シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金若ハ科料ニ處シ犯罪ニ係ル貨物ヲ沒收ス

第七十六條　免許ヲ受ケスシテ貨物ノ輸出若ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ前二條ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七十七條　貨物ト符合セサル積荷目錄ヲ提出シタルトキハ船長ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十八條　第十八條第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ他ノ法律ニ於テ別ニ刑ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七十九條　第十二條若ハ第十七條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十條　第十條、第十一條、第十三條、第十五條、第十八條第二項、第十九條、第二十條若ハ第二十一條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十一條　第二十六條乃至第二十八條第四十條若ハ第四十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十二條　第七十七條乃至第八十一條ノ規定ニ該當スル者ハ不注意ニ出テタルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第八十三條　本法ニ依リ沒收スヘキ貨物ハ犯則當時ノ所有者ノ所有ニ屬スル間ハ之ヲ沒收シ既ニ之ヲ讓渡若ハ消費シタルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ犯則者ヨリ徵收ス

第七章　犯則事件ノ調查及處分

第八十四條　稅關官吏ハ犯則ノ事實發見ノ爲必要ト認ムルトキハ船車倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

第八十五條　稅關官吏ハ犯則ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ物件ヲ身邊ニ藏匿スル者アリト思料シタルトキハ其ノ開示ヲ求メ若之ニ從ハサルトキハ身邊ノ搜索ヲ爲スコトヲ得

第八十六條　稅關官吏ハ犯則事件ノ調查ヲ爲スニ當リ必要ト認ムルトキハ犯則者證人參考人ヲ訊問スルコトヲ得

第八十七條　稅關官吏臨檢、搜索、訊問ヲ爲ストキハ制服ヲ著用シ又ハ其ノ資格ヲ證明スル證票ヲ携帶スヘシ

第八十八條　稅關官吏ハ臨檢、搜索ヲ爲スニ當リ必要ト認ムルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第八十九條　稅關官吏搜索ヲ爲ストキハ搜索スヘキ船車倉庫其ノ他ノ場所ノ所持人又ハ其ノ同居ノ親族、傭人、鄰佑、若其ノ在ラサルトキハ其ノ地ノ警察官吏若ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ但シ船車ニ在テハ其ノ役員ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

前項ノ親族、傭人若ハ鄰佑ハ成年者ナルヲ要ス

第九十條　稅關官吏犯則事件ノ調查ニ依リ發見シタル物件犯則ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘシト思料シタルトキハ之ヲ差押ヘ差押目錄ヲ作ルヘシ

差押物件ハ便宜ニ依リ所持者若ハ市町村役場ニ保管セシムルコトヲ得

差押物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ稅關長ハ之ヲ公賣ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

第九十一條　臨檢搜索及物件差押ハ日沒ヨリ日出迄ノ間之ヲ爲スコトヲ得ス但シ現行犯ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九十二條　稅關官吏ハ前數條ニ記載シタル處分中何人ニ限ラス許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ

出入スルヲ禁スルコトヲ得

第九十三條　稅關官吏臨檢、搜索、訊問ヲ爲シタルトキハ其ノ調書ヲ作リ立會人若ハ訊問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名スヘシ

立會人若ハ訊問ヲ受ケタル者署名セス又ハ署名スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第九十四條　稅關長ハ犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心證ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相當スル金額、沒收ニ該當スル物品若ハ徵收金ニ相當スル金額ヲ稅關ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ

第九十五條　犯則者前條ノ通告ヲ受ケタルトキハ其ノ日ヨリ五日以內ニ之ヲ履行スヘシ此ノ期間內ニ履行セサルトキハ稅關長ハ直ニ告發スヘシ

第九十六條　犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受クルコトナシ

第九十七條　稅關長ハ通告ヲ爲シ難シト認ムルトキ若ハ通告ノ旨ヲ履行スル資力ナシト認ムルトキハ直ニ告發スヘシ

第八章　補　則

第九十八條　船舶修繕ノ爲又ハ巨大重量ノ貨物ニシテ開港ニ於テ積卸シ難キ貨物ヲ陸揚スル爲必要ト認ムルトキハ當分ノ內稅關長ハ外國貿易船ノ不開港ニ出入スル特許ヲ與フルコトヲ得

第九十九條　從來ノ開港ノ外開港トナスヘキ場所及其ノ開港ニ於テ輸出若ハ輸入スヘキ貨物

ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百條　本法ノ期間ヲ定ムルニ日時ヲ以テシタルモノハ其ノ期間中ニ稅關ノ休日ヲ算入セス」日ト稱スルハ二十四時ヲ謂ヒ月ト稱スルハ曆ニ從フ

第百一條　本法ノ規定中船長ニ適用スヘキモノハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニモ亦之ヲ適用ス

第百二條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百三條　明治十六年布告第四十號、特別輸出港規則、同二十三年勅令第五十四號、稅關法、稅關規則、同二十六年法律第十三號、同二十七年法律第二號、同年法律第三號、同二十九年法律第十八號其ノ他本法ニ牴觸スル法令ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

關稅法施行規則（明治三十二年六月三十日勅令第三百十九號）

關稅法の發布に伴ひ同年六月三十日左の如く關稅法施行規則の公布を見たり。

第一章　關稅ノ賦課徵收及擔保

第一條　關稅法第一條第一項但書ニ依リ特別協定ノ便益ヲ受ケントスル者ハ特別協定ノ適用ヲ受クヘキ地域內ノ產出品又ハ製造品ナルコトヲ證明スヘシ但シ郵便物及課稅價格百圓ヲ超エサル貨物ハ此ノ限ニ在ラス

第二條　前條ノ證明ハ貨物ノ產出地、製造地若ハ積出地ノ帝國領事館若ハ貿易事務館、帝國領事館及貿易事務館ナキトキハ其ノ地ノ稅關其ノ他ノ官廳公署又ハ商業會議所ノ證明シタル製產原地證明書ヲ以テスルヲ要ス

前項ノ製產原地證明書ニハ貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量及產出又ハ製造ノ地域ヲ記載スヘシ

第三條　關稅ヲ徵收セントスルトキハ納金額及納付金庫ヲ指定シタル文書ヲ以テ納稅人ニ告知スヘシ但シ金庫ニ納付セシムル場合ノ外告知書ヲ要セス

第四條　納稅人前條ノ告知書ヲ受ケタルトキハ之ニ稅金ヲ添ヘ指定ノ金庫ニ納付スヘシ

第五條　旅客ノ携帶品關稅法第二十四條但書ニ揭ケタル貨物等ニ付キ貨物ヲ檢查シタル官吏直ニ關稅ヲ徵收スルトキハ他ノ官吏若ハ公吏ノ立會アルヲ要ス

前項ニ依リ關稅ヲ徵收シタルトキハ立會官吏若ハ公吏ノ證明ヲ受ケ稅關ニ報告スヘシ

第六條　關稅法第四十二條ニ依リ郵便局ニ於テ稅金額ノ通告ヲ受ケタルトキハ郵便物交付前ニ之ヲ名宛人ニ通知スヘシ

第七條　前條ノ通知ヲ受ケタル者ハ稅金ニ相當スル收入印紙ヲ通知書ニ貼付シ郵便局ニ提出スヘシ

第八條　郵便局ニ於テ前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ當該稅關ニ送付スヘシ

第九條　關稅法第二條ニ依リ減稅ヲ請ハントスル者ハ損傷貨物ノ記號、番號、品名、數量、原價、諸費及請求ノ要領ヲ記載シタル文書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第十條　關稅ノ擔保トシテ提供スヘキモノハ金錢及有價證券ニ限ル

第十一條　擔保ヲ提供スルトキハ之ヲ供託シ供託受領證ヲ稅關ニ提出スヘシ

第十二條　稅關ハ提供シタル有價證券ノ價格減少シタルトキハ增擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第十三條　關稅法第六條但書ニ依リ擔保物ヲ公賣ニ付スヘキトキハ之ヲ公告シ最初公告ノ日ヨリ少クトモ三日ヲ經過シタル後之ヲ競賣スヘシ

第十四條　前條ノ公告ハ擔保提供者ノ住所又ハ居所、氏名、證券ノ種類、金額、競賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第十五條　公賣決行前ニ關稅及費用ヲ完納シタルトキハ公賣ヲ中止スヘシ

第十六條　關稅法第六條但書ニ依リ擔保提供者ニ還付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第二章　船舶ニ關スル手續

第十七條　船舶ノ入港屆ハ船舶ノ名稱、國籍、登簿噸數、仕出港、入港ノ時及乘組海員ノ數ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十八條　積荷目錄ニハ船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ仕出地、仕向地、記號、番號、品名、箇數、數量及荷受人ヲ記載スヘシ

關稅法第十五條ニ依リ提出スヘキ積荷目錄ニハ前項ニ揭ケタル事項ノ外貨物ノ船卸ヲ爲スヘキ地ヲ記載スヘシ

第十九條　艙口申告書ニハ艙口ノ所在、箇數、船用品目錄ニハ船用品ノ種類、數量及見積價格、旅客氏名表ニハ旅客ノ國籍、氏名、乘込地及上陸地ヲ記載スヘシ

前項ノ文書ニハ仍船舶ノ名稱及國籍ヲ記載スヘシ

第二十條　外國貨物ヲ積載セル船舶積荷目錄提出前ニ於テ貨物積卸ノ認許ヲ得ントスルトキハ其ノ理由ヲ詳記シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第二十一條　船舶ノ出港屆ハ船舶ノ名稱、國籍、仕向港及出港ノ時ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十二條　外國貿易船出港ノ免許ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ出港ヲ免許シタルトキハ曩ニ預リタル船舶國籍證書其ノ他ノ書類ヲ還付スヘシ

第二十三條　外國貨物ヲ積載セル船舶日沒ヨリ日出迄ノ間又ハ稅關ノ休日ニ於テ貨物ノ積卸ヲ爲ス爲稅關長ノ特許ヲ受ケントスルトキハ其ノ理由ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第二十四條　前條ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料ヲ納付スヘシ但シ外國貨物ヲ積載セル沿海通航船內國貨物ノ積卸ヲ爲スニ止マルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條　警察官吏關稅法第十八條第二項ノ屆出ヲ受ケタルトキハ所轄稅關又ハ監視署ニ急報スヘシ

第二十六條　關稅法第十九條ニ揭ケタル外國貨物ヲ不開港ヨリ開港ニ回漕スルノ認許ヲ受ケントスルトキハ船長ヨリ船卸港、貨物ノ品名、箇數及數量ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ

第二十七條　外國貨物ノ假陸揚ヲ爲サントスルトキハ其ノ記號、番號、品名、箇數及數量ヲ記載シタル文書ヲ以テ船長ヨリ稅關ニ、稅關ノ設置ナキ地ニアリテハ稅關官吏又ハ警察官吏ニ申告スヘシ但シ海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ豫メ申告スル能ハサルトキハ陸揚シタル後直ニ申告スヘシ

第二十八條　關稅法第二十一條ノ申告ハ物品ノ種類、數量及價格ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十九條　沿海通航船海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ外國ニ寄港シタルトキハ歸港後其ノ地所轄ノ稅關ニ申告スヘシ

前項ノ船舶外國ニ於テ船用品ヲ積入レタルトキハ其ノ種類、數量及原價ヲ記載シタル目錄ヲ歸港地所轄ノ稅關ニ提出スヘシ

第三章　貨物ニ關スル手續

第一節　總　則

第三十條　日沒ヨリ日出迄ノ間又ハ稅關ノ休日ニ於テ貨物ヲ稅關ニ送致シ又ハ貨物ノ引取若ハ發送ヲナス爲特許ヲ受ケントスル者ハ其ノ理由ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第三十一條　前條ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料ヲ納付スヘシ

第三十二條　稅關ニ於テ定メタル場所以外ニ於テ貨物ノ陸揚、船積其ノ他船舶ト陸地トノ交通ヲナス爲特許ヲ受ケントスル者ハ其ノ場所、期間、貨物ノ種類等ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

特許ノ條件ニ違反シタルトキハ稅關ハ特許ヲ取消スヘシ

第三十三條　稅關又ハ稅關支署ノ構外ニ於テ貨物ノ檢查ヲ受ケントスル者アルトキハ稅關ハ之ヲ特許スルコトアルヘシ但シ關稅法第二十四條但書ノ場合ニ於テハ特許ヲ受クルヲ要セ

ス

前項ノ特許ヲ受ケントスル者ハ其ノ場所、期間、貨物ノ種類ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ」

本條ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料ヲ納付スヘシ

第二節　貨物ノ輸出及積戻手續

第三十四條　輸出申告ハ積載スヘキ船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量、價格及仕向港ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ旅客携帶品ニ關スル申告ハ文書ヲ以テスルヲ要セス

輸出貨物外國產ナルトキハ仍其ノ產地ヲ記載スヘシ

修繕ノ爲輸出シ再ヒ輸入スヘキ貨物ノ輸出申告書ニハ仍輸出ノ日時再輸入ノ場所及期限ヲ記載スヘシ

前項再輸入ノ場所ヲ變更シタルトキハ文書ヲ以テ輸出港稅關ニ申告スヘシ

第三十五條　關稅定率法第六條ニ依リ關稅ヲ免除セラレタル貨物ヲ輸入シタル者又ハ通過ノ爲輸入シ內ニ輸出セントスル者ハ輸入ノ日ヨリ滿六箇月以ト同時ニ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ貨物ニ付輸出ノ免許ヲ爲シタルトキハ輸入免狀又ハ證明書ニ輸出濟ノ旨ヲ記入シ提出者ニ交付スヘシ

第三十六條　第三十四條第一項ノ規定ハ積戻申告ニ之ヲ準用ス

第三節　貨物輸入ノ手續

第三十七條　輸入申告書及通過貨物ノ目錄ニハ積載船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ仕入地、產出地又ハ製造地、記號、番號、品名、箇數、數量、原價及諸費ヲ記載スヘシ

第三十八條　旅客携帶品ニ關スル申告ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三十九條　關稅定率法第五條第十號及第十一號ニ該當スル貨物ヲ輸入セントスル者關稅ノ免除ヲ得ントスルトキハ輸入申告ヲ爲スト同時ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ提出スヘシ

第四十條　關稅定率法第六條ニ揭ケタル貨物ノ輸入ヲ爲サントスル者ハ輸入申告書ニ仍輸入ノ目的及輸出港ヲ記載スヘシ

輸出港ヲ變更シタルトキハ文書ヲ以テ輸入港稅關ニ申告スヘシ

第四十一條　通過ノ爲輸入スル貨物ノ輸入申告書及通過貨物ノ目錄ニハ仍輸入ノ目的及輸出地ヲ記載スヘシ

第四十二條　關稅法第三十四條但書ニ依リ輸入免許前ニ貨物引取ノ認許ヲ得ントスル者ハ其ノ理由ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ輸入申告書ニ記載シタル貨物ヲ分割シテ引取ノ認許ヲ得ントスル者ハ仍該貨物ノ記號、番號、品名、數量及輸入申告ノ年月日ヲ記載スヘシ

第四十三條　貨物ノ仕入書ハ輸入免許ヲ爲スト同時ニ之ヲ提出者ニ還付スヘシ

第四十四條　郵便局ニ於テ輸入郵便物ヲ陸揚シタルトキハ當該稅關ニ通知スヘシ

郵便物ヲ檢查スルトキハ郵便局員立會ノ上之ヲ行フヘシ

第四十五條　郵便物ヲ名宛人ニ交付スル能ハサルトキハ郵便局ハ關稅法第四十二條ニ依リ發

シタル通知書ニ其ノ理由ヲ記入シ稅關ニ還付スヘシ

第四節　貨物ノ回漕

第四十六條　貨物回漕ノ申告ハ積載スヘキ船舶ノ名稱、國籍、陸揚地、內外國貨物ノ區別、貨物ノ記號、番號、品名、箇數、數量及價格ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四十七條　回漕貨物船卸ヲ爲スヘキ地ニ到達シタルトキハ回漕免狀ヲ稅關ニ提出スヘシ

稅關ニ於テ前項ノ免狀ヲ受ケタルトキハ貨物ノ檢査ヲ爲シ免狀ト符合スルトキハ該免狀ニ回漕濟ノ旨ヲ記入シテ提出者ニ還付スヘシ

第五節　貨物ノ收容ニ關スル手續

第四十八條　關稅法第四十七條ノ申告書ニハ貨物ノ記號、番號、品名及箇數ヲ記載スヘシ

第四十九條　關稅法第五十一條ノ公告ニハ前條ニ揭ケタル事項、競賣ノ事由、競賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第五十條　收容貨物ノ敷料ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四章　異　議

第五十一條　關稅ノ賦課ニ關スル異議ノ申立書ニハ不服ノ要領、理由、要求及處分ヲ受ケタル年月日ヲ記載シ附屬書類又ハ物件アルトキハ之ヲ表示スヘシ

第五十二條　異議判定書ニハ異議者ノ住所又ハ居所、氏名、異議申立ノ要領、判定ノ理由及判定主文ヲ記載スヘシ

第五十三條　判定書ノ交付ハ使丁ノ送達ニ依リテ之ヲ爲ス但シ書留郵便ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第五十四條　判定書ヲ送達シタルトキハ受領證ヲ徵スヘシ

第五十五條　異議者ノ住所、居所不明ナルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ判定書ヲ交付スル能ハサルトキハ其ノ要領ヲ揭示スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ揭示ノ日ヨリ七日ヲ經過シタルトキヲ以テ判定書ノ交付アリタルモノト看做ス

第五十六條　關稅法第六十三條ニ依リ貨物ヲ買上ケ又ハ評價人ヲシテ評價セシメントスルトキハ之ヲ異議者ニ通知スヘシ

第五十七條　異議者前條ニ依リ貨物評價ノ通知ヲ受ケタルトキハ七日以內ニ評價人ヲ選定シ其ノ職業、住所又ハ居所、氏名ヲ申告シ稅關長ノ認可ヲ受クヘシ但シ本條ノ期間ハ異議者ノ申請ニ依リ稅關長ニ於テ必要ナリト認メタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第五十八條　稅關長ハ異議者ノ選定シタル評價人ヲ不適當ト認ムルトキハ期間ヲ指定シテ其ノ改選ヲ命スヘシ

第五十九條　稅關長評價人ヲ認可シタルトキハ評價ノ時期及場所ヲ指定シテ之ヲ異議者ニ通知スヘシ

第六十條　評價人評價ヲ終リタルトキハ評價ノ理由ヲ詳記シタル評價書ヲ作リ之ヲ稅關ニ提出スヘシ

第六十一條　評價終リタルトキハ稅關長ハ課稅價格ヲ異議者ニ通知スヘシ

第五章　犯則事件ノ調査及處分

第六十二條　差押物件ハ差押ヲ爲シタル官吏之ヲ封印スヘシ

第六十三條　差押目錄ニハ物件ノ品名、數量、差押ノ場所及時、物件所持者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ

第六十四條　差押物件ヲ所持者若ハ市町村役場ニ保管セシメタルトキハ其ノ受領證ヲ徵シ市町村役場ニ保管セシメタルトキハ其ノ旨差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第六十五條　關稅法第九十條ニ依リ差押物件ヲ公賣スルトキハ之ヲ公告シテ競賣ニ付スヘシ」前項ノ公告ニハ物件ノ品名、數量、競賣ノ事由、競賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第六十六條　臨檢、搜索及訊問調書ニハ臨檢、搜索又ハ訊問ノ事實、場所及時竝供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第六十七條　稅關官吏犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ稅關長ニ報告スヘシ

第六十八條　關稅法第九十四條ノ處分通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ

處分通告書ニハ關稅法第九十四條ニ揭ケタル事項ノ外犯則ニ關スル詳細ノ事實、物品ノ數量、納付ノ場所及期間ヲ記載スヘシ

第六十九條　第五十三條及第五十四條ノ規定ハ處分通告書ノ送達ニ之ヲ準用ス

第七十條　沒收ニ該當スル物品ニシテ市町村役場ノ保管ニ係ルモノハ保管ノ儘納付ノ手續ヲ爲スヘシ

第七十一條　稅關長犯則事件ヲ告發シタル場合ニ於テ差押物件アルトキハ差押目錄ト共ニ裁判所ニ引繼クヘシ

前項ノ差押物件所持者又ハ市町村役場ノ保管ニ係ルトキハ差押物件引繼ノ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

第七十二條　犯則ノ調査及處分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ文字ノ挿入、削除若ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ

文字ヲ削除スルトキハ其ノ字體ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ

第六章　稅關ノ執務時間及臨時開廳

第七十三條　稅關ノ執務時間ハ休日ヲ除キ午前十時ヨリ午後四時迄トス

第七十四條　稅關ノ執務時間外ニ於テ臨時開廳ノ特許ヲ請ハントスル者ハ開廳ノ期間及其ノ期間中ニ爲スヘキ事項ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手數料ヲ納ムヘシ

第七章　雜　則

第七十五條　關稅法第九十八條ノ特許ヲ得ントスルトキハ港名、船舶ノ名稱、國籍、碇泊期間及理由、貨物ノ陸揚ニ係ルトキハ其ノ品名、數量ヲ記載シタル文書ヲ以テ船長ヨリ稅關長ニ申請スヘシ

前項ノ特許ヲ得タルトキハ船長ヨリ特許手數料ヲ稅關ニ納付スヘシ

第七十六條　稅關ノ證明又ハ船舶貨物ニ關スル計表ヲ請フ者ハ手數料ヲ納ムヘシ

第七十七條　大藏大臣ハ棧橋、起重機其ノ他稅關所屬ノ土地建設物又ハ備品ヲ使用スル者ヲシテ使用料ヲ納付セシムルコトヲ得

第七十八條　手數料及使用料ノ額ハ大藏大臣之ヲ定ム

第七十九條　手數料及使用料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得

收入印紙ヲ以テ手數料及使用料ヲ納付セントスル者ハ納付書ニ貼用シテ之ヲ提出スヘシ

第八十條　稅關官吏及收稅官吏ハ差押物件、沒收物件、收容貨物、稅關ノ擔保物等ニシテ當該官吏ノ賣却スルモノハ直接ト間接トヲ問ハス之ヲ買受クルコトヲ得ス

第八十一條　關稅法若ハ本則ニ依リ當該官吏ニ於テ作ルヘキ文書ニハ官廳名若ハ官氏名及年月日ヲ記載シ之ニ捺印スヘシ

第八十二條　申告書其ノ他ノ文書ニハ提出者ノ國籍、住所又ハ居所及提出ノ年月日ヲ記載シ提出者之ニ署名スヘシ

第八十三條　關稅法又ハ本規則ニ依リ稅關又ハ稅關長ニ提出スヘキ文書ハ稅關支署ノ管轄內ニ在リテハ稅關支署ニ提出スヘシ

前項ノ外稅關ニ關スル規定ハ稅關支署ニ之ヲ準用ス

附　則

第八十四條　本規則ハ關稅法施行ノ日ヨリ施行ス但シ第一條及第二條ノ規定ハ關稅法施行ノ日ヨリ六箇月ヲ經テ之ヲ施行ス

第八十五條　明治三十年第三百八十五號勅令ハ本規則全部施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第二款　關稅法規の改正

關稅法は明治三十二年三月法發布以來大正末年に至る迄前後三回の改正あり、同じく施行規則は七回の改正を經たり。今項を分ちて之れを列擧すれば左の如し。

第一項　關稅法の改正

關稅法第一回の改正は保稅倉庫法の改正に伴ふものにして、明治四十年三月二十五日法律第二十號の附則に依り、本法第三條中『保稅倉庫ニ庫入シタル貨物ノ關稅ハ庫入申告ノ日、』の二十二字を削除したること之れなりとす。

第二回改正は明治四十四年三月に行はれたり。蓋し內地商工業の發達·交通機關の整備に伴なひ、殊に日露鐵道貨物聯絡輸送協約成立し、西比利亞·敦賀·南滿洲·朝鮮の連絡成り、從來開港に限られたる我貿易圈が次第に擴大して、三府を始め大都市にては外國と直取引を開始する者漸次增加したるのみならず、他方條約改訂·關稅定率法の改正も行はれしを以て、關稅法の改正は必要不可避となりしものなり。而して改正の要點は、右貿易圈の擴大に對應して新に陸路運送の規定を設けしこと、從來外國貨物の藏置を認められたる稅關構內·保稅倉庫·稅關假置場等を包括して保稅地域の觀念を立て、開港間は勿論、保稅地域又は開港と保稅地域間には、海路のみならず陸路に依り外國貨物を輸送し得、苟も稅關の所在地に於ては開港たると否とを問はず、輸出手續を爲すことを得しめ、以て加工輸出·仲繼貿易の便を圖りしこと、其の他輸入稅の賦課方法·徵收權の時效·貨物の收容及關稅賦課に對する異議·

訴願手續等に關するものなり。改正法律案は明治四十四年三月第二十七回帝國議會に提出せられたるが、之に對して衆議院は法案中、第八十二條ノ二の但書『但シ稅關貨物取扱人カ貨物ノ取扱ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス』を修正して、『但シ營業者カ其ノ代理人又ハ使用人ノ監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルコトヲ證明スル場合又ハ』の四十字を挿入したるの外、原案全部を可決したるを以て、同年三月二十九日法律第四十四號を以て公布せられたり。其の全文を掲ぐれば左の如し。

法律第四十四號（明治四十四年三月二十九日）

關稅法中左ノ通改正ス

目錄中「回漕」ヲ「運送」ニ改ム

第一條第二項ヲ削ル

第三條　關稅ハ輸入申告ノ日ニ於テ行ハルル法規ニ從ヒ之ヲ課ス但シ保稅倉庫ニ庫入シタル貨物ノ關稅ハ庫出ノ日、藏置期限又ハ運送期限ノ經過ニ依リ關稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ其ノ期間滿了ノ日ノ翌日、收容貨物ニシテ公賣ニ付スルモノノ關稅ハ公賣ノ日、第八十三條第三項ノ規定ニ依リ關稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ犯則ノ日ニ於テ行ハルル法規ニ從ヒ之ヲ課ス

第四條但書ヲ削ル

第七條中「貨物輸入ノ日」ヲ「之ヲ行使シ得ル日」ニ改ム

第十一條　削除

第十二條中「積荷目錄」ヲ「積荷目錄又ハ運送目錄」ニ改ム

第十五條　削除

第十六條　船長ハ稅關長ノ認許ヲ得タル場合ノ外既ニ提出シタル積荷目錄ノ訂正補足ヲ爲スコトヲ得ス

第十九條　削除

第二十條　削除

第二十六條　日沒ヨリ日出迄ノ間及稅關ノ休日ニ於テ貨物ヲ保稅地域ニ搬入シ又ハ保稅地域ヨリ搬出セントスルトキハ稅關長ノ特許ヲ受クヘシ但シ旅客ノ携帶品ハ此ノ限ニ在ラス

保稅地域內ニ於テ貨物ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦前項ニ同シ

第二十七條中「稅關ニ送致シ若ハ陸揚シタル」ヲ「保稅地域內ニ於ケル」ニ改ム

第二十八條ニ左ノ一項ヲ行フ

外國貿易船ト沿海通航船トノ交通ハ稅關長ノ特許ヲ得タル場合ノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

第二十九條ノ二　本法ニ於テ保稅地域ト稱スルハ稅關構內、保稅倉庫、稅關假置場其ノ他法令ニ依リ外國貨物ヲ藏置シ得ル地域ヲ謂フ

第三十二條第二項中「異議ヲ申立テ若ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得ス」ヲ「異議ヲ申立ツルコトヲ得ス」ニ改ム

第三十三條　削除

第三十四條中「之ヲ引取リ若ハ通過ノ爲發送スルコトヲ得ス」ヲ「之ヲ引取ルコトヲ得ス」ニ改ム

第三十五條　削除

第三十六條　削除

第三十七條中「船積」ヲ「積出」ニ改ム

「第三節　囘漕」ヲ「第三節　運送」ニ改ム

第三十九條　外國貨物ハ海路又ハ陸路ニ由リ開港間、保稅地域間又ハ開港ト保稅地域トノ間ニ之ヲ運送スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ稅關ニ申告シ其ノ免許ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ稅關ハ必要ト認ムルトキハ擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第三十九條ノ二　外國貨物ノ陸路ニ由ル運送ハ命令ヲ以テ定メタル通路ニ由ルヘシ

第三十九條ノ三　外國貨物相當ノ期間內ニ運送先ニ到達セサルトキハ運送申告者ヨリ關稅ヲ徵收ス但シ災害ニ因リ滅失シ又ハ稅關ノ認許ヲ得テ滅却シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十九條ノ四　外國貨物ヲ運送セントスル場合ニ於テハ船長又ハ陸路運送人ハ運送先ヲ異ニスル每ニ運送目錄ヲ稅關ニ提出スヘシ

船長又ハ陸路運送人ハ運送ニ關シ職務ヲ執行スル官吏ニ對シ相當ノ便宜ヲ與フヘシ

第三十九條ノ五　左ニ揭クル外國貨物ヲ海路又ハ陸路ニ由リ不開港ヨリ開港又ハ保稅地域ニ運送セントスル場合ニ於テハ船長又ハ陸路運送人ハ稅關官吏、稅關官吏在ラサルトキハ警察官吏ノ認許ヲ受クヘシ但シ陸路ニ由ル運送ハ稅關官吏又ハ警察官吏ノ指定スル通路ニ由ルヘシ

一　假ニ陸揚シタル貨物

二　運航ノ自由ヲ失ヒタル船舶ニ積載セル貨物

三　難破貨物

前項ノ貨物運送先ニ到達シタルトキハ船長又ハ陸路運送人ハ二十四時以內ニ認許證ヲ稅關ニ提出スヘシ

第四十條　內國貨物ハ外國貿易船ニ積載シ開港間ニ之ヲ運送スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ稅關ニ申告シ其ノ免許ヲ受クヘシ

第四十一條　第三十九條及前條ノ運送貨物運送先ニ到達シタルトキハ船長又ハ陸路運送人ハ直ニ運送目錄ヲ稅關ニ提出スヘシ

第四十五條　第二十四條、第二十六條、第三十一條乃至第三十四條、第三十七條乃至第三十九條ノ規定ハ第四十一條ノ規定ハ郵便物ニ之ヲ適用セス

第四十六條　保稅倉庫又ハ稅關假置場ヲ除クノ外保稅地域ニ搬入シタル貨物ヲ搬入ノ日ヨリ七日以內ニ其ノ保稅地域ヨリ搬出シ又ハ保稅倉庫ニ庫入若ハ稅關假置場ニ移入セサルトキハ稅關ハ其ノ貨物ヲ收容スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ稅關ハ其ノ費用及危險ヲ負擔セス

前項ノ貨物生活力ヲ有スル動植物ナルトキ、腐敗シ若ハ腐敗ノ虞アルトキ又ハ他ノ貨物ヲ害スルノ虞アルトキハ前項ノ期間內ト雖之ヲ收容スルコトヲ得

第四十九條　前條ノ免許ヲ受ケタル日ヨリ三日以內ニ貨物ヲ保稅地域ヨリ搬出シ又ハ保稅倉庫ニ庫入若ハ稅關假置場ニ移入セサルトキハ稅關ハ更ニ第四十六條ノ收容ヲ爲スコトヲ得

第五十條第二項中「競賣」ヲ「公賣」ニ「供託スヘシ」ヲ「貨主ニ交付ス」ニ改ム

第五十一條中「收容貨物」ノ下ニ「生活力ヲ有スル動植物ナルトキ、腐敗シ若ハ」ヲ加ヘ「競賣」ヲ「公賣」ニ

改ム

第五十二條中「競賣」ヲ「公賣」ニ改ム

第六十一條中「十日」ヲ「二十日」ニ改ム

第六十四條第一項第三號ヲ左ノ如ク改ム

三　六年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレ復權ヲ得サル者

六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者及舊刑法ノ禁錮ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終ル迄ノ者又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第六十八條中「稅關長ノ處分」ヲ「第六十二條ノ稅關長ノ判定」ニ改ム

第七十四條及第七十五條中「罰金若ハ科料」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

第七十五條ノ二　前二條ノ犯罪ニ係ル貨物ノ運搬、寄藏、收受、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第七十六條中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ、「前二條」ヲ「第七十四條又ハ第七十五條」ニ改ム

第七十七條　貨物ト符合セサル積荷目錄又ハ運送目錄ヲ提出シタルトキハ船長又ハ陸路運送人ヲ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第七十八條及第七十九條中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

第八十條　第十條、第十三條、第十八條第二項、第二十一條、第三十九條ノ四第一項、第三十九條ノ五又ハ第四十一條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長又ハ陸路運送人ヲ二百圓以下ノ罰金又ハ科

料ニ處ス

第八十一條中「第四十條若ハ第四十一條」ヲ「第三十九條第一項、第三十九條ノ二又ハ第四十條第二項」ニ、「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

第八十二條ノ二　輸出又ハ輸入ノ業ヲ營ム者ノ代理人又ハ使用人ニシテ其ノ業務ニ關シ第七十四條、第七十五條又ハ第七十六條ノ規定ニ違反シタルトキハ營業者ヲ處罰ス但シ營業者カ其ノ代理人又ハ使用人ノ監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルコトヲ證明スル場合又ハ稅關貨物取扱人カ貨物ノ取扱ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八十二條ノ三　前條ノ場合ニ於テ營業者又ハ稅關貨物取扱人カ其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ第七十四條、第七十五條又ハ第七十六條ノ規定ニ違反シタルトキハ稅關貨物取扱人ヲ處罰ス

第八十二條ノ四　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

第八十三條　本法ニ依リ沒收スヘキ貨物カ犯則者以外ノ者ニ屬シ又ハ消費其ノ他ノ事由ニ因リ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヨリ關稅及消費稅ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額ヲ犯則者ヨリ追徵ス

第八十二條ノ二ノ營業者及稅關貨物取扱人ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ犯則者ト看做

ス

前二項ノ追徵ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ貨物ノ關稅ハ犯則當時ノ貨物ノ所有者ヨリ之ヲ徵收ス但シ貨物カ所有者ノ占有ニ歸セサル間ニ滅失シ又ハ第三者ニ歸屬シタルトキハ犯則者ヨリ之ヲ徵收ス

前項ノ規定ニ依ル關稅ノ徵收ニ付テハ國稅徵收法ヲ準用ス

第九十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

既ニ開始シタル臨檢搜索又ハ物件差押ハ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス之ヲ繼續スルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（同年六月勅令第百八十二號を以て同年七月一日より施行せらる。）

第三回改正は大正九年七月第四十三回帝國議會の協贊を經て同年八月七日法律第四十九號を以て公布せられたり。改正の主なる理由二あり。卽ち第一の理由は、曩に明治四十三年八月韓國併合に當り、關稅に就ては將來十年間は現行規定を踏襲する旨を宣言したりしが、恰も今年八月を以て期間滿了すべきを以て、政府は此の際內地及朝鮮の關稅行政の統一を圖ることと爲し、之に伴ひ現行關稅法中朝鮮に適用し難き點を改めたるものにして、第二の理由は、近時問題となれる外國生產品の不當廉賣に對抗して我重要產業を保護するの見地より、同年關稅定率法に改正を加へたるに伴ひ、關稅法に就ても亦改正を要するに至りしものとす。改正法文左の如し。

法律第四十九號（大正九年八月七日）

關稅法中左ノ通改正ス

第二十四條　外國貨物ハ保稅地域ニ非サル場所ニ藏置スルコトヲ得ス但シ難破貨物、稅關ノ認許ヲ受ケタル貨物其ノ他法令ニ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條ノ二中「其ノ他法令ニ依リ外國貨物ヲ藏置シ得ヘキ場所トシテ指定又ハ特許シタル場所」ヲ「稅關長カ外國貨物ヲ藏置シ得ル地域」ニ改ム

第三十一條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ左ニ揭クル場合ニ於テハ稅關官吏ニ、稅關官吏現場ニ在ラサルトキハ收稅官吏ニ申告シ其ノ檢查及免許ヲ受クルコトヲ得

一　遭難船舶ノ修繕救援又ハ救助ノ費用其ノ他航海ヲ繼續スルニ必要ナル費用ヲ支辨スル爲貨物ヲ賣却スルトキ

二　遭難船舶ニ積載セル損傷貨物又ハ腐敗シ易キ貨物ヲ讓渡スルトキ

三　遭難船舶又ハ難破貨物ヲ輸入スルトキ

四　遭難船舶ヨリ上陸シタル旅客ノ携帶品ヲ輸入スルトキ

第九十八條　船舶修繕ノ爲又ハ開港ニ於テ積卸シ難キ巨大重量ノ貨物ヲ陸揚若ハ船積スル爲必要ト認ムルトキハ稅關長ハ外國貿易船ノ不開港ニ出入スル特許ヲ與フルコトヲ得開港ト雖モ其ノ交通著シク不便ナル場所ニ於テ貨物ヲ陸揚又ハ船積スル爲必要ト認ムルトキ亦同シ

第百一條ノ二　稅關官吏ハ關稅定率法第五條ノ二ニ規定スル不當廉賣品ノ輸入又ハ輸入品ノ不當廉賣ニ關シ必要ナル調查ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第八十四條、第八十六條、第八

十七條、第八十九條及第九十一條ノ規定ヲ準用ス

附　則

本法ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

第二項　關稅法施行規則の改正

關稅法施行規則も亦母法たる關稅法・關稅定率法其の他關係法規の改正竝びに規則運用上の便否に基きて、前後七回に亙り改正を加へられたり。今一々其の理由を擧げず、單に改正條文を列記すべし。

(一)　第一回改正（明治三十八年六月二十日勅令第百八十二號）

關稅法施行規則第七十九條中「手數料及使用料」ヲ「手數料、使用料、收容貨物ノ費用及敷料」ニ改ム

(二)　第二回改正（明治三十八年十月二十一日勅令第二百二十三號）

關稅法施行規則中左ノ通改正ス

第七十三條中「十時」ヲ「九時」ニ改メ左ノ但書ヲ加フ

但シ土曜日ハ午後三時迄トス

附　則

本令ハ明治三十八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

(三)　第三回改正（明治三十九年九月二十六日勅令第二百六十號）

關稅法施行規則中左ノ通改正ス

第三十三條第一項中「稅關又ハ稅關支署ノ構外」ヲ「稅關ニ於テ定メタル場所以外」ニ改ム

第三十四條第一項中「及仕向港」ヲ「仕向港及仕向地」ニ改メ同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

關稅定率法第七條第十五號ニ依リ關稅ノ免除ヲ得ントスル外國產貨物ノ輸出申告書ニハ仍輸出ノ目的及再輸入ノ場所ヲ記載スヘシ

第三十五條第一項中「第六條」ヲ「第八條」ニ、「滿六箇月」ヲ「滿一箇年」ニ改ム

第三十九條中「第五條第十號及第十一號」ヲ「第七條第十五號、第十六號及第二十號」ニ改メ左ノ但書ヲ加フ

但シ輸入貨物內國產ニシテ稅關官吏ニ於テ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ提出スル能ハサル理由アリト認ムルモノニ限リ他ノ證憑書類ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四十條第一項中「第六條」ヲ「第八條第二號乃至第五號」ニ改ム

附　則

本令ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(四)　第四回改正（明治四十四年六月十六日勅令第百八十四號）

關稅法施行規則中左ノ通改正ス

第二條中「製造地」ノ下ニ「仕入地」ヲ加フ

第九條中「原價、諸費」ヲ「價格」ニ改ム

第十條中「及有價證券」ヲ「又ハ稅關ノ確實ト認ムル有價證券」ニ改ム

第十三條中「競賣スヘシ」ヲ「爲スヘシ」ニ改ム

第十四條中「競賣」ヲ「公賣」ニ改ム

第十八條第二項ヲ削ル

第二十條中「船舶積荷目錄」ヲ「船舶積荷目錄又ハ運送目錄」ニ改ム

第二十一條中「國籍」ノ下ニ「登簿噸數」ヲ加フ

第二十四條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ貨物ノ船卸ヲ爲スト キ又ハ外國貨物ヲ積載セル沿海通航船內國貨物ノ積卸ヲ爲スニ止マルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條中「所轄稅關」ヲ「其ノ地所轄ノ稅關」ニ改ム

第二十六條　削除

第二十七條中「箇數及數量」ヲ「箇數、數量及陸揚ノ事由」ニ「稅關官吏又ハ」ヲ「稅關官吏ニ、稅關官吏在ラサルトキハ」ニ改ム

第二十八條ノ二　警察官吏前二條ノ申告ヲ受ケタルトキハ其ノ地所轄ノ稅關ニ通報スヘシ

第二十九條中「數量及原價」ヲ「數量、原價及積入地」ニ改ム

第三十條中「貨物ヲ稅關ニ送致シ又ハ貨物ノ引取若ハ發送ヲナス爲」ヲ「貨物ヲ保稅地域ニ搬入シ若ハ保稅地域ヨリ搬出シ又ハ保稅地域內ニ於ケル貨物ノ取扱ヲナス爲」ニ改ム

第三十三條ノ二　稅關長カ關稅法第二十八條ニ依リ稅關構外ニ於テ貨物ノ陸揚船積ノ場所トシテ指定シ又ハ特許シタル地域ニハ外國貨物ヲ藏置スルコトヲ得

第三十四條中「第十五號」ヲ「第十七號」ニ改ム

第三十五條第一項ヲ左ノ如ク改ム

關稅定率法第八條又ハ第十條ニ依ル關稅免除ノ貨物ヲ法定期間內ニ輸出セントスル者ハ輸出申告ヲ爲スト同時ニ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第三十七條　輸入申告書ニハ積載船舶ノ名稱、國籍、貨物ノ仕入地、積出地、產出地又ハ製造地、記號、番號、品名、箇數、數量及價格ヲ記載スヘシ

第三十七條ノ二　輸入申告書ニ添附スヘキ仕入書ハ貨物ノ仕入國ニ於テ作成シ貨物ノ賣渡人ノ署名アルモノナルコトヲ要ス

第三十九條中「第十五號」ヲ「第十七號」ニ、「第十六號」ヲ「第十八號」ニ、「第二十號」ヲ「第二十二號」ニ改ム

第四十條中「第五號」ヲ「第七號及第十條」ニ改ム

第四十一條　削除

第四十三條　削除

「第四節　貨物ノ回漕」ヲ「第四節　貨物ノ運送」ニ改ム

第四十六條　海路ニ由ル貨物ノ運送申告書及運送目錄ニハ船舶ノ名稱、貨物ノ運送先、內外國貨物ノ區別、記號、番號、品名、箇數及數量ヲ記載シ仍運送申告書ニハ貨物ノ價格及運送ノ目的、運送目錄ニハ荷受人ヲ記載スヘシ

陸路ニ由ル貨物ノ運送申告書及運送目錄ニハ貨物ノ運送先、記號、番號、品名、箇數及數量ヲ記載シ仍運送申告書ニハ貨物ノ價格及運送ノ目的、運送目錄ニハ荷受人ヲ記載スヘシ

第四十六條ノ二　關稅法第三十九條ノ五ニ揭ケタル外國貨物運送ノ認許ヲ受ケントスル者ハ

運送先、貨物ノ品名、箇數及數量ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ

第四十六條ノ三　關稅法第三十九條ノ五ニ依リ外國貨物ノ運送ヲ認許シタルトキハ其ノ認許證ニ前條ノ申請書ニ記載シタル事項ノ外指定通路ヲ記載スヘシ

警察官吏前項ノ認許ヲ爲シタルトキハ認許證ノ寫ヲ其ノ地所轄ノ稅關ニ送付スヘシ

第四十七條　運送貨物運送先ニ到達シタルトキハ運送免狀ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ運送貨物免狀ト符合スルトキハ稅關ハ免狀ニ運送濟ノ旨ヲ記入シテ之ヲ提出者ニ還付スヘシ

第四十九條　關稅法第五十條第二項ニ依リ貨物ヲ公賣スルトキハ公告シテ之ヲ爲スヘシ

前項及關稅法第五十一條ノ公告ニハ前條ニ揭ケタル事項ノ外公賣ノ事由、公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

第四十九條ノ二　關稅法第五十條第二項ニ依リ貨主ニ交付スヘキ殘金アルトキハ之ヲ供託スルコトヲ得

第六十五條中「之ヲ公告シテ競賣ニ付スヘシ」ヲ「公告シテ之ヲ爲スヘシ」ニ、「競賣」ヲ「公賣」ニ改ム

附　則

本令ハ明治四十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十四條、第三十五條、第三十九條及第四十條中改正ニ關スル規定ハ明治四十四年七月十七日ヨリ、第三十七條ノ二ハ明治四十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ズ

關稅法第三十二條第一項ニ依リ稅關ニ提出シタル仕入書ハ明治四十四年九月三十日迄ニ其ノ

貨物ノ輸入申告者ヨリ請求アリタルトキハ之ヲ還付ス

（五）　第五回改正（大正九年八月二十六日勅令第三百七號）

關稅法施行規則中左ノ通改正ス

第五條中「第二十四條但書」ヲ「第三十一條但書」ニ改ム

第二十條中「其ノ理由ヲ詳記シタル」ヲ「其ノ理由、貨物ノ種類及數量ヲ記載シタル」ニ改ム

第二十三條及第三十條中「其ノ理由」ノ下ニ「、貨物ノ種類及數量」ヲ加フ

第三十二條中「貨物ノ種類等」ヲ「貨物ノ種類及數量」ニ改ム

第三十三條中「第二十四條但書」ヲ「第三十一條但書」ニ、「貨物ノ種類」ヲ「貨物ノ種類及數量」ニ改ム

第三十三條ノ二ヲ削ル

第三十四條中「輸出港稅關」ヲ「輸出手續ヲ爲シタル稅關」ニ改ム

第四十條中「第七號」ヲ「第八號」ニ、「輸出港」ヲ「輸出ノ場所」ニ、「輸入港稅關」ヲ「輸入手續ヲ爲シタル稅關」ニ改ム

第七十五條中「貨物ノ陸揚ノ下ニ「又ハ船積」ヲ加フ

附　則

本令ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

（六）　第六回改正（大正九年十二月二十八日勅令第五百八十七號）

關稅法施行規則中左ノ通改正ス

第十條中「稅關ノ確實ト認ムル有價證券」ヲ「國債」ニ改ム

第十一條　金錢又ハ無記名國債證券ヲ擔保トシテ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ稅關ニ提出スヘシ

登錄國債ヲ擔保トシテ提供スルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ稅關ニ提出スヘシ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

第十二條　削除

第十四條中「證券ノ種類」ヲ「國債ノ種別、證券又ハ登錄ノ記號」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格減少シタルトキハ稅關ハ更ニ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得

（七）第七回改正（大正十一年三月三十一日勅令第百七十五號）

關稅法施行規則中左ノ通改正ス

第三條中「納付金庫ヲ」「納付スヘキ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店」ニ改ム

第四條中「金庫」ヲ「日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三款　關稅法の施行地域

租稅の賦課權は帝國の領土全般に及ぶべきは勿論なるも、內地と外地との間に於ては、風俗慣習の相異あり、又社會的經濟的狀態に於ても自ら一樣ならざるものあるを以て、租稅法の法域に關しては一般に內地に限るを原則とし、之を外地に施行するに當りては、別に勅令を以て定むるものなり。而して關稅諸法規に就ては、當初は固より內地のみに施行せられたりしが、漸次之を外地にも及ぼすこととしたる爲、大正末年に於ては事實上殆んど內外地の制度統一せられ、一法域として施行せらるるに至れり（關東州は全然帝國の關稅法域外に在り、關稅制度を施行せず）。但し其の沿革に就ては各地自ら異なる所あるを以て、左に之を略說すべし。其の詳細に就ては第十三編「外地財政」の部を參照すべし。

（一）臺　灣

臺灣に於ける關稅制度は領臺直後より大體內地の制度を施行し來れり。卽ち政府は明治二十九年八月勅令第二百九十三號を以て、稅關法を臺灣に施行し、尋いで同三十年三月關稅定率法の發布あるや、同法に就ても翌三十一年九月勅令第二百十三號を以て、之を同島に施行したり（施行期日三十二年一月一日）。翌明治三十二年三月法律第六十一號を以て關稅法の制定ありて、稅關法に代ふるや、同法は暫らく臺灣に施行せられず、臺灣總督は別に同年七月律令第二十號を以て臺灣關稅規則を定め、臺灣關稅に關しては大體關稅法に依ることを明にし、且つ同年八月總督府令第九十一號を以て之が施行細則を定めたり。然るに後明治四十二年三月右關稅法も亦一二特殊事項を除くの外、臺灣に施行せら

ることとなりしを以て(四月一日より實施)、臺灣總督は之に對して同年三月律令第一號を以て臺灣關稅規則を、同年五月府令第三十八號を以て同施行規則を制定したり。又關稅定率法は明治四十三年四月法律第五十四號を以て全文を改正せられたるが(四十四年七月十七日より實施)、同法も亦臺灣に施行せらるること論を俟たず。尙ほ保稅倉庫法、假置場法及噸稅法は直接之を臺灣に施行せらるることなきも、其の實際は律令・府令の規定により概ね內地同樣の制度を布き居れり。

(二)　朝鮮

朝鮮の關稅制度は、併合の際通商各國に對して爾後十箇年間は舊制を踏襲する旨を宣言したるを以て、姑く舊韓國政府と通商各國との協定に依りて成れる關稅を施行したりしが、大正九年八月二十八日を以て右の期間を滿了したる爲め、爾後內地と共通の制度を布くこととし、同月勅令第三百六號を公布し、關稅法・關稅定率法・保稅倉庫法及假置場法等を八月二十九日より朝鮮に施行したり(但し同月法律第五十三號を以て右諸法律の朝鮮に於ける特例を定めたり)。

(三)　樺　太

占領直後に於ては同地の社會經濟狀態は、未だ關稅制度を布くの必要を見ざりしが、政府は明治四十二年三月勅令第二十三號を公布し、同年四月一日より樺太にも關稅法・關稅定率法及噸稅法を施行することとし、其の管轄を函館稅關に歸せしめたるを以て、爾後同島は全然內地と同一法域に統一せられたり。

(四)　南洋群島

南洋群島は委任統治地域にして、純然たる帝國の領土に非ざるが故に、其の關稅法域は帝國領土と區別せらる。但し同島の關稅制度に關しては大正十一年勅令第二百九十五號を以て、特別の規定を除く外、關稅法・關稅定率法・保稅倉庫法等の規定に依ることと定め、且つ同群島と內地・臺灣・朝鮮及樺太との間に於ける船舶及貨物の出入に關しては、此等諸法律竝に噸稅法等の適用外に置くこととし、全く同一法域內の交通と同樣の取扱を爲すこととせり(大正十一年四月法律第五十號)。

第五節　關稅に關する諸制度

關稅制度の內容組織に就ては、前揭關稅法及同法施行規則の定むる所により、之を諒知することを得べしと雖も、玆に聊か制度の內容に就て解說的の記述を試み、併せて關稅制度に附隨する二三の事項を附記すべし。但し括弧內に註記せる關係法規の條項は大正末年現行に依る。

第一款　關稅の賦課

第一　賦課及徵收

貨物の輸出入若くは積戻を爲さんとするときは、總べて稅關に申告し、貨物の檢查を經て、免許を受けざるべからず(關稅法第三十一條及第三十八條)。申告は稅關に對して之を爲すことを要し、文書を以てするを原則とすれども、旅客携帶品の如き場合は口頭を以て之を爲すことを得るものとす。而して申告書には、其の貨物にして特に輸出又は輸入の許可を要するもの、若くは免稅・戻稅又は特惠協定稅率賦課の利益に浴せんとするものなるときは、法規の定むる所に依り、關係證憑書類を添付せざるべからず。

輸入貨物にして有稅品に屬するときは、原則として輸入申告當日現行の法規に從ひて關稅を課し、例外として保稅倉庫に庫入したる貨物は庫出の日、藏置期限又は運送期間の經過に因り關稅の徵收を爲す場合は、其の期間滿了の日の翌日、犯則貨物に對しては犯則の日、郵便物は其の搭載船舶の最初に本邦著港の日に於て行はるる法規に從ひて課稅するものとす。但し之が例外として對獨開戰の結果、協定稅率適用の特典を失すべき輸入業者の不測の損害を救濟する爲、大正三年九月法律第四十三號を以て翌四年三月末日迄に輸入申告を爲す者に對しては、仍ほ宣戰布告前日（大正三年八月二十二日）に輸入申告を爲したる場合と同一の輸入稅率（協定稅率）を課することとしたることあり。

國稅の徵收は他に特別の規定なき限り、總べて國稅徵收法に依りて行ふを原則とすれども、關稅の徵收に就ては之を除外したり。蓋し關稅は貨物の輸入事實に對し賦課するものにして、當該貨物の保稅地域に存在する間は、之を擔保として拘束するのみならず、條件不履行の場合は之を收容して關稅を課すべく、若し關稅未納の儘通關せんとする場合は、別に物的擔保を徵する等、事前に於て實行確實容易なる保障制度を設くるを以て、國稅徵收法の如き嚴格なる規定を要せざるに因るものなり。但し例外として國稅徵收法を適用するの已むなき場合ありて、關稅法は之を列擧せり。卽ち沒收すべき犯則貨物の存在せざる場合（關稅法第八十三條第四項）、既に輸入せられたる不當廉賣品の附加關稅の追徵（關稅定率法第五條ノ二第三項）、及代用納付を爲したる證券の支拂なき場合の關稅徵收（大正五年法律第十號第二條第二項）にして、此等は當該貨物の通關に際し、徵收權を確保すること困難なる事情あるが爲め、事後の保障を爲したるものと云ふべし。

第二　課稅標準及稅率

關稅には課稅標準に依り從量稅と從價稅との二種あり。從量稅は數量を標準として賦課するものにして、課稅方法簡易明確なるを以て通關手續の敏速に進行するの利益あれども、同時に負擔の公平及收入の確實を期し難き短所あり、之に對して從價稅は課稅技術上の困難あれども、負擔の公平及收入の確實を保持し得るの利益あり、其の何れを採用すべきかは一概に論定することを得ずと雖も、兩者の利害得失を總觀するに、事實上從量稅は從價稅に優るものあるが如く、我關稅制度の沿革に就て見るも、漸次從價稅は減少し、從量稅は增加するの傾向を示せり。但し品位品質の差異雜多なるか、或は價格の騰落常ならざるか、或は又輸入の事例乏しく標準價格の把握し難きものは、結局從價稅に依らざるを得ざるものと云ふべし。

次に稅率は之を大別して國定稅率及協定稅率の二と爲すことを得べく、國定稅率は國法に依り制定せらるるものにして、協定稅率は條約に依り成立するものなり。而して國家が關稅率を設定するに當りては、一種の國定稅率のみを採用する場合あり、又二種以上の稅率を定めて、一般には最高率を適用し、特惠國には最低率を適用する場合あり。我現行關稅制度は國定·協定及特惠の三稅率を併用せるものなり。

更に稅率は其の目的に依りて之を一般稅率と特別稅率とに大別することを得。一般稅率は關稅定率法別表揭記の稅率にして、原則的稅率なり。特別稅率は特殊の課稅原因に對し適用せらるべきものにして、其の立法形式としては關稅定率法中に規定せらるるものあり、或は他の單行法律を以て規定せらるるものあり。大體に於て暫行的のものは單行法の形式を採り、然らざるものは一般法中に編入せらるるもの多し。而して稅率の形式に就ても一般稅率を基準とし、之が增減率を揭ぐるも

のあり、附加稅として一般稅に併用するものあり、或は又一般稅率とは全然別個獨立の稅率とし、一般稅率を排除して適用せらるるものあり。且つ其の制度上に於ても永久的のものあり、又暫行的のものありて、形式實質共に極めて多岐多樣なり。本編第二章關稅稅率に於ては、便宜上一般稅率、特別稅率及協定稅率の三種に別ち、特別稅率は專ら單行法に依りて規定せらるるもののみを揭げ、其の一般法中に編入せられたるものは、一般稅率の部門に揭記することとせり。

第三　課稅數量及課稅價格

課稅標準は數量を以て表示するものと、金錢を以てするものとの二種あり、前者を課稅數量と稱し、後者を課稅價格と稱す。所謂從量稅は數量を課稅標準とし、從價稅は價格を課稅標準とす。

課稅數量は重量に依るもの、容積に依るもの、個數に依るもの、及面積に依るものの各種あり。又其の重量に依るものは、純量を原則とすれども、容器若くは包裝を分離檢定することの著しく不便なるか、又は困難なるものに就ては、總量とするの例外を認めたり。

課稅價格は如何なる時の價格を以てするやに就ては、我關稅制度上多少の沿革あり。卽ち關稅定率法制定當時は從價稅品の價格は、『仕入地、產出地若ハ製造地ニ於ケル原價ニ荷造費、運送費、保險料其ノ他輸入港ニ到著スル迄ノ諸費ヲ加ヘテ算定ス』と爲し、明治三十九年の改正法は、『原價及諸費ニ疑アルトキハ物品ノ輸入港ニ於ケル價格ヨリ輸入稅ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅價格トス』る旨の但書を附加せしが、兩者共原則として發送地主義を採りたり。然るに明治四十三年の改正法は到著主義を採用し、從價稅品は『輸入港ニ到著シタルトキノ價格ニ依リテ課稅ス』と爲したり。但し保稅倉庫及收容倉庫等の藏置貨物に對しては、庫入後の價格變動に順應せざることとなるを以て、大正十年更に之を『輸入ノ際ニ於ケル到著價格ニ依リテ課稅ス』と改正したり。

第二款　製產原地證明

輸入貨物には關稅定率法に依り關稅を課徵するを原則とするも、條約に特別の協定あるものは其の協定に依るべきこと既述の如し。然れども特別協定の利益は特惠的制度にして、國家が自發的に之を供與すべきものにあらずして、專ら受益者の要求に俟つべきことは言を須たず。之れ關稅法施行規則第一條に於て、受益者に對し特別協定の適用を受くべき地域內の產出品又は製造品たることを證明すべき義務を負はしめたる所以にして、之を製產原地證明と稱す。

製產原地證明は當該貨物の記號番號品名箇數數量及產出又は製造の地域を記載し、且つ產出地、製造地、仕入地又は積出地の帝國領事館若くは貿易事務館(帝國領事館及貿易事務館なきときは、其の地の稅關其の他官廳、公署又は商業會議所)の證明したる文書を以てせざるべからざるものとす(關稅法施行規則第一條第二條)。

協定の便益を享くべき貨物には右の如く製產原地證明書の添付を原則とすれども、郵便物及課稅價格百圓以下の貨物に對しては之が義務を解除せり。蓋し前者は大體に於て些少の品物なると、申告を俟たずして課稅する等の關係に依り、後者は協定の便益些少にして義務の負擔過重に失するに因るものと云ふべし。但し關東州の生產品にして郵便に依り又は携帶輸入せらるる貨物に對しては、取締の必要上製產原地證明書を提出せしむる取扱なり。

第三款　郵便物

輸入郵便物を陸揚したる旨當該郵便局より通知を受けたるときは、稅關は郵便局員立會の上之を檢査し、關稅又は內國稅を課すべき物品に對しては、其の稅額を査定し、之を郵便局に通知すべく、郵便局は此の課稅通知書に依り當該郵便物の名宛人に對し、稅付郵便物到著通知書を發するものとす。名宛人稅付郵便物到著の通知を受けたるときは、三十日以內に郵便局に申出で、其の稅金を納付し、郵便物を受領すべく、若し名宛人の住所不明其の他の事由に依り郵便物を交付すること能はざるときは、郵便局は稅關の課稅通知書に其の理由を記入し、之を發行稅關に送付すると共に、其の郵便物は之を返送又は沒收するものとす。郵便物の稅金は稅付郵便物到著通知書に印紙を貼付せしめ、郵便局に於て普通使用の日附印を以て貼付印紙に消印を施したる上、徵稅證憑書類として之を稅關に送付するものなり。但し此の種郵便物にして課金別納郵便物（萬國郵便條約第四十二條及同條約施行規則第四十四條）、卽ち差出人に於て關稅其の他の費用を全部負擔すべき郵便物なるときは、該稅金を一月分宛取纏め、收入印紙を以て遞信省より關係稅關に支拂ふ慣例なり。

大正年間に於ける小包郵便物の輸入價額及稅額累年表左の如し。

年次	價額	稅額	年次	價額	稅額
大正元	二、一九三、五五九円	三七七、四九六円	大正七	七、六三八、二五四円	七三五、三六〇円
二	二、七九三、七三六	四四二、九六九	八	九、八二四、〇〇〇	九三一、一〇四
三	三、〇二九、四六四	三一〇、〇九九	九	一一、九四七、〇〇〇	一、三三一、六八三
四	二、一五八、五四五	一五一、五八三	一〇	八、六二七、〇〇〇	九五二、五六二
五	四、七七九、五九九	二七〇、六四四	一一	一一、六七一、〇四三	七〇五、五一八
六	五、六六八、六七五	五一七、四三〇	一二	一一、〇〇三、七〇二	九九四、〇〇一
一三	九、七二二、六八四	一、六八一、一三三	一五	八、九三〇、三九一	一、六一六、二四九
一四	六、〇五四、九九九	一、二四七、〇五八			

（備　考）一、明治年間の調査を缺く。
二、大正八年乃至十年の輸入價額は千圓以下切捨。

第四款　旅客携帶品

旅客携帶品とは旅客の携帶する物品の謂にして、關稅定率法第七條第十四號該當の所謂旅具とは觀念上異なるものなり。卽ち旅具とは旅客の用品及旅客の職業上必要なる器具にして、現實に旅客の携帶するを要せず、一般貨物として之を輸入するも、或は旅客と異なりたる船舶に積載輸入するも、旅客の身分に相當するものにして、稅關が適當と認めたるものは、總て免稅せらるるものなり。之に反して旅客携帶品は其の種類・性質及數量等に別段の制限なく、唯現實に旅客の携帶するを要件とするのみなり。但し明治三十二年稅關長會議は旅客携帶品として認めらるべき品目の大體標準を次の如く決議せり。

（一）衣服、襯衣、足袋、手套、帽類、靴類、手巾其の他類似品。
（二）懷中時計、傘類、杖類、腕環、頸環、指環、髮飾、襟飾、煙草嚢、金銀銅貨嚢、手拭、襦衣、文具、自轉車、護身用短銃、獵銃、樂器、玩具類、其の他類似品。
（三）化粧品、カメラ、望遠鏡、旅用椅子、食料籠、食器匣、旅用藥、旅櫃、ブランケット類、食料、飲料、煙草類（但し酒類は凡そ一種一罐以內、煙草は別に定められたる標準に依ること）、書類其の他類似品。
（四）旅客の職業用に供する器具、機械其の他類似品。

前述の如く旅客携帶品は旅客と不可分の關係にあるを常例とするが故に、簡易敏速に通關するを要する場合多く、從て一般貨物に比し種々の例外を認めたり（關稅法第十二條、第十七條、第二十六條、及同法施行規則第三十四條及第三十八條）。稅關に於て旅客携帶品又は旅具の檢査を爲すは收入を得んがためにはあらずして、旅客用品たるを裝ひ若くは旅客用品中に隱匿して禁制品を輸入し、又は少量にして稅額の大なる物品の逋脫を爲すを防遏するを目的とするものなり。而して旅具以外の手荷物にして、旅行用具、旅客の職業上必要なる器具及引越荷物と認むべきものは勿論課稅せず、其の他の物品と雖も、每品原價五圓に達せざるものは課稅せざるものとす。

大正年間に於ける旅客携帶品の輸入價額及稅額累年表左の如し。

年次	價額	稅額	年次	價額	稅額
大正元	三〇六、三九三円	八九、八七八円	大正九	一、二五九、〇〇〇円	三三九、一七七円
二	三六八、六三三	一一八、一七八	一〇	一、六〇八、〇〇〇	四六三、三〇〇
三	二八二、〇八四	九三、九四五	一一	一、三二八、九七六	二三二、二四八
四	二二四、二一一	七八、〇八〇	一二	一、二七七、四三八	二四六、八九二
五	三八九、七五三	九〇、二九九	一三	一、七六三、九八一	四八二、二四九
六	四〇五、九〇八	一一五、一九一	一四	一、一九七、二二〇	四六五、〇八〇
七	六五六、〇四二	一六四、三九〇	一五	一、四三七、五一四	六三四、六五四
八	八五九、〇〇〇	二三二、九六六			

（備　考）一、明治年間の調査を缺く。
二、大正八年乃至十年の輸入價額は千圓以下切捨。

第五款　運送通路

關稅法第三十五條の規定に依れば、通過の爲め輸入したる貨物の運送は、關稅通路に由るものにして、其の通路は勅令を以て定むることとしたり。是より先、明治三十年保稅倉庫法を定むるや、其の第四條を以て、『保稅倉庫ニ若ハ保稅倉庫ヨリ輸入手數未濟貨物ヲ運搬スルトキハ命令ヲ以テ定ムル通路ニ依ルヘシ』と規定したるが、當時に於ては未だ該通路を定むるの必要を見ざりし爲、故らに之を定むる所なかりき。然るに明治三十二年八月より關稅法の施行せらるるに及び、玆に關稅通路制定の必要起りたるが、其の通路は前記保稅倉庫法第四條の通路と同一ならしむることとし、同年九月勅令第三百八十三號を以て左の如く之を制定したり。

勅令第三百八十三號（明治三十二年九月十三日）
關稅法第三十五條及保稅倉庫法第四條ニ依ル通路左ノ如シ

横濱新潟間　官設鐵道、日本鐵道及北越鐵道
横濱大阪間　官設鐵道
四日市大阪間　關西鐵道
大阪敦賀間　官設鐵道
大阪神戸間　官設鐵道
小樽室蘭間　北海道炭礦鐵道
門司博多間　九州鐵道

博多長崎間　　九州鐵道

此の如く關稅法及保稅倉庫法に依る通路は、初め之を同一と爲したるが、兩者は必ずしも同一なるを要せざるのみならず、私設保稅倉庫の如きは開港以外の地に於ても許可せられ、隨て其の通路の變更を要する場合尠からざるを以て、保稅倉庫法に依る通路は單に省令を以て指定することとし、明治三十四年十一月勅令第二百二十號を以て前揭勅令中『及保稅倉庫法第四條』の九字を削除したり。又明治三十五年七月二十八日勅令第百九十七號を以て、新に『大阪神戸間』の次に、『神戸下關間　山陽鐵道』を追加したり。

後明治四十四年三月に至り從來の通過制度及回漕制度を一括して運送制度を採用することとし、關稅法に大改正を見たり。卽ち同法第三十五條を削除し、且つ第三節の『回漕』を『運送』に、又第三十九條を『外國貨物ハ海路又ハ陸路ニ由リ開港間、保稅地域間又ハ開港ト保稅地域トノ間ニ之ヲ運送スルコトヲ得(下略)』と改め、次に第三十九條ノ二を以て、『外國貨物ノ陸路ニ依ル運送ハ命令ヲ以テ定メタル通路ニ由ルヘシ』と規定するに及び、前記勅令を廢止し、新に省令第二十九號を以て、關稅法第三十九條ノ二に依る通路を左の如く定めたり。

大藏省令第二十九號(明治四十四年六月十九日)

關稅法第三十九條ノ二ノ通路左ノ通之ヲ定ム

本令ハ明治四十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

新橋青森間
- 新橋ヨリ品川、大崎、池袋、赤羽、大宮、小山、福島ヲ經又ハ品川、大崎、池袋若ハ赤羽、田端、北千住、友部、岩沼ヲ經テ青森ニ至ル鐵道線路

新橋新潟間
- 新橋ヨリ品川、大崎、池袋、赤羽、大宮、高崎ヲ經又ハ品川、大崎、新宿、八王子、鹽尻ヲ經テ新潟ニ至ル鐵道線路
  - 但シ該兩通路ハ小山友部間又ハ福島岩沼間ノ鐵道線路ニ由リ相互連絡スルコトヲ得

新橋名古屋間
- 新橋ヨリ品川、大森、東神奈川、神奈川若ハ橫濱ヨリ橫濱ヲ經又ハ品川、大崎、新宿、八王子、鹽尻ヲ經テ名古屋若ハ名古屋港ニ至ル鐵道線路

橫濱青森間
- 橫濱ヨリ神奈川、大崎、池袋、赤羽、大宮、小山、福島ヲ經又ハ神奈川、大崎、池袋若ハ赤羽、田端、北千住、友部、岩沼ヲ經テ青森ニ至ル鐵道線路
  - 但シ該兩通路ハ小山友部間又ハ福島岩沼間ノ鐵道線路ニ由リ相互連絡スルコトヲ得

橫濱新潟間
- 橫濱ヨリ神奈川、東神奈川、八王子、鹽尻ヲ經又ハ神奈川、大崎、池袋、赤羽、大宮、高崎ヲ經テ新潟ニ至ル鐵道線路
  - 但シ該兩通路ハ新宿八王子間ノ鐵道線路ニ由リ相互連絡スルコトヲ得

名古屋青森間
- 名古屋若ハ名古屋港ヨリ鹽尻、篠ノ井、高崎、小山、福島ヲ經又ハ東神奈川、大崎、池袋若ハ赤羽、田端、北千住、友部、岩沼ヲ經テ青森ニ至ル鐵道線路
  - 但シ該兩通路ハ赤羽大宮小山間、小山友部間又ハ福島岩沼間ノ鐵道線路ニ由リ相互連絡スルコトヲ得

名古屋武豐間
- 名古屋若ハ名古屋港ヨリ武豐ニ至ル鐵道線路

名古屋新潟間　名古屋若ハ名古屋港ヨリ鹽尻、篠ノ井ヲ經テ新潟ニ至ル鐵道線路
名古屋敦賀間　名古屋若ハ名古屋港ヨリ米原ヲ經テ金ケ崎若ハ敦賀ニ至ル鐵道線路
名古屋大阪間　名古屋若ハ名古屋港ヨリ草津、京都ヲ經又ハ柘植、木津、天王寺若ハ放出ヲ經テ大阪、櫻島若ハ湊町ニ至ル鐵道線路
但シ該兩通路ハ草津柘植間又ハ京都木津間ノ鐵道線路ニ由リ相互連絡スルコトヲ得
大阪敦賀間　大阪若ハ櫻島ヨリ京都、馬場、草津、米原ヲ經テ金ケ崎若ハ敦賀ニ至ル鐵道線路
大阪神戸間　大阪若ハ櫻島ヨリ神崎ヲ經テ神戸、小野濱若ハ和田岬ニ至ル鐵道線路
大阪宮津間　大阪若ハ櫻島ヨリ京都ヲ經又ハ神崎ヨリ宮津港ニ至ル直航水路
神戸宮津間　神戸、小野濱若ハ和田岬ヨリ神崎、綾部ヲ經又ハ神崎、大阪、京都ヲ經テ海舞鶴ニ至ル鐵道線路及舞鶴港ヨリ宮津港ニ至ル直航水路
神戸下關間　神戸、小野濱若ハ和田岬ヨリ下關ニ至ル鐵道線路
門司長崎間　門司ヨリ小倉、戸畑若ハ大藏、折尾ヲ經テ長崎ニ至ル鐵道線路
門司唐津間　門司ヨリ小倉、戸畑若ハ大藏、折尾ヲ經テ西唐津ニ至ル鐵道線路
唐津長崎間　西唐津ヨリ長崎ニ至ル鐵道線路
函館室蘭間　函館ヨリ室蘭ニ至ル鐵道線路

本省令も制定後十數次の改正ありたるが、大正六年四月に至り全文の改正を施し、從前の列擧主義を排して、『國有鐵道及之ト連絡運輸ヲ爲ス私設鐵道竝ニ輕便鐵道線路』は盡く關稅通路と爲し、唯其の特殊なるものに就てのみ列擧主義を採りたり。今改正省令を掲ぐれば次の如し。

大藏省令第二十號（大正六年六月四日）

明治四十四年大藏省令第二十九號左ノ通之ヲ改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關稅法第三十九條ノ二ノ通路左ノ通之ヲ定ム

一、國有鐵道及之ト連絡運輸ヲ爲ス私設鐵道竝ニ輕便鐵道線路

前項ノ通路ト連續シテ運送ヲ爲ス場合ニ於ケル左ノ直航水路

青森函館港間
舞鶴宮津港間
下關門司港間
下關港小森江間
飾磨港家島村間

二、橫濱港ヨリ隅田川口ニ至ル直航水路及隅田川、小名木川、新川、江戸川ヲ經テ野田町ニ至ル水路

三、大阪市ヨリ淀川及疏水運河ニ由リ京都市ニ至ル水路

四、東京市ヨリ隅田川、荒川ニ由リ王子町ニ至ル水路

其の後同年九月十一日大藏省令第二十七號を以て、前記省令中第三號に、『大阪市ヨリ新淀川及神崎川ヲ橫キリ尼ケ崎市ニ至ル水路』を加へ、又七年四月五日省令第十二號を以て、第二號に『橫濱港ヨリ帷

子川ニ由リ保土ヶ谷町ニ至ル水路』を追加し、更に大正九年八月に至り左の如き改正を施し、以て大正末年に及べり。

大藏省令第三十三號（大正九年八月二十七日）

大正六年大藏省令第二十號中左ノ通改正シ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

第一號中『飾磨港家島村間』ヲ『下關釜山港間』ニ改ム

第二號ヲ左ノ如ク改ム

二、隅田川口ヨリ小名木川、新川、江戸川ヲ經テ野田町ニ至ル水路

隅田川口ヨリ荒川ヲ經テ王子町ニ至ル水路

隅田川口ヨリ小名木川又ハ竪川ニ由リ中川ヲ經テ西小松川ニ至ル水路

前各項ノ通路ト連續シテ運送ヲ爲ス場合ニ於ケル橫濱港ヨリ隅田川口ニ至ル直航水路

橫濱港ヨリ帷子川ニ由リ保土ヶ谷町ニ至ル水路

第四號ヲ削ル

第六款　貨物の收容

保稅地域卽ち稅關上屋・保稅倉庫又は假置場に搬入藏置したる貨物にして、一定期間を經過するも尙ほ搬出せられざる場合は、稅關は其の貨物を收容處分に附することを得るものとす（關稅法第四十六條、保稅倉庫法第十六條、假置場法第八條）。蓋し保稅地域は其の藏置期間の長短に拘らず、畢竟關稅未賦課の貨物を假に藏置するを原則と爲すを以て、相當期間を經過するも、尙ほ濫りに貨物を藏置し、之を停滯せしむることは、關稅の確保上竝に貿易設備の利用上好ましからざる所なれば、斯かる處分權を稅關に附與するも亦已むを得ざる所なり。

收容は貨物整理卽ち引取を促す處分なるを以て、貨物の搬出に依り其の目的を達成すべく、引取促進の手段としては、當該地域の一般使用料の外、尙ほ高率の收容敷料を加徵し、且つ利害關係人をして收容の費用及危險を負擔せしむるものとす。而して一旦收容したる貨物に對しては、之が解除の制度を認むるも、法定猶豫期間（七箇月間）を經過するも、尙ほ引取を爲さざるときは貨物を公賣に付し、換價處分を爲したる後、之を以て關稅及收容費用に充當するものなり。

收容貨物の敷料に就ては明治三十二年七月大藏省令第三十五號を以て之を制定公布し、同年八月四日より實施したるが、明治三十七年十二月省令第四十七號を以て之を全部改正し、翌年一月一日より實施したり。本省令も亦明治四十二年三月省令第五號を以て全部改正せられ（同年四月一日より施行）、其の後に於ても四十四年六月省令第三十號、大正九年七月省令第二十三號を以て部分的の改正を見たるが、今此等の改正を經たる大正末年の現行規定を揭ぐれば左の如し。

大藏省令第五號（明治四十二年三月十二日）

關稅法施行規則第五十條ニ依リ收容貨物ノ敷料左ノ通定ム

關稅法第四十六條又ハ第四十九條ニ依リ收容スル貨物ノ敷料左ノ如シ

一　重量ニ依リ關稅ヲ賦課セラルヘキ貨物　五百斤迄毎ニ一日金三錢

二　前號以外ノ貨物　十立方尺迄毎ニ一日金三錢

前項使用料ノ徵收上便宜ト認ムルトキハ第一號ノ貨物ヲ第二號ノ定率ニ第二號ノ貨物ヲ第

一號ノ定率ニ依ラシムルコトヲ得

第一項ノ敷料ハ保稅地域ノ敷料又ハ使用料ノ外別ニ之ヲ徵收スルモノトス

收容ノ初日ハ敷料ヲ徵收シ解除ノ日ハ徵收セス

附　則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十七年大藏省令第四十七號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現存スル收容貨物ニ付テハ舊敷料定率表ニ依ル

第七款　異議及訴願

第一　異　議

關稅の賦課に關する稅關長の處分に對し不服ある者は、其の處分を受けたる日より二十日以內に文書を以て稅關長に異議の申立を爲すことを得(關稅法第六十一條)。異議の申立は不服の要領・理由要求及處分を受けたる年月日を記載したる文書を以てするを要す。而して稅關長は異議の申立に對し、當該處分を再審査し判定を爲すを要し、其の內容は處分の變更又は却下の二者の一を出でず。但し實際に於ては處分の變更を要する場合は、多く異議者に於て要求の達成せらるることを知得し、異議を撤回するを以て、處分變更の判定を爲したる事例稀なり。

異議の申立に對しては判定に依て之を解決するを原則とすれども、從價稅品の課稅價格に關する異議の解決方法としては、異議者の主張を不當なりと認むるときは、稅關長は其の申告價格に百分の五を加へたる價格を以て當該貨物を買上ぐることを得べく、或は又稅關長及異議者に於て各二名宛選定したる評價人をして評價せしめ、其の評價價格を以て課稅價格として處理することを得。其の孰れの方法を採用すべきかは一に稅關長の自由裁量に屬するものとす(關稅法第六十三條)。

以上の手續に依り稅關長課稅價格を決定したるときは、之を異議者に通知すべく、之に依り處分は決定す(關稅法施行規則第六十一條)。從て敍上の買上及評價處分は絕體的のものにして、之に對しては更に訴願の餘地なきものと云ふべし。

第二　訴　願

訴願は行政廳の違法又は不當の處分に對し、其の除却・變更を處分廳の上級行政廳に要求する手段にして、一般に訴願法(明治二十三年十月法律第百五號)の規定する所なり。而して關稅法第六十八條乃至第七十三條の規定は訴願法に對する特別規定と云ふべく、從て關稅の訴願に關しては、特別法の適用を要すると共に、該規定中に揭げられざるものに就ては、總て訴願法の規定に遵據すべきものなり。故に關稅の賦課に關する訴願は關稅法第六十八條の規定に依り、稅關長の異議判定に不服ある場合に於てのみ之を提起し得るものにして、從價稅品の課稅價格に關するものに就ては、稅關長の異議判定なきを以て、之に對しては訴願を提起すべき餘地なきものと云ふべし。

訴願を提起せんとする者は、處分を受けたる日より六十日以內に、不服の要點・理由・要求及其の身分・職業・住所・年齡を記載し、署名捺印したる文書を以て、處分を爲したる稅關長を經由し、大藏大臣に之を提起するを要す。而して訴願書を受理したる稅關長は受理の日より十日以內に辯明書・異議申立書・判定書及輸入申告書・仕入書等必要文書を添付し、大藏大臣に進達するを要するものなり。

關稅の訴願に就ては大藏大臣は之を關稅訴願審査委員會の審査に附せざるべからず（關稅法第六十九條）。同委員會の官制は左の如し。

關稅訴願審査委員會規則（明治三十二年勅令第二百四十九號）

第一條　關稅法第六十九條ニ依ル委員會ハ關稅訴願審査委員會ト稱シ會長一人委員九人ヲ以テ組織ス

第二條　會長ハ大藏次官委員ハ大藏省高等官三人帝國大學教授三人農商務省高等官二人司法省高等官一人ヲ以テ之ニ充ツ

第三條　特別ノ必要アル場合ニ於テハ前條定員ノ外臨時委員ヲ命スルコトヲ得

第四條　委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條　會長事故アルトキハ其指名シタル委員ヲシテ事務ヲ代理セシム

第六條　關稅訴願審査委員會ニ幹事一人ヲ置キ大藏省高等官ヲ以テ之ニ充ツ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條　關稅訴願審査委員會ニ書記二人ヲ置キ大藏屬ヲ以テ之ニ充ツ

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第八條　書記ニハ事務ノ繁閑ニ應シ相當ノ手當ヲ給スルコトヲ得

本規則は大正十四年四月農商務省が農林商工兩省に分離せしに伴ひ、同月二十九日勅令第百六十六號を以て、第二條中の『農商務省』を『商工省』と改正せられたり。

右審査委員會は訴願案件を審議の上、事案に對する意見を決定して、之を大藏大臣に具申し、大藏大臣は右委員會の具申を俟つて裁決を下すものとす。訴願に對する處分は却下取消棄却及變更の四種にして、裁決は文書を以て之を爲し、處分廳たる稅關長を經由して之を訴願人に交付するものなり。而して年々の異議申立及訴願件數は僅少にして、大正年間に於ては前者は十件內外、後者は一二件に過ぎず。

第八款　稅關貨物取扱人

稅關貨物取扱人とは、貨主の爲に自己又は其の貨主の名を以て、稅關に對し貨物に關する諸手續を爲すを業とする者を指稱す。條約改正前に於ても、既に橫濱或は神戶等の開港場には、貨主の委託を受け、斯かる業態を營む者ありしが、未だ其の營業上の責務を明かにせる法規なかりし爲め、貨主も其の取扱人を充分に信賴するを得ざるの弊ありき。仍て政府は明治三十四年四月稅關貨物取扱人法（明治三十四年四月十三日法律第二十八號）を制定し、以て其の性質、機能を明定し、貨主に代りて稅關に對する諸般の手續を履行し、貨物の引取、船積、發送等を敏活ならしめ、延いて貿易上の利便を圖ることとせり。其の法律及施行細則次の如し。

稅關貨物取扱人法

第一條　本法ニ於テ稅關貨物取扱人ト稱スルハ貨主ノ爲ニ自己又ハ其ノ貨主ノ名ヲ以テ稅關ニ對シ貨物ニ關スル手續ノ取扱ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

第二條　稅關貨物取扱人タラムト欲スル者ハ其ノ業務ニ從事セムトスル地ヲ管轄スル稅關長ノ免許ヲ受クヘシ

前項ノ免許ヲ受クルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ免許料ヲ納ムヘシ

第三條　左ニ揭クル者ハ稅關貨物取扱人タルコトヲ得ス

第一　剝奪公權者及停止公權者

第二　身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分產若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

第三　國稅滯納處分ヲ受ケ滿一箇年ヲ經過セサル者

第四　重禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者及關稅法第七十四條乃至第七十六條ノ規定ニ違反シ處罰ヲ受ケ滿三箇年ヲ經過セサル者

第四條　稅關貨物取扱人ハ其ノ業務ニ關シテ所轄稅關長ノ監督ヲ受ク

第五條　稅關貨物取扱人ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ身元保證トシテ金錢又ハ有價證券ヲ提供スルコトヲ要ス但シ身元保證金額ハ五千圓以上トス

稅關貨物取扱人ハ前項ノ身元保證物ヲ提供シタル後ニ非サレハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ス

第六條　稅關貨物取扱人稅關ニ納付スヘキ金錢ヲ納付セサルトキハ稅關ハ身元保證物ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

稅關貨物取扱人ノ業務上ノ過失ニ依リ損害ヲ受ケタル貨主ハ其ノ債權ニ付他ノ債權者ニ先チ身元保證物ニ依リ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第七條　稅關貨物取扱人ハ貨物ノ受取、引渡、保管及運送ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ其ノ貨物ノ取扱料ヲ請求スルコトヲ得ス

第八條　稅關貨物取扱人ハ取扱貨物ニ關シ受取ルヘキ取扱料、稅金其ノ他委託者ノ爲ニ爲シタル立替ニ付テノミ其ノ貨物ヲ留置スルコトヲ得

第九條　稅關貨物取扱人ハ取扱料ノ最高額ヲ定メ所轄稅關長ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更スルトキ亦同シ

第十條　稅關貨物取扱人其ノ業務ニ關スル法令ニ違反シ又ハ稅關長ノ職權ニ基ケル命令ニ違反シタルトキハ稅關長ハ其ノ營業ヲ停止シ若ハ其ノ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得但シ營業停止ノ期間ハ三箇月以內トス

第十一條　前條ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服ナルトキハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ處分ニ因リテ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十二條　免許ヲ受ケスシテ稅關貨物取扱人ノ業務ヲ行ヒタル者又ハ第九條ノ認可ヲ受ケス若ハ認可ニ違反シテ取扱料ヲ取得シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條　稅關貨物取扱人ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタル行爲ハ稅關貨物取扱人ノ行爲ト看做ス

附　則

明治三十三年法律第五十二號ハ本法ニ之ヲ準用ス

本法ハ明治三十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

稅關貨物取扱人法施行細則（明治三十四年五月二十七日大藏省令第八號）

第一條　稅關貨物取扱人ノ業務ニ從事セムトスル者ハ營業所ヲ定メ管轄區域毎ニ所轄稅關長ニ出願スヘシ但會社又ハ外國會社ノ支店ニ在テハ定款ノ謄本ヲ添フヘシ

第二條　稅關長ハ免許ヲ與ヘムトスルトキハ本人ニ告知シ免許料ヲ納付セシメ免許狀ヲ交付スヘシ

第三條　免許料ハ貳拾圓トス收入印紙ヲ以テ納付スルコトヲ得

第四條　稅關貨物取扱人ハ免許狀ヲ受ケタル日ヨリ二週間以內ニ身元保證トシテ五千圓又ハ之ニ相當スル價格ヲ有スル有價證券ヲ提供スヘシ

第五條　稅關貨物取扱人カ身元保證トシテ提供シタル有價證券ノ價格減少シタルトキ又ハ稅關貨物取扱人法第六條ノ適用ニヨリ身元保證金額減少シタルトキハ稅關長ハ本人ニ告知シ一箇月以內ニ其ノ不足額ニ相當スル金錢又ハ有價證券ヲ提供セシムヘシ

第六條　稅關貨物取扱人カ身元保證トシテ提供スル金錢又ハ有價證券ハ之ヲ供託シ供託受領證ヲ所轄稅關ニ提出スヘシ

第七條　稅關貨物取扱人支店又ハ代理店ヲ設クルトキハ擔當人ヲ定メ其ノ所在地ノ稅關又ハ稅關支署ニ屆出ツヘシ

營業所又ハ代理店ヲ閉鎖シ若ハ移轉シ又ハ擔當人ヲ變更シタルトキ亦同シ

第八條　稅關貨物取扱人又ハ擔當人ハ其ノ從業者ノ氏名ヲ屆出ツヘシ其ノ變更アルトキ亦同シ

附　則

本令ハ明治三十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

稅關貨物取扱人法ハ制定以來一回の改正をも見ずして大正末年に至りしが、同法施行細則は大正九年十二月取扱人の提供する身元保證金に關して、左の如く改正せられたり。

大藏省令第五十號（大正九年十二月二十八日）

稅關貨物取扱人法施行細則中左ノ通改正ス

第四條中「價格ヲ有スル有價證券」ヲ「國債」ニ改ム

第五條中「稅關貨物取扱人カ身元保證トシテ提供シタル有價證券ノ價格減少シタルトキ又ハ」ヲ削リ「有價證券」ヲ「國債」ニ改ム

第六條　稅關貨物取扱人カ身元保證ヲ提供スルトキハ金錢又ハ無記名國債證券ノ提供ニ在リテハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ登錄國債ノ提供ニ在リテハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ所轄稅關ニ提出スヘシ登錄國債ニシテ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領書ヲ提出スヘシ

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス尙其ノ效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格減少シタルトキハ稅關長ハ第五條ノ規定ニ準シ增擔保ヲ提供セシムヘシ

シ

稅關貨物取扱人の累年數は不明なるも、大正十五年十月一日現在の營業者數は二百二人、從業者數は二千百二十人なり。之を所屬稅關別に表示すれば左の如し。

稅關名	營業者	從業者
横濱	五六人	三三五人
神戸	六一	七七七
大阪	五四	六二七
長崎	五	二九
門司	二四人	三四三人
函館	二	九
合計	二〇二	二、一二〇

第九款　手數料及使用料

關稅法、關稅法施行規則、保稅倉庫法、假置場法等には、各種の手數料、倉敷料又は使用料を徵收すべき場合を規定せり。此等の內保稅倉庫及假置場に關するもの及收容貨物の敷料に就ては其の關係の部に之を讓り、玆には關稅法及同法施行規則に規定するものに就てのみ、簡單に之を說述すべし。

第一　特許手數料

特許手數料には、稅關及稅關支署の臨時開廳（日沒より日出迄の間及稅關の休日）特許手數料、同貨物積卸、送致、引取及發送特許手數料、同構外檢查特許手數料、外國貿易船不開港出入特許手數料、關稅法施行規則第七十六條に依る手數料あり。此等の料額に就ては明治三十二年七月大藏省令第三十四號を以て規定し（舊稅關法及稅關規則の施行時代には、明治二十三年九月大藏省令第二十二號及之に代りたる明治三十年七月大藏省令第十一號の規定あり）、同年八月四日より之を施行したり。本規定に於ては本關と支署とによりて手數料の割合を異にせるも、兩者の區別を立つるの要なきを認め、且つ各種手數料に就ても改正を要する點ありしを以て、明治三十五年七月大藏省令第十七號を以て左の如く之を改正し、同年八月一日より施行したり。

大藏省令第十七號（明治三十五年七月十一日）

明治三十二年大藏省令第三十四號左ノ通改正シ明治三十五年八月一日ヨリ施行ス

稅關及稅關支署臨時開廳特許手數料

一	日出ヨリ日沒マテ	一時間マテ毎ニ　拾圓
一	日沒ヨリ午後十二時マテ	同　貳拾圓
一	午後十二時ヨリ日出マテ	同　參拾圓

稅關支署ニ在テハ其ノ地ノ狀況ニ依リ半額迄ニ低減スルコトヲ得

稅關及稅關支署貨物積卸、送致、引取及發送特許手數料

一	日出ヨリ日沒マテ	一時間マテ毎ニ　貳圓
一	日沒ヨリ午後十二時マテ	同　四圓
一	午後十二時ヨリ日出マテ	同　六圓

稅關及稅關支署構外檢查特許手數料

一	檢查ニ要スル時間	一時間マテ毎ニ　參圓

但シ旅費ヲ要スルトキハ別ニ其ノ實費ヲ加フ

外國貿易船不開港出入特許手數料

一　一回ニ付　參拾圓

關稅法施行規則第七十六條ニ依ル手數料

一　證明　每一件　貳　圓

一　輸出入貨物日計表　每一箇月　參拾圓

一　其ノ他船舶貨物ニ關スル計表　每一件　五拾錢

本規定は其の後明治三十八年八月省令第四十一號・三十九年九月同第四十五號・四十四年六月同第三十一號・大正三年十月同第十七號・九年七月同第二十四號・同年八月同第三十二號・十二年二月同第四號を以て夫々部分的改正ありしが、此等の改正を經たる大正末年の現行規定左の如し。

大藏省令第十七號（明治三十五年七月十一日）

明治三十二年大藏省令第三十四號左ノ通改正シ明治三十五年八月一日ヨリ施行ス

稅關及稅關支署臨時開廳特許手數料

一　日出ヨリ日沒マテ　一時間マテ每ニ　拾五圓

一　日沒ヨリ午後十二時マテ　同　參拾圓

一　午後十二時ヨリ日出マテ　同　四拾五圓

稅關支署ニ在テハ其ノ地ノ狀況ニ依リ半額迄ニ低減スルコトヲ得

貨物積卸、搬入、搬出及取扱特許手數料

一　日出ヨリ日沒マテ　一時間マテ每ニ　參　圓

一　日沒ヨリ午後十二時マテ　同　六圓

一　午後十二時ヨリ日出マテ　同　九圓

稅關ニ於テ定メタル場所以外ニ於ケル檢查特許手數料

普通貨物檢查ノ爲稅關官吏ヲ派出スルトキ

一　檢查ニ要スル時間　一時間マテ每ニ　五　圓

但旅費ヲ要スルトキハ別ニ其ノ實費ヲ加フ

船內ニ於テ旅客携帶品檢查ノ爲稅關官吏ヲ乘船セシムルトキ

一　乘船官吏一人每ニ　一箇月マテ每ニ　百四拾圓

外國貿易船不開港出入特許手數料

一　入港一回每ニ　四拾五圓

關稅法施行規則第七十六條ニ依ル手數料

一　證明　每一件　貳　圓

一　輸出入貨物日計表　每一箇月マテ每ニ　拾　圓

一　其ノ他船舶貨物ニ對スル計表　每一件一枚マテ每ニ　五拾錢但十三行三段詰ヲ以テ一枚ト計算ス

第二　使用料

關稅法施行規則第七十七條に『大藏大臣ハ棧橋、起重機其ノ他稅關所屬ノ土地建設物又ハ備品ヲ使用スル者ヲシテ使用料ヲ納付セシムルコトヲ得』とあるを以て、大藏大臣は此等に關して各個の使用

料を定めたり。

(一)　土地・建物使用料

明治三十三年十二月大藏省令第三十七號を以て、稅關所屬の土地及建設物の使用料を定めたるが、其の後明治四十二年三月省令第四號を以て之を全部改正し(始めて上屋使用料を徵す)、尋いで又大正九年七月に至り省令第二十二號を以て前規定を廢し、新に左の如く公布したり。

大藏省令第二十二號(大正九年七月一日)

第一條　貨物藏置ノ爲メ上屋又ハ上屋以外ノ土地ヲ使用スル者ハ左ノ使用料ヲ納ムヘシ但シ輸出スヘキ貨物關稅定率法第七條第一號及第二號ノ物品竝ニ旅客ノ携帶セル旅具ハ此ノ限ニ在ラス

一　貨物搬入ノ日ヨリ五日迄　　無料

二　貨物搬入ノ日ヨリ六日以上十五日迄

五百斤又ハ十立方尺迄毎ニ一日金一錢

三　貨物搬入ノ日ヨリ十六日以後

五百斤又ハ十立方尺迄毎ニ一日金二錢

前項ノ使用料ハ重量ニ依リ關稅ヲ賦課セラルヘキ貨物ハ重量ニ依リ其ノ他ハ容積ニ依リ之ヲ徵收ス但シ徵收上便宜ト認ムルトキハ重量ニ依ルヘキモノヲ容積ニ依リ容積ニ依ルヘキモノヲ重量ニ依ラシムルコトヲ得

日數ノ計算ニハ搬入ノ日ハ之ヲ算入シ搬出ノ日ハ之ヲ算入セス

第二條　土地又ハ上屋其ノ他ノ建物ヲ專用スル者ハ左ノ使用料ヲ納ムヘシ

一　貨物藏置ノ爲メ土地又ハ上屋其ノ他ノ建物ヲ專用スル場合

一坪迄毎ニ一月金二圓

但シ十五日迄ハ半月分ヲ十五日ヲ超ユルトキハ一月分ヲ徵收ス

二　倉庫上屋其ノ他貿易設備ヲナス爲メ土地ヲ專用スル場合

一坪迄毎ニ一月金一圓

前項ノ使用料ハ土地ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ特ニ必要アルトキハ之ヲ低減スルコトヲ得

附　則

本令ハ大正九年七月十六日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令施行前ニ專用使用料ヲ納付シタルモノニハ之ヲ適用セス

(二)　稅關棧橋及繫船岸壁使用料

稅關棧橋及繫船岸壁の使用料に就ては當初橫濱及神戶兩稅關に就てのみ之を定めたるが(明治二十八年大藏省告示第十號、同三十八年告示第三百十二號、明治四十二年三月大藏省令第八號、同年六月省令第三十九號)、大正六年十二月大藏省令第三十四號を以て左の如く各稅關共通の使用規則を制定し、其の第二條を以て其の使用料を定めたり。

稅關棧橋及繫船岸壁使用規則(大正六年十二月一日大藏省令第三十四號)

第一條　稅關所屬ノ棧橋又ハ繫船岸壁ニ船舶ヲ繫留セムトスル者ハ附錄樣式ノ申請書ヲ稅關ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

第二條　前條ノ許可ヲ受ケタル者ハ左ノ使用料ヲ納付スヘシ但シ一噸未滿ノ端數ハ之ヲ計算セス

一　繫留二十四時以內ノトキ　登簿噸數一噸ニ付　二　錢
二　繫留二十四時ヲ超ユルトキ　同　同
三　繫留九十六時ヲ超ユルトキ　同　同　（前號ノ金額ニ超過時間二十四時毎ニ一錢ヲ加フ）

前項ノ繫留時間ニハ稅關ノ休日及稅關長ノ命令ニ依リ一時棧橋又ハ繫船岸壁ヲ離レタル時間ヲ算入セス但シ稅關ノ休日カ船舶ヲ繫留ノ初日又ハ解纜シタル日ナルトキ又ハ貨物積卸ノ特許ヲ受ケタル日ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條　許可ヲ受ケタル繫船期間滿了後尙引續キ繫留セムトスル者ハ附錄樣式ノ申請書ヲ稅關ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ納付スヘキ使用料ハ最初繫留ノ時ヨリ通算シタル繫留時間ニ相當スル使用料額ヨリ既納ノ分ヲ控除シタル金額トス

第四條　繫留ノ許可ヲ受ケタル船舶ハ稅關ノ指定スル場所ニ繫留スヘシ

稅關長ハ必要ト認ムル場合ニ於テ繫留場所ヲ變更シ若ハ一時之ヲ離レシムルコトアルヘシ

第五條　稅關長ハ必要ト認ムル場合ニ於テ繫留ノ許可ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テ既納ノ使用料ハ之ヲ還付ス

第六條　既納ノ使用料ハ前條ノ場合ヲ除クノ外之ヲ還付スルコトナシ

第七條　爆發質若ハ燃燒質ノ物品、石炭、荷足又ハ他物ヲ汚瀆スヘキ物品ハ棧橋又ハ繫船岸壁ニ於テ陸揚若ハ船積スルコトヲ得ス但シ稅關長ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

稅關長ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ前項以外ノ物品ト雖尙棧橋又ハ繫船岸壁ニ於テ之カ陸揚若ハ船積ヲ禁スルコトヲ得

第八條　繫留中ノ船舶、棧橋又ハ繫船岸壁ニ於テ「ピッチ」「タール」其ノ他燃燒質ノ物品ヲ煖ムルコトヲ得ス

第九條　繫留中ノ船舶ハ塵芥、灰燼、荷足等ヲ棧橋又ハ繫船岸壁ニ投棄スルコトヲ得ス

第十條　繫留中ノ船舶本令ノ規定又ハ稅關長ノ命令ニ違反スルトキハ稅關長ハ直ニ其ノ繫留場所ヨリ離レシムルコトアルヘシ

第十一條　稅關長ハ必要ト認ムル場合ニ於テ棧橋又ハ繫船岸壁ニ立入ルコトヲ禁止シ若ハ之ヲ制限スルコトヲ得

第十二條　稅關長ハ大藏大臣ノ認可ヲ得テ定期航海船又ハ常時棧橋又ハ繫船岸壁ヲ使用スル船舶業者ニ對シ期間ヲ定メテ使用料減額ノ特約ヲ爲スコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

橫濱稅關棧橋使用規則、明治四十二年大藏省令第八號及大正二年大藏省令第二十七號ハ之ヲ廢止ス

（書式省略）

尙ほ大正十二年九月の關東地方大震災の爲め横濱稅關の棧橋及岸壁破損せしを以て、同年九月一日以降同稅關に就ては當分の間本規定の使用料を適用せざることとせり（大正十二年十二月大藏省令第三十一號）。

(三)　起重機使用料

稅關所屬の起重機使用料は明治四十一年一月大藏省令第二號を以て始めて定められたるが、同省令は其の後大正五年十月省令第二十六號・八年四月同第十一號・同年六月同第十五號・九年六月同第十八號を以て改正せられたり。今大正末年現行の規定を揭ぐれば次の如し。

大藏省令第二號（明治四十一年一月二十一日）

關稅法施行規則第七十七條ニ依リ稅關所屬ノ起重機ノ使用料左ノ通定メ明治四十一年三月一日ヨリ施行ス

起重機使用料

一　電氣起重機

揚力一噸半ノモノ　一臺一時間迄毎ニ　金壹圓

揚力三噸乃至五噸ノモノ　同　金壹圓五拾錢

揚力十五噸ノモノ　同　金四圓五拾錢

揚力五十噸ノモノ　同　金拾五圓

一　蒸汽起重機

一　浮動スルモノ

揚力二十噸ノモノ　同　金五圓

二　其ノ他ノモノ

揚力五噸迄　同　金壹圓

以上揚力五噸迄ヲ增ス毎ニ金五拾錢ヲ加フ

一　手動起重機

揚力五噸迄　同　金五拾錢

以上揚力五噸迄ヲ增ス毎ニ金貳拾五錢ヲ加フ

(四)　曳船使用料

稅關所屬曳船の使用料は大正五年十二月大藏省令第二十九號を以て左の如く定められしが、本規定は大正末年迄一回の改正をも見ざるものなり。

大藏省令第二十九號（大正五年十二月十五日）

關稅法施行規則第七十七條及第七十八條ニ依リ稅關曳船使用料左ノ通定ム

第一條　稅關所屬ノ曳船ヲ使用スル者ハ使用料ヲ納付スヘシ

第二條　曳船使用料ハ一隻一回ニ付金三十圓以下トシ大藏大臣ノ認可ヲ得テ稅關長之ヲ定ム」

曳船ノ使用豫定日時ヨリ二時間以上ヲ經過シタルトキハ稅關長ハ爾後延長一時間迄毎ニ一隻ニ付金二圓ノ使用料ヲ增徵スルコトヲ得

第三條　稅關長ハ船舶繫離ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ特ニ必要アルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ得テ曳船使用料ヲ免除スルコトヲ得

附　則

本令ハ大正六年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第二章　關稅稅率

第一節　關稅定率法施行前の稅率沿革

凡そ輸出入貨物に賦課する關稅の稅率は、國法によりて一方的に之を定むると、通商條約によりて協定するとの二方法あり。我國現行關稅は國定稅率を課するを原則とし、他に例外的に協定稅率を課するものなりと雖も、明治三十二年關稅法及關稅定率法の實施せらるる迄は、專ら條約に基く協定稅率に依るものなりき。而も其の協定たるや片務的にして、我國にとりて著しく不利益なりしを以て、政府當局は之が改善に腐心せざるはなく、明治前半期の外交問題の主流は實に此の不利益なる片務條約撤廢に關するものなりき。

抑〻我國が外國と條約を結びしは、嘉永七年三月米國との和親條約を最初とし、次いで英、露兩國と修好條約を結びたるが、此等の條約に於ては單なる和親修好の一般的約定に止まり、未だ輸出入貿易、關稅等に關する具體的なる規定を存せざりき。然るに安政二年十二月長崎に於て日蘭條約締結せられ、次いで同四年八月日蘭追加條約が長崎奉行水野筑後守と蘭全權ドンクル・キュルシュスとの間に調印せらるるや、其の第一條に『長崎・箱館兩港に於て向後通商相許事、但箱館は此取極双方調印之日より十箇月之後可相始事』、第六條に『商船持渡之品入札拂竝相對拂之分共荷物惣代銀之内より三割五分可差出、尤會所にて直組買上の品は此限りにあらさる事、但輸入輸出の荷物其外貨物轉輸外國より

買入品を外の國へ賣出すを云之租稅等、雙方談判之上、追而取極迄は、本文の振合を以可取計事』第十四條に、『阿片は日本國禁に付日本人え一切相渡間敷事』、第十六條に、『一、米・大麥・小麥・大豆・小豆。一、石炭。一、美濃紙竝半紙。一、書籍竝地圖類。一、銅器類。右は會所取引之外商人より賣渡不相成、尤市中にて見當又は賣込人より當用丈け買入分は差支なしといへとも、若法度之書籍・圖面等有之節は可差留事』と規定するに及び、茲に始めて通商貿易及關稅率の成規を見るに至れり。尋いで同年九月長崎にて調印せられたる日露追加條約に於ても、『魯西亞商人より日本人の買取たる品物並に日本人より魯西亞商人に其代として相渡候品物は、運上所より相渡可申候、右の外は運上所にて日本人と魯西亞商人との商賣向に一切關係不致候事』(第七條)、『公賣或は私賣にて賣たる荷物の運上は新に運上規則を取極候迄は、是迄の通り三分五厘(三割五分のこと)の運上を相納め可申事』(第九條)と約定したり。其の後安政五年六七月米英・佛・露・蘭の五國と改めて修好通商條約を締結し、之に附屬する貿易章程に於て稅率規程を設け、之に依りて貿易品に課稅するの制度を立つるに及び、茲に始めて近代的なる關稅制度の確立を見たり。通商條約及附屬貿易章程は、各國共に大同小異にして、此の內貿易章程は船舶貨物の出入・關稅取締・通商手續罰則等を規定し、其の末尾(第七則)に稅率規程を掲げたるが、今一例として英國に關する分の稅率を掲ぐれば左の如し。

貿易章程第七則

總て日本開港の場所へ陸揚する物品には左の運上目錄に從ひ其地の運上役所に租稅を納むへし

第一類

此種中に記せる諸品は運上を免るへし

貨幣に造りたる金銀並に造らさる金銀

現用の衣服

日本に在住する爲に來れる人の所持品にして賣品にあらさる家什及書籍

第二類

次の諸品に就ては五分の運上を拂ふへし

船の打建網具修復或は艤裝に用ふる諸品

諸種の鹽藏食料

諸種の鯨漁具

麵包及ひ麵包の料

諸種の生畜

石炭

家屋建造の材木

米・籾

蒸氣機具

亞鉛

鉛

錫

生絹絲

木棉及ひ羊毛を以て製せる品物

第三類

蒸溜泡醸或は種々の製法にて造りたる一切の酒類は三割五分の運上を納むへし

第四類

凡て前條に擧さる品々は何によらず二割の運上を納むへし

金銀貨幣及掉銅の外積荷として輸出する日本產の諸品は五分の運上を納むへし

日本に產したる米と小麥は日本より積荷として輸出すへからず然れとも都て日本に在住せる不列顚臣民及ひ不列顚船の乘組人並に旅客の爲には十分の貯を供すへし

不列顚船にて日本の開きし港に持渡りたる外國の穀物は少しも陸揚せさる時は再ひ之を輸出して故障なかるへし

日本に產する所の銅は日本要用の餘分あれは其時々公けの入札にて賣渡すへし

日本政府或は不列顚政府輸出輸入品物の運上に就て更正をなさんと欲する時は神奈川開港の後五年にして之を行ふへし

右の稅則に依れば、輸出稅率は總て從價五分とし、輸入稅率は最高を三割五分、最低を五分とし、特に揭載なき貨物は從價二割を課するものと定め、又本邦主要食糧品たる米麥竝に往時より重要輸出品たりし銅の輸出を制限したるが如き、必ずしも我國にとりて不利なる條約に非ざりしが、如何せん當時國內の政情紛糾し、朝幕の意見對立して對外政策歸一すること能はず、延いて條約所定の開港期日を遷延する等其の約に背くが如きことありしを爲め、各國政府をして其の代償として關稅の讓步を主張せしむるに至り、遂に貿易章程末項の輸入稅改訂再議の規定に依り、慶應二年五月英、佛、米、蘭の諸國との間に改稅約定竝に附屬稅目を協定するの已むなきに至れり。而して該附屬稅目は輸出入品共總て從價五分を基礎とせる從量稅（八十九品目）及從價稅（二十六品目）竝に無稅品（二十九品目）輸入禁制品（阿片）にして、其の改稅約書及輸出入稅目は左の如し。

改稅約書

第一條

各政府ノ名代トシテ此度約書ヲ議定セシ全權ハ此約書ニ添タル運上目錄ヲ採用シ各政府ノ臣民皆堅ク之ヲ遵奉スヘキ事トセリ

其運上目錄ハ日本ト右四箇國ト取結タル條約ニ添タル元ノ運上目錄ニ代ルノミナラス又日本政府ト大貌利太尼亞、佛蘭西、亞米利加合衆國政府ト是迄度々取結タル右運上目錄ニ關係セル別約ニモ代レルモノトス右新運上目錄取行フ事神奈川ニ於テハ日本慶應二年丙寅五月十九日（西洋千八百六十六年第七月一日）ヨリトス

第二條

此度ノ約書ニ添タル運上目錄ハ調印ノ日ヨリ日本ト右四箇國ノ取結タル條約ノ內ニ併セタレハ日本來壬申年中（西洋千八百七十二年第七月一日）ニ至リ改ムヘシト雖モ茶生絲運上ノ分ハ此度ノ約書調印ヨリ二箇年ノ後雙方ノ內何レノ方ヨリナリトモ六箇月前ニ告知シ前三箇年中平均相場ノ五分ニ基キ之ヲ改ル事ヲ求ムヘシ又材木ノ運上ハ此度ノ約書調印ヨリ六箇月後ニ告知シテ時相場ニ從ヒ運上ヲ納ル事ヲ改メテ品物ニ從ヒ運上高ヲ定ムル事ヲ得ヘシ

第三條

元條約ニ添タル交易規則ノ第六則ニ從ヒ是迄取立來レル免狀料ハ此度ヨリ相廢セリ尤荷物、陸揚船積ニ付テノ免狀ハ是迄通リタルヘシト雖モ以後ハ其謝銀ヲ出ス事ナカルヘシ

第四條

神奈川ニ於テ日本慶應二年丙寅五月十九日（西洋千八百六十六年第七月一日）長崎箱館ニ於テ日本慶應二年丙寅八月二十三日（西洋千八百六十六年第十月一日）ヨリ日本政府輸入スル者ノ求ニ應シ運上ヲ納ル事ナク其輸入品ヲ藏ニ入置用意ヲ爲スヘシ日本政府ニテ其品ヲ預リ置間ハ盜難竝風雨ノ損害ナキ樣引受ヘシ尤火難ハ政府ニテハ引受スト雖モ外國商人共右荷物火難ノ受合十分出來スヘキ樣堅固ノ土藏ヲ取建ヘシ就テハ荷物ヲ輸

入スル人又ハ荷主之ヲ土藏ヨリ引取ラントスル時ハ運上目錄通リノ運上ヲ拂フヘシ其品物ヲ再ヒ輸出セント欲スル時ハ輸入運上ヲ納ムルニ及ハス荷物ヲ引取ル節ハ何レニモ藏敷ヲ拂フヘシ右藏敷高竝貸藏取扱向規則ハ雙方相談ノ上議定スヘシ

第五條

日本ノ產物ハ運送ノ陸路水路修復ノ爲諸商賣ニ付テ取立ル通例ノ運上ノ外ハ別ニ運送運上ヲ納ムル事ナク日本ノ內何レノ地ヨリモ外國交易ノ爲開キタル各港ヘ運送スル事勝手タルヘシ

第六條

日本ト外國トノ條約中ニ外國貨幣ハ日本貨幣ト同種同量ノ割合ヲ以テ通用スヘシト取極タル箇條ニ從ヒ是迄日本運上所ニテ墨是哥ドルラルヲ以テ運上ヲ納ムル時ハ壹分銀ノ量目ニ比較シドルラル百枚ヲ壹分銀三百十一箇ノ割合ヲ以テ請取來レリ然ル處日本政府ニ於テ右仕來ヲ改メ總テ外國ノ貨幣日本ノ貨幣ト引替ル事ニ障リナキ樣ニシ又日本通用ノ貨幣ヲ不足ナキ樣ニシ交易ヲ便利ニセン事ヲ欲スルニヨリ日本金銀吹立所ヲ盛大ニセン事ヲ既ニ決セリ然ル上ハ日本人又ハ外國人ヨリ差出スヘキ總テ外國金銀貨幣竝地金ハ日本貨幣ニ吹替ヘ其諸雜費ヲ差引其質ノ眞位ヲ以テ其爲メ定メタル場所ニ於テ引替ンコトス此處置ヲ行フ爲メ日本ト條約ヲ取結ヒシ各國ハ其條約ニ書載タル貨幣通用ニ關係セル箇條ヲ改ムル事緊要ナレハ右箇條ヲ改ムル樣日本政府ヨリ申談シ承諾ノ上日本來丁卯十一月中（西洋千八百六十八年第一月一日）ヨリ其處置ヲ取行ヘシ」吹替ノ雜費トシテ取立ヘキ高ノ割合ハ向後雙方ノ全權協議ノ上定ムヘシ

第七條

運上所諸取扱向荷物ノ陸揚船積及ヒ船人足小遣等雇方ニ付開港場ニ於テ是迄訴出タル不都合ヲ除カンカ爲ニ各開港場ノ奉行速ニ外國ノコンシユルト談判ニ及ヒ雙方協議ノ上右ノ不都合決シテ無之樣規則ヲ立テ交易ノ道竝各人ノ所務ヲ可成丈容易クシ且安全ナラシムル樣雙方委ニ議定セリ

右規則ノ內ニハ各港ニ於テ外國人荷物陸揚船積ノ爲ニ用フル波戶場ノ內ニテ荷物雨露ニ損セサル樣小屋掛ヲ作ル事ヲ書入ヘシ

第八條

日本人身分ニ拘ハラス日本開港場又ハ海外ニ於テ旅客又ハ荷物ヲ送ルヘキ各種ノ帆前船蒸氣船共買入ルヽ事勝手タルヘシ尤軍艦ハ日本政府ノ免許ナケレハ買入ルヽ事ヲ得ス

日本人買入タル諸外國船ハ蒸氣船ハ一噸ニ付壹分銀三箇帆前船ハ一噸ニ付壹分銀一箇ノ運上ヲ定通リ相納ル時ハ日本ノ船トシテ船籍ニ書載スヘシ尤其船ノ噸數ヲ定ムル爲メ日本長官ノ需ニ應シ其筋ノコンシユルヨリ本國ノ船目錄ノ寫ヲ相示シ其眞ヲ證スヘシ

第九條

日本ト右四箇國ト取結ヒタル條約且日本政府ノ使節日本文久二年壬戌五月九日（西洋千八百六十二年第六月六日）大貌利太泥亞政府ヘ送レル覺書及ヒ同閏八月十三日（第十月六日）佛蘭西政府ヘ送レル覺書ニ載セタル別約ニ從ヒ日本人ト外國人ト交易又ハ交通スル事ノ妨ヲ全ク除クヘキ趣ヲ以テ日本政府ヨリ既ニ觸書ヲ達シタリ就テハ日本ノ諸商人政府役人ノ立合ナク相對ニ日本ノ開港場及ヒ此約書中第十條ニ載セタル仕方ニテ海外ヘ出ル許シヲ得レハ各外國ニ於テモ外國商人ト交易スル事勝手タルヘク尤日本商人通例商賣ニ付テ取立ル運上ヨリ餘分ハ日本政府ヘ收ムル事ナシ且諸大名竝ニ其使用スル人々現在取締ノ規則ヲ守リ定通ノ運上ヲ納ル時ハ日本役人ノ立合ナク諸外國又ハ日本ノ諸開港場ニ趣キ其場所ニテ交易スル事右同樣勝手次第タルヘシ

第十條

日本人身分ニ拘ハラス日本ノ開港場又ハ各外國ノ港々ヨリ日本ノ開港場又ハ各外國ノ港々ニ赴クヘキ日本人所持ノ船又ハ條約濟外國船ニテ荷物ヲ積入ルヽ事勝手タルヘシ且既ニ日本慶應二年丙寅四月九日（西洋千八百六十六年第五月廿三日）日本政府ヨリ觸書ヲ以テ布告セシ如ク其筋ヨリ政府ノ印章ヲ得レハ修行又ハ商賣スル爲メ各外國ニ赴ク事竝ニ日本ト親睦ナル各外國ノ船中ニ於テ諸般ノ職事ヲ勤ムル事故障ナシ外國人雇

置ク日本人海外ヘ出ル時ハ開港場ノ奉行ヘ願出政府ノ印章ヲ得ル事妨ケナシ

第十一條

日本政府ハ外國交易ノ爲メ開キタル各港最寄船々ノ出入安全ノタメ燈明臺浮木瀨印木等ヲ備フヘシ

第十二條

此約書取行フ以前雙方政府許允ノ沙汰ヲ待ニ及ハサル故日本慶應二年丙寅五月十九日(西洋千八百六十六年第七月一日)ヨリ取行フヘシ

右約書ヲ政府許允ノ上ハ雙方全權其段互ニ通達スヘシ右通達ノ書面ハ雙方君主保證ノ代リトス

此證據トシテ前文全權此約書ニ名ヲ記シ調印セリ

日本慶應二年丙寅五月十三日(西洋千八百六十六年第六月廿五日)江戸ニ於テ雙方全權各其國語ヲ以テ之ヲ記セリ

水野和泉守花押

英國特派全權公使　パークス印

佛國全權公使　ロセス印

合衆國代理公使　ポルトマン印

蘭國目代兼コンシユル・ゼネラール　ポルスブルツク印

運上目錄

輸出品

第一種

號	品名	每	壹分銀	壹分銀分數銀目
一	干鮑	百斤	三、〇〇(箇分數)	匁分厘毛 〇
二	鮑貝	同	〇、〇八	一、二〇〇
三	樟腦	同	一、八〇	一二、〇〇〇
四	茯苓	同	〇、七五	一一、二五〇
五	桂皮	同	〇、三〇	四、五〇〇
六	桂子	同	二、二五	三、七五〇
七	石炭	同	〇、〇四	、六〇〇
八	繰綿	同	二、二五	三、七五〇
九	棕櫚皮	同	〇、四五	六、七五〇
一〇	乾魚(即鮭鱈鹽漬)	同	〇、七五	一一、二五〇
一一	鰯	同	一、〇五	、七五〇
一二	五倍子	同	〇、九〇	一三、五〇〇
一三	銀杏	同	〇、四五	六、七五〇
一四	麻	同	二、〇〇	〇
一五	蜂蜜	同	一、〇五	、七五〇
一六	鹿角	同	〇、九〇	一三、五〇〇
一七	煎海鼠	同	三、〇〇	〇
一八	鐵(日本產)	同	〇、六〇	、九〇〇
一九	寒天	同	二、二五	三、七五〇

號	品名	每	壹分銀	壹分銀分數銀目
二〇	鉛	同	〇、九〇(箇分數)	一三、五〇〇(匁分厘毛)
二一	茸類	同	五、〇〇	〇
二二	魚油	同	〇、三〇	四、五〇〇
二三	菜種油	同	一、〇五	、七五〇
二四	書物用紙類	同	三、〇〇	〇
二五	下品ノ紙(但シチリ紙 漉返シ紙)	同	一、〇〇	〇
二六	豆類	同	〇、三〇	四、五〇〇
二七	牡丹皮	同	三、七五	一一、二五〇
二八	五升芋	同	〇、一五	二、二五〇
二九	屑布	同	〇、一二	一、八〇〇
三〇	酒並燒酎類	同	〇、九〇	一三、五〇〇
三一	板昆布	同	〇、三〇	四、五〇〇
三二	刻昆布	同	〇、六〇	九、〇〇〇
三三	菜種	同	〇、四五	六、七五〇
三四	胡麻	同	〇、九〇	一三、五〇〇
三五	鱶鰭	同	一、八〇	一二、〇〇〇
三六	乾海老	同	一、八〇	一二、〇〇〇
	絹絲類			
三七	生絲並ヨリ絲	同	七五、〇〇	〇
三八	玉絲	同	二〇、〇〇	〇

號	品名	單位	分銀	壹分銀	號	品名	單位	分銀	壹分銀
第一種	第六綱				第一種	第六綱			
	樹皮	斤	三九	三九		明礬	斤	四	四
	蔴	百斤	四〇	四〇		硝石	同	四	四
	蔴糸	同	四一	四一		硫黄	同	四	四
	蔴布	百反	四二	四二		硫酸	同	四	四
	蔴綱	斤	四三	四三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴繩	同	四四	四四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	百枚	四五	四五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	四六	四六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	四七	四七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	四八	四八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	四九	四九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	五〇	五〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	五一	五一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	五二	五二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	五三	五三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	五四	五四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	五五	五五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	五六	五六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	五七	五七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	五八	五八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	五九	五九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	六〇	六〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	六一	六一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	六二	六二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	六三	六三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	六四	六四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	六五	六五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	六六	六六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	六七	六七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	六八	六八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	六九	六九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	七〇	七〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	七一	七一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	七二	七二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	七三	七三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	七四	七四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	七五	七五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	七六	七六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	七七	七七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	七八	七八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	七九	七九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	八〇	八〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	八一	八一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	八二	八二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	八三	八三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	八四	八四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	八五	八五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	八六	八六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	八七	八七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	八八	八八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	八九	八九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	九〇	九〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	九一	九一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	九二	九二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	九三	九三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	九四	九四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	九五	九五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	九六	九六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	九七	九七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	九八	九八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	九九	九九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一〇〇	一〇〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一〇一	一〇一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一〇二	一〇二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一〇三	一〇三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一〇四	一〇四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一〇五	一〇五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一〇六	一〇六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一〇七	一〇七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一〇八	一〇八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一〇九	一〇九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一一〇	一一〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一一一	一一一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一一二	一一二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一一三	一一三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一一四	一一四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一一五	一一五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一一六	一一六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一一七	一一七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一一八	一一八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一一九	一一九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一二〇	一二〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一二一	一二一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一二二	一二二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一二三	一二三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一二四	一二四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一二五	一二五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一二六	一二六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一二七	一二七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一二八	一二八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一二九	一二九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一三〇	一三〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一三一	一三一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一三二	一三二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一三三	一三三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一三四	一三四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一三五	一三五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一三六	一三六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一三七	一三七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一三八	一三八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一三九	一三九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一四〇	一四〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一四一	一四一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一四二	一四二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一四三	一四三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一四四	一四四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一四五	一四五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一四六	一四六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一四七	一四七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一四八	一四八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一四九	一四九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一五〇	一五〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一五一	一五一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一五二	一五二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一五三	一五三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一五四	一五四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一五五	一五五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一五六	一五六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一五七	一五七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一五八	一五八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一五九	一五九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一六〇	一六〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一六一	一六一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一六二	一六二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一六三	一六三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一六四	一六四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一六五	一六五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一六六	一六六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一六七	一六七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一六八	一六八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一六九	一六九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一七〇	一七〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一七一	一七一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一七二	一七二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一七三	一七三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一七四	一七四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一七五	一七五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一七六	一七六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一七七	一七七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一七八	一七八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一七九	一七九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一八〇	一八〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一八一	一八一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一八二	一八二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一八三	一八三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一八四	一八四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一八五	一八五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一八六	一八六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一八七	一八七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一八八	一八八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一八九	一八九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一九〇	一九〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一九一	一九一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一九二	一九二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一九三	一九三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一九四	一九四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一九五	一九五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一九六	一九六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一九七	一九七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一九八	一九八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	一九九	一九九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二〇〇	二〇〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二〇一	二〇一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二〇二	二〇二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二〇三	二〇三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二〇四	二〇四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二〇五	二〇五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二〇六	二〇六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二〇七	二〇七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二〇八	二〇八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二〇九	二〇九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二一〇	二一〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二一一	二一一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二一二	二一二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二一三	二一三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二一四	二一四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二一五	二一五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二一六	二一六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二一七	二一七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二一八	二一八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二一九	二一九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二二〇	二二〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二二一	二二一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二二二	二二二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二二三	二二三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二二四	二二四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二二五	二二五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二二六	二二六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二二七	二二七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二二八	二二八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二二九	二二九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二三〇	二三〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二三一	二三一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二三二	二三二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二三三	二三三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二三四	二三四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二三五	二三五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二三六	二三六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二三七	二三七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二三八	二三八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二三九	二三九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二四〇	二四〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二四一	二四一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二四二	二四二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二四三	二四三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二四四	二四四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二四五	二四五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二四六	二四六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二四七	二四七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二四八	二四八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二四九	二四九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二五〇	二五〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二五一	二五一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二五二	二五二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二五三	二五三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二五四	二五四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二五五	二五五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二五六	二五六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二五七	二五七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二五八	二五八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二五九	二五九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二六〇	二六〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二六一	二六一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二六二	二六二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二六三	二六三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二六四	二六四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二六五	二六五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二六六	二六六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二六七	二六七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二六八	二六八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二六九	二六九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二七〇	二七〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二七一	二七一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二七二	二七二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二七三	二七三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二七四	二七四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二七五	二七五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二七六	二七六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二七七	二七七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二七八	二七八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二七九	二七九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二八〇	二八〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二八一	二八一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二八二	二八二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二八三	二八三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二八四	二八四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二八五	二八五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二八六	二八六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二八七	二八七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二八八	二八八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二八九	二八九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二九〇	二九〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二九一	二九一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二九二	二九二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二九三	二九三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二九四	二九四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二九五	二九五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二九六	二九六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二九七	二九七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二九八	二九八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	二九九	二九九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三〇〇	三〇〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三〇一	三〇一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三〇二	三〇二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三〇三	三〇三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三〇四	三〇四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三〇五	三〇五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三〇六	三〇六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三〇七	三〇七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三〇八	三〇八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三〇九	三〇九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三一〇	三一〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三一一	三一一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三一二	三一二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三一三	三一三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三一四	三一四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三一五	三一五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三一六	三一六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三一七	三一七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三一八	三一八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三一九	三一九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三二〇	三二〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三二一	三二一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三二二	三二二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三二三	三二三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三二四	三二四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三二五	三二五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三二六	三二六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三二七	三二七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三二八	三二八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三二九	三二九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三三〇	三三〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三三一	三三一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三三二	三三二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三三三	三三三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三三四	三三四		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三三五	三三五		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三三六	三三六		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三三七	三三七		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三三八	三三八		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三三九	三三九		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三四〇	三四〇		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三四一	三四一		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三四二	三四二		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三四三	三四三		硫酸亜鉛	同	四	四
	蔴袋	同	三四

二二	礬石	百斤	○、一二○	一、八○○
二三	檳榔膏	同	○、四五○	六、七五○
二四	雌黄	同	三、七五○	一一、二五○
二五	硝子板	一函十呎四方入	○、三五○	五、二五○
二六	膠	百斤	○、六○○	九、○○○
二七	安息香竝安息油	同	二、四○○	六、○○○
二八	麒麟血、沒藥、乳香	同	一、八○○	一二、○○○
二九	石羔	同	○、○八○	一、二○○
三○	生牛皮	同	一、二○○	三、○○○
三一	牛角、鹿角	同	一、○五○	、七五○
三二	犀角	同	三、五○○	、七五○
三三	牛馬蹄	同	○、三○○	四、五○○
三四	水靛(藍ノ流動物)	同	○、七五○	一一、二五○
三五	土靛(藍ノ乾キタル物)	同	三、七五○	一一、二五○
三六	象牙各種	同	一五、○○○	○
三七	丹、唐ノ土、黄丹、同油	同	一、五○○	七、五○○
三八	革	同	二、○○○	○
三九	麻布類	十碼	○、二○○	、三○○
四○	丹柄	百斤	○、一五○	二、二五○
四一	アンペラ敷物	一巻四十碼	○、七五○	一一、二五○
	金類			
四二	銅竝青銅(板、棹、釘等ニ作レルモノ)	百斤	三、五○○	七、五○○
四三	黄銅竝ミユンツメタル(板釘)	同	二、五○○	七、五○○
四四	熟鐵(棹大細竝釘等)	同	○、三○○	四、五○○
四五	鐵塊	同	○、一五○	二、二五○
四六	船脚ニ用ユル鐵	同	○、○六○	、九○○
四七	鐵針金	同	○、八○○	一二、○○○
四八	鉛塊	同	○、八○○	一二、○○○
四九	鉛板	同	一、○○○	○
五○	亞鉛	同	○、六○○	九、○○○
五一	鋼	同	○、六○○	九、○○○
五二	錫	同	三、○○○	○
五三	鐵葉	重サ九十斤迄ノ函	○、七○○	一○、七○○
五四	蠟引形付敷物(地ニ敷モノ)	十碼	○、三○○	四、五○○
五五	同似皮敷物(家具ニ用ユル物)	同	○、一五○	二、二五○
五六	白胡椒、黒胡椒	百斤	一、○○○	○
五七	木香	同	二、二五○	三、七五○
五八	水銀	同	六、○○○	○
五九	幾那鹽	一斤	一、五○○	七、五○○
六○	籐	百斤	○、四五○	六、七五○
六一	大黄	同	一、○○○	○
六二	鹹魚	同	○、七五○	一一、二五○
六三	白檀	同	一、二五○	三、七五○
六四	蘇木	同	○、四○○	六、○○○
六五	海馬牙	同	七、五○○	七、五○○
六六	一角牙	一斤	一、○○○	○
六七	鮫皮	百枚	七、五○○	七、五○○
六八	嗅煙草	一斤	○、三○○	四、五○○

六九	石鹼(棹ニナリタル物)	百斤	○、五○○	七、五○○
七○	紫梗(染具ノ一種)	同	一、七五○	一一、二五○
七一	赤黒砂糖	同	○、四○○	六、○○○
七二	白砂糖	同	○、七五○	一一、二五○
七三	氷砂糖棒砂糖	同	一、○○○	○
七四	煙草類	同	一、八○○	一二、○○○
七五	朱	同	九、○○○	○
	毛織物類			
七六	大羅紗、小巾羅紗、ハピツトコロツ、中等羅紗			
	右 巾三十四吋迄	十碼	○、六○○	九、○○○
	巾五十五吋迄	同	一、○○○	○
	巾五十五吋以上	同	一、二五○	三、七五○
七七	西班牙製縞耳羅紗	同	○、七五○	一一、二五○
七八	毛繻子、フランネル羅脊板、セルジス	同	○、四五○	六、七五○
七九	旗布	同	○、一五○	二、二五○
八○	蘭口吳呂服	同	○、七五○	一一、二五○
八一	英口吳呂服	同	○、四○○	六、○○○
八二	ラスチング、ケレープラスチング、ヲルステツトケレープ、メリノス、其外都テ毛織物			
	右 (甲)巾三十四吋迄	同	○、三○○	四、五○○
	(乙)巾三十四吋以上	同	○、四五○	六、七五○
八三	毛木綿交織物、イミテーシヨンカムレツト、イミテーシヨンラスチング、プレーンオルレンス、ヒギユールドオルレンス、プレーンルストル、ヒギールドルストル、アルパカ、バラチース、ダマスク、イタリヤンコロツ、タフアセラス、ロスセルコルド、カツサンドラ、ウーレンフアンシー、カムレツトコルド、其外毛ト木綿ト交タル織物			
	右 (甲)巾三十四吋迄	同	○、三○○	四、五○○
	(乙)巾三十四吋以上	同	○、四五○	六、七五○
八四	ブランケツト竝馬氈	十斤	○、五○○	七、五○○
八五	モヘイル敷物、プレイヅ竝シヨウルス	一枚	○、五○○	七、五○○
八六	形附毛織飯臺掛	同	○、七五○	一一、二五○
八七	毛織襦袢同股引	十二	一、○○○	○
八八	毛木綿交織襦袢股引	同	○、六○○	九、○○○
八九	毛絲(白竝染色)	百斤	一○、○○○	○

第二種

無稅品

食料又ハ荷物運送ニ用フル諸獸類
碇竝鎖ノ碇綱
石炭
外國ノ衣裳（但此運上目錄中ニ載セサル品ニ限ルヘシ）
金銀貨幣ニ作リタル者又ハ作ラサル者
穀類
米、籾、小麥、大麥、燕麥、裸麥、豆類、粟、黍、稗、玉黍
右粉類
油糟（豆ノ油ヲ取リシ糟）
荷造ニ用フル筵
板本
鹽
鹽漬ノ食料（樽ニ入レタル者）
硝石
ソルドル
タール竝チヤン
茶ヲ製スル鍋竝籠
茶鉛
旅中用荷物

第三種

禁制品

阿片
兵器竝軍用諸品類
巴里斯品
長沓竝沓
時計類竝オルゴル
珊瑚
刄物類
藥種、水藥類（即人參等ノ如キ類）
染具
西洋陶器、磁器
諸般家具（新舊ヲ論セス）
硝子器
金銀ノ絲竝紐
護謨類竝香椒類
硝子燈類
鏡類
珠玉類
器械類竝鐵及鋼器、絹絲或ハ絹木綿雜織物、絹毛雜織物類（即天鵞絨ダマスク、ブロケードノ類）
油畫竝銅版木版畫類
香具石鹼
金銀キセ竝減金器物類
獸皮類
遠目鏡竝學藝ニ用フル器具

第四種

元代ニ從ヒ五分ノ稅ヲ收ムヘキ品

材木
酒類、酒精類、食料諸類
其他右ニ揭ケサル諸物品
江戸約書第八條ニ隨ヒ外國船ヲ日本人ヘ賣渡節ハ蒸汽船ハ壹トンニ付一分銀三箇ツヽ、帆前船ハ壹トンニ付一分銀一箇ツヽ、日本政府ニ相納ムヘキ事

規則

第一則　輸入目錄ニ載セサル品ハ輸出目錄ニ載ル事アリ共之ニ隨テ稅ヲ納ムヘカラス元代ニ隨テ稅ヲ納ムヘシ輸出目錄ニ載セサル品モ右同樣タルヘシ

第二則　日本ニ在留セル外國人及ヒ外國船ノ乘組人又旅客ニ自己ノ入用ニ足レル丈ハ輸出目錄ニ載セタル穀物竝ニ粉ヲ買入ルヽ事ヲ許スヘシ尤右穀物竝ニ粉ヲ外國船ニ積込マントスル以前ニ通例ノ通運上所ヨリ船積ノ免許狀ヲ得ル事ヲ必要トス

第三則　此稅則ニ載スル所ノ日本一斤（則百六十目）ハ英吉利アホイルヂユポイツ貫目一ポンド及三分一ニ當リ一ヤールド（日本曲尺三尺餘）ハ英吉利尺度三フートニ當リ一分（目方二文目三分）ハ日本ノ銀貨ニシテ其重サトロイ貫目百三十四ゲレインニ下ラス其質ハ純銀ノ九分ニ下ラス其交セ物ハ一分ヨリ多カラサルヘシ壹分以下ノ數ハ一分ヲ百分ニセシ算勘ナリ

（備考）維新前に於ける諸收納金は概ね壹分銀なりしが、外に墨銀其の他の外國貨幣を收納したることあり。其の比率は墨銀（洋銀）百箇に付壹分銀三百十一箇と爲せり。維新後即ち明治元年二月政府は差向洋銀一枚に付金三分の割合とし、尋いで明治四年五月新貨條例發布後は貿易銀（一圓銀貨）百圓に付壹分銀三百十一箇、新金貨百一圓の比率を以て關稅の納付を爲きしめたるが、九年三月貿易銀・墨銀・新金貨とも等價とせり。又輸入品元價の邦貨換算方に就きても種々の沿革あれども玆には之を省略す。

英・佛・米・蘭四箇國と改稅約書を協定せし後、其の以外の諸國にして既に條約を締結したるものも皆此の稅目を採用したるが、斯くの如く改訂稅目は單一低稅にして、先の貿易章程附屬稅目に比し著しく我に不利なりしのみならず、英國に對する課稅價格は輸出港の市價（所謂「元代」）としたる爲め輸入港の市價に隔たること多く、且つ當時外國の市價に精通せず、又從量稅率に就ても改算時期等に關しては約書第二條の外規定する所なく、從て年月を經ると共に事實上減率と同一の結果を來たし、其の甚しきは從價一分にも當らざるものすら存したり。

尙ほ改稅約書實行後外交文書の往復又は法令に依り、輸出の禁制を解除し若くは無稅輸出を許さ

れたる物品少からざれども、今玆には之を贅敍せず（明治財政史第七卷參照）。而して本稅目は爾來明治三十二年一月關稅定率法の實施に至る迄、實に三十數年の長きに亙りて施行せられしものなり。

第二節　明治三十年制定一般稅率

第一款　關稅定率法の制定

外務當局が第一章第二節に述べたるが如く專ら條約改正事業の達成に努力せるに際し、大藏當局は改正實現の曉に賦課すべき輸入稅則に就き調査立案を怠らざりしが、明治二十七年に至り漸く成案を得たり。而して列國との改正條約も逐次調印せらるるに至りしを以て、明治三十年二月第十回帝國議會に關稅定率法案を提出して其の協贊を經、同年三月法律第十四號を以て之を公布したるが、其の施行期日は改正條約の施行期（明治三十二年七月乃至八月）を考慮に入れて、翌年九月勅令第二百八號を以て明治三十二年一月一日と定めたり。

本定率法に於ては外國より輸入する物品を分ちて第一種有稅品第二種免稅品及第三種禁制品の三種と爲し、物品課稅價格の算定方法、稅表中從價稅に代ふるに從量稅を以てするを便となす物品は勅令を以て之を定むべきこと、稅表中二箇以上の稅率を適用し得べき物品に對しては最高率により課稅すべきこと、無稅品及再輸出に由る無稅品の種目其の他稅表中改正を要するときは、施行期日より六箇月以前に之を公布すべきこと等を規定せり。而して其の附屬稅表に依れば、有稅品は最低を五分とし、八進して四割に至り、之を十六類に分つ。卽ち概して之を言へば、普通の完成品は二割とし、之を起點として、(一)天產物、未製品、(二)學術器具、原料品、(三)器械類、運搬要具、(四)半製品卽ち加工の程度少きもの及(五)日常消費品は其の率を低減し、奢侈品及酒、煙草は之を昂加するものとせり。今左に關稅定率法竝に附屬稅表を揭ぐべし。

關稅定率法（明治三十年三月二十九日法律第十四號）

第一條　外國ヨリ輸入スル物品ニシテ附屬稅表第一種ニ屬スルモノハ同表ノ稅率ニ依リ輸入稅ヲ課シ第二種ニ屬スルモノハ輸入稅ヲ免シ第三種ニ屬スルモノハ輸入ヲ禁ス

第二條　物品ノ課稅價格ハ其ノ仕入地、產出地若クハ製造地ニ於ケル原價ニ荷造費、運送費、保險料其ノ他輸入港ニ到著スル迄ノ諸費ヲ加ヘテ算定ス

第三條　附屬稅表ニ揭クル物品ニシテ從價稅ニ代フルニ從量稅ヲ以テスルヲ便宜トスルモノハ勅令ヲ以テ其ノ物品及細別ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ從量稅ハ前條ノ算法ニ依リ六箇月以上ノ平均價格ヲ算出シ附屬稅表ノ稅率ニ基キ之ヲ定ムヘキモノトス

第四條　附屬稅表中二箇以上ノ稅率ヲ適用シ得ヘキ物品ニ對シテハ其ノ最高ノ率ニ從テ課稅ス

第五條　左ノ物品ハ輸入稅ヲ課セス

第一　御料品

第二　帝國陸海軍ノ輸入ニ係ル兵器彈藥及爆發物

第三　海軍艦船

第四　帝國ニ派遣セラレタル各國公使ニ屬スル自用品
第五　勳章賞牌
第六　記錄文書其ノ他ノ書類
第七　商品ノ見本但シ見本用ニノミ適スルモノニ限ル
第八　旅具旅客ノ携帶スルモノ
第九　官立公立ノ博物館及物品陳列所ヘ永久陳列ノ爲ニ輸入スル物品
第十　內國產ニシテ五箇年以內ニ外國ヨリ積戻リ輸出ノ時ノ性質及形狀ヲ變セサルモノ但シ煙草類酒類ヲ除ク
第十一　修繕ノ爲外國ニ輸出シ再ヒ輸入スルモノ
第七號第八號第九號ノ物品ハ稅關ニ於テ相當ト認ムルモノニ限ル
第十一號ノ物品ハ輸出ノ際豫メ再輸入ノ期限ヲ定ムヘシ
第六條　左ノ物品ニシテ輸入ノ日ヨリ滿六箇月以內ニ再ヒ輸出スルモノハ輸入稅ヲ課セス但シ輸入ノ際其ノ輸入稅金ニ相當スル金額ヲ預入レ又ハ擔保ヲ差入レテ之ヲ保障スヘシ
第一　修繕ノ爲一時輸入スルモノ
第二　學術研究旅行者使用ノ爲一時輸入スルモノ
第三　試驗品トシテ一時輸入スルモノ
第四　商人、工業者及注文取集旅商ノ見本品トシテ一時輸入スルモノ
第五　演劇其ノ他興行用ノ爲一時輸入スルモノ

第七條　附屬稅表中改正ヲ要スルトキハ施行期日ヨリ少ナクモ六箇月前ニ之ヲ公布ス

附　則

第八條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治三十一年九月勅令第二百八號を以て明治三十二年一日一日より施行す）

輸入稅表

第一種有稅品

番號	品名	從價稅率
一	第一類　兵器、時計、學術器具及機械類 大砲、小銃、拳銃、刀劍、砲彈、裝藥其ノ他諸兵器	免稅
二	權衡及尺度	一、〇
三	晴雨計	一、〇
四	雙眼鏡	一、〇
	甲　革ヲ以テ裝ヒ若クハ塗裝シタルモノ	二、五分
	乙　其ノ他各種	一、〇
五	置時計、掛時計及同部分品	一、〇
六	鍼盤、時計及同部分品（航海用ノモノ）	一、〇
七	坩堝（各種）	二、〇
八	刃物（別項ニ揭ケサルモノ）	二、〇
九	潛水器及同部分品	一、〇
一〇	電燈器械及同部分品	一、〇
一一	消防器及同部分品	一、〇
一二	農具、工匠具及同部分品	一、〇
一三	樂器及同附屬品	一、五分
一四	理學器、化學器、製圖器、測量器、外科器其ノ他諸學術器（別項ニ揭ケサルモノ）	一、〇
一五	寫眞器及同部分品	一、五
一六	鐵道機關車及同部分品	一、〇
一七	諸器械及同部分品（別項ニ揭ケサルモノ）	一、〇
一八	顯微鏡及同部分品	一、〇
一九	蓄音器及同部分品	二、五
二〇	喇叭筒器及同部分品	一、〇
二一	縫衣器及同部分品	一、〇
二二	眼鏡及同部分品	一、〇
二三	猟銃及同附屬品	二、五
二四	汽鑵、汽機及同部分品	一、〇
二五	電話機及同部分品	一、〇
二六	望遠鏡	一、〇
二七	寒暖計	一、〇
二八	印字機	免稅

二九	懷中時計、懷中時計側及同附屬品	
	甲 金製及白金製ノモノ	三、〇 割分
	乙 銀製及其ノ他各種	二、五
三〇	懷中時計機械及同部分品	一、五
	第二類 飲食物	
三一	礦水、檸檬水、曹達水ノ如キ酒精ヲ含マサル諸飲料	一、〇
三二	乾麪麭	
	甲 船用ノモノ	一、〇
	乙 菓子製ノモノ	一、五
三三	乳油	一、五
三四	乾酪	一、五
三五	咖啡	二、〇
三六	糖菓類	二、五
三七	生卵	一、〇
三八	麥粉其ノ他穀粉、澱粉類	一、〇
三九	生菓、乾菓及別項ニ揭ケサル核子	一、五
四〇	ハム及ベーコン	一、五
四一	鮮肉	一、〇
四二	乳膏及乳粉	一、五
四三	胡椒	一、五
四四	食鹽（海鹽ト礦鹽トヲ別タス）	
	甲 粗製ノモノ	一、〇
	乙 精製ノモノ	一、五

四五	鹹魚	一、五 割分
四六	鹹肉	一、〇
四七	石花菜	一、〇
四八	茶	二、五
四九	生菜、乾菜及鹹菜	一、〇
五〇	其ノ他各種ノ食物	一、五
	第三類 衣服及附屬品	
五一	長靴及短靴（各種）	二、〇
五二	袴鈎	
	甲 絹製及絹入ノモノ	二、五
	乙 其ノ他各種	二、〇
五三	鈕釦、扣子、鉤子類（飾紐釦ヲ除ク）	二、〇
五四	襟卷	
	甲 絹製及絹入ノモノ	二、五
	乙 其ノ他各種	二、〇
五五	手袋（各種）	二、〇
五六	帽子	
	甲 金銀珠玉入ノモノ	三、〇
	乙 絹製及絹入ノモノ	二、五
	丙 其ノ他各種	二、〇
五七	襟飾	
	甲 絹製及絹入ノモノ	二、五
	乙 其ノ他各種	二、〇

五八	肩衣	
	甲 毛製刺繡、絹製及絹入ノモノ	二、五
	乙 其ノ他各種	二、〇
五九	襦袢	二、〇
六〇	足袋（長短ヲ別タス、メリヤス製ノモノ）	
	甲 綿製、毛製及毛綿製ノモノ	二、〇
	乙 絹製及絹入ノモノ	二、五
	丙 其ノ他各種	二、〇
六一	飾紐釦（襦袢ノ襟、袖、胸ニ用キルモノ）	
	甲 金製及白金製ノ（珠玉ヲ嵌メタルト否トヲ別タス）	三、〇
	乙 其ノ他各種	二、五
六二	粧飾料品（平紐、組紐、レース、總、ノッツ、スタールス、金屬絲及金屬紐其ノ他別項ニ揭ケサル各種）	
	甲 金銀製及金銀入ノモノ	三、〇
	乙 絹製及絹入ノモノ	二、五
	丙 其ノ他各種	二、〇
六三	肌衣（上下ヲ別タス、メリヤス製ノモノ）	
	甲 綿製、毛製及毛綿製ノモノ	二、〇
	乙 絹製及絹入ノモノ	二、五
	丙 其ノ他各種	二、〇
六四	雨衣	
	甲 絹製及絹入ノモノ	二、五
	乙 其ノ他各種	二、〇
六五	其ノ他各種ノ衣服及附屬品	
	甲 絹製及絹入ノモノ	二、五

	乙 其ノ他各種	二、〇
	第四類 藥材、化學藥及製藥	
六六	石炭酸	一、〇
六七	撒里矢爾酸	一、〇
六八	酒石酸	一、〇
六九	酒精（アルコール）	四、〇
七〇	明礬	一、〇
七一	安知歇貎林	一、〇
七二	安知必林	一、〇
七三	檳榔子	一、〇
七四	白汞	一、〇
七五	次硝酸蒼鉛	一、〇
七六	晒白粉（格魯兒石灰）	一、〇
七七	硼砂（硼酸曹達）	一、〇
七八	龍腦及艾片	一、〇
七九	桂皮	一、〇
八〇	桂皮油	一、〇
八一	霍香	一、〇
八二	規那皮	一、〇
八三	聖古尼涅（鹽酸若クハ硫酸）	一、〇
八四	辰砂（赤色硫化汞）	一、〇
八五	丁香	一、〇
八六	鹽酸古加乙涅	一、〇

八七	肝油	一、〇
八八	寫眞用古魯胃謨及附屬ノ沃度意撒兒	一、〇
八九	古倫僕	一、〇
九〇	牛黃	一、〇
九一	阿仙藥及檳榔膏	一、〇
九二	健質亞那（龍膽）	一、〇
九三	人參	一、〇
九四	倆里設林	一、〇
九五	亞拉昆亞護謨	一、〇
九六	安息香	一、〇
九七	麒麟血	一、〇
九八	沒藥	一、〇
九九	乳香	一、〇
一〇〇	苦草	一、〇
一〇一	沃度仿謨	一、〇
一〇二	吐根	一、〇
一〇三	葯剌巴根	一、〇
一〇四	錯酸鉛（鉛糖）	一、〇
一〇五	甘草	一、〇
一〇六	麻黃	一、〇
一〇七	過酸化滿俺	一、〇
一〇八	莫兒比涅（鹽酸若クハ硫酸）	一、〇
一〇九	駸香	一、〇
一一〇	駸香（人造ノモノ）	一、五
一一一	甘松	一、〇
一一二	赤撟	一、〇
一一三	鹽酸比魯加兒必涅	一、〇
一一四	倪羅謨剌篤亞斯	一、〇
一一五	格魯兒酸剌篤亞斯	一、〇
一一六	沃度剌篤亞斯	一、〇
一一七	木香	一、〇
一一八	規尼涅（鹽酸若クハ硫酸）	一、〇
一一九	松脂	一、〇
一二〇	大黃（塊粉ヲ別タス）	一、〇
一二一	洎芙蘭	一、〇
一二二	硝石（哨酸剌篤亞斯）	一、〇
一二三	璢篤寧	一、〇
一二四	撒兒沙巴利剌	一、〇
一二五	撾綿支奈	一、〇
一二六	沙剌克	一、〇
一二七	曹達灰	一、〇
一二八	重炭酸曹達	一、〇
一二九	苛性曹達	一、〇
一三〇	結晶曹達（洗濯曹達）	一、〇
一三一	撒里矢爾酸曹達	一、〇
一三二	苔	一、〇
一三三	紫梗	一、〇
一三四	ウアスリン	一、〇

一三五	黃苓	一、〇
一三六	其ノ他諸藥材、化學藥及製藥	一、〇
	第五類　染料、彩料及塗料	
一三七	アリザリン染料	一、〇
一三八	アニリン染料	一、〇
一三九	紺青（乾濕ヲ別タス、鑛物ヨリ製シタルモノ）	一、〇
一四〇	洋紅	一、〇
一四一	酸化古拔爾篤	一、〇
一四二	呀嚕蠡	一、〇
一四三	花綠青	一、〇
一四四	沒食子及五倍子	一、〇
一四五	雌黃	一、〇
一四六	金液、銀液及白金液	一、〇
一四七	乾藍	一、〇
一四八	水藍	一、〇
一四九	インヂゴー、エキストラクト及インヂゴー、カルマイン	一、〇
一五〇	鉛粉（各色）	一、〇
一五一	ログウード	一、〇
一五二	ログウード越幾斯	一、〇
一五三	栲皮	一、〇
一五四	色油	一、〇
一五五	紅花	一、〇
一五六	蘇木	一、〇
一五七	花紺青	一、〇
一五八	姜黃	一、〇
一五九	郡青	一、〇
一六〇	洋漆	一、〇
一六一	支那漆	一、〇
一六二	綠青	一、〇
一六三	朱	一、〇
一六四	碗青	一、〇
一六五	白色亞鉛粉	一、〇
一六六	其ノ他各種ノ染料、彩料及塗料	一、〇
	第六類　玻璢及玻璢製品	
一六七	聰玻璢片（尋常ノモノ）	一、〇
	甲　無色及無著色ノモノ	一、〇
一、五	乙　其ノ他各種	一、五
一六八	プレート玻璢片（水銀ヲ塗リタルト否トヲ別タス）	二、〇
一六九	玻璢珠（威尼斯珠ト稱スルモノ）	二、〇
一七〇	屑玻璢及粉玻璢	一、五
一七一	玻璢鏡	二、五
一七二	其ノ他各種ノ玻璢製品（別項ニ揭ケサルモノ）	二、〇
	第七類　穀物及種子	
一七三	大麥	五、
一七四	豆類	五、

		割分
一七五	玉蜀黍	、五
一七六	燕麥	、五
一七七	胡麻子	、五
一七八	小麥	、五
一七九	其ノ他別項ニ掲ケサル各種ノ穀物及種子	、五
	第八類 角牙皮毛介甲類	
一八〇	獸骨	、五
一八一	羽毛（各種）	二、五
一八二	毛皮（治理シタルト否トヲ別タス）	二、五
一八三	獸毛（羊毛、山羊毛及駱駝毛ヲ除ク）	、五
一八四	髮毛	二、〇
一八五	牛皮及水牛皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ）	、五
一八六	鹿皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ）	、五
一八七	山馬皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ）	、五
一八八	獸蹄	、五
一八九	牛角及水牛角	、五
一九〇	鹿角	、五
一九一	犀角	一、〇
一九二	象牙	一、〇
一九三	屑象牙	一、〇
一九四	一角牙	一、〇
一九五	海馬牙	一、〇
一九六	靴底皮	一、五
一九七	其ノ他各種ノ熟皮	一、五
一九八	鼈甲	一、五
一九九	屑鼈甲	一、五
二〇〇	其ノ他各種ノ骨角、生皮及介甲	、五
二〇一	其ノ他各種ノ牙類	一、〇
	第九類 金屬及金屬製品	
二〇二	安知母尼（塊錠ヲ別タス）	、五
	眞鍮	
二〇三	條、竿及板	一、〇
二〇四	筒及管	一、〇
二〇五	螺旋釘	一、〇
二〇六	故眞鍮（改造適用ノモノ）	、五
	銅	
二〇七	塊及錠	、五
二〇八	條、竿及板	一、〇
二〇九	釘	一、〇
二一〇	筒及管	一、〇
二一一	線	一、〇
二一二	銅貨及白銅貨	、五
二一三	故銅（改造適用ノモノ）	、五
二一四	日耳曼銀（板、竿及線）	一、〇
	鐵及軟鋼	
二一五	塊	、五

二一六	銑鐵及銑鋼	、五
二一七	條、竿、箍及帶	一、〇
二一八	テイ形、アングル形其ノ他類似ノ熟鐵及軟鋼	一、〇
二一九	軌條及附屬ノ牝牡螺旋釘チエルス、ドグスパイキス、フヒシプレーツ	一、〇
二二〇	板（波形ト否トヲ別タス）	一、〇
二二一	電鍍板（波形ト否トヲ別タス）	一、〇
二二二	有紋板	一、〇
二二三	筒及管	一、〇
二二四	釘（電鍍シタルト否トヲ別タス別項ニ掲ケサルモノ）	一、〇
二二五	螺旋釘及牝牡螺旋釘（別掲ニ掲ケサルモノ）	一、〇
二二六	葉鐵、葉鋼（無地若クハ晶鍍ノモノ）	一、〇
二二七	線及徑一因ノ四分ノ一ヲ超エサル細竿（錫鍍シタルト否トヲ別タス）	一、〇
二二八	電線（電鍍線）	一、〇
二二九	線索（電鍍シタルト否トヲ別タス）	一、〇
二三〇	故線索（電鍍シタルト否トヲ別タス）	、五
二三一	故箍、故線其ノ他改造適用ノ故鐵及故軟鋼	、五
	鉛	
二三二	塊及錠	、五
二三三	板	一、〇
二三四	筒及管	一、〇
二三五	水銀	、五
二三六	暱結爾	、五
	白金	
二三七	塊	、五
二三八	條、竿、板及線	一、〇
二三九	鑞（各種）	、五
	鋼（軟鋼ニ非サルモノ）	
二四〇	塊	、五
二四一	條、竿及板	一、〇
二四二	筒及管	
二四三	線及徑一因ノ四分一ヲ超エサル細竿	一、〇
二四四	線（傘骨用ノモノ）	一、〇
二四五	線索（電鍍シタルト否トヲ別タス）	一、〇
二四六	故鑪其ノ他改造適用ノ故鋼	、五
	錫	
二四七	塊及錠	、五
二四八	板	一、〇
二四九	白鑞（バビツツ）	、五
	黃銅	
二五〇	板	一、〇
二五一	條及竿	一、〇
二五二	釘	一、〇
二五三	筒及管	一、〇
二五四	故黃銅（改造適用ノモノ）	、五
	亞鉛	
二五五	塊及錠	、五
二五六	板	一、〇
二五七	故板及其ノ他改造適用ノ故亞鉛	、五